

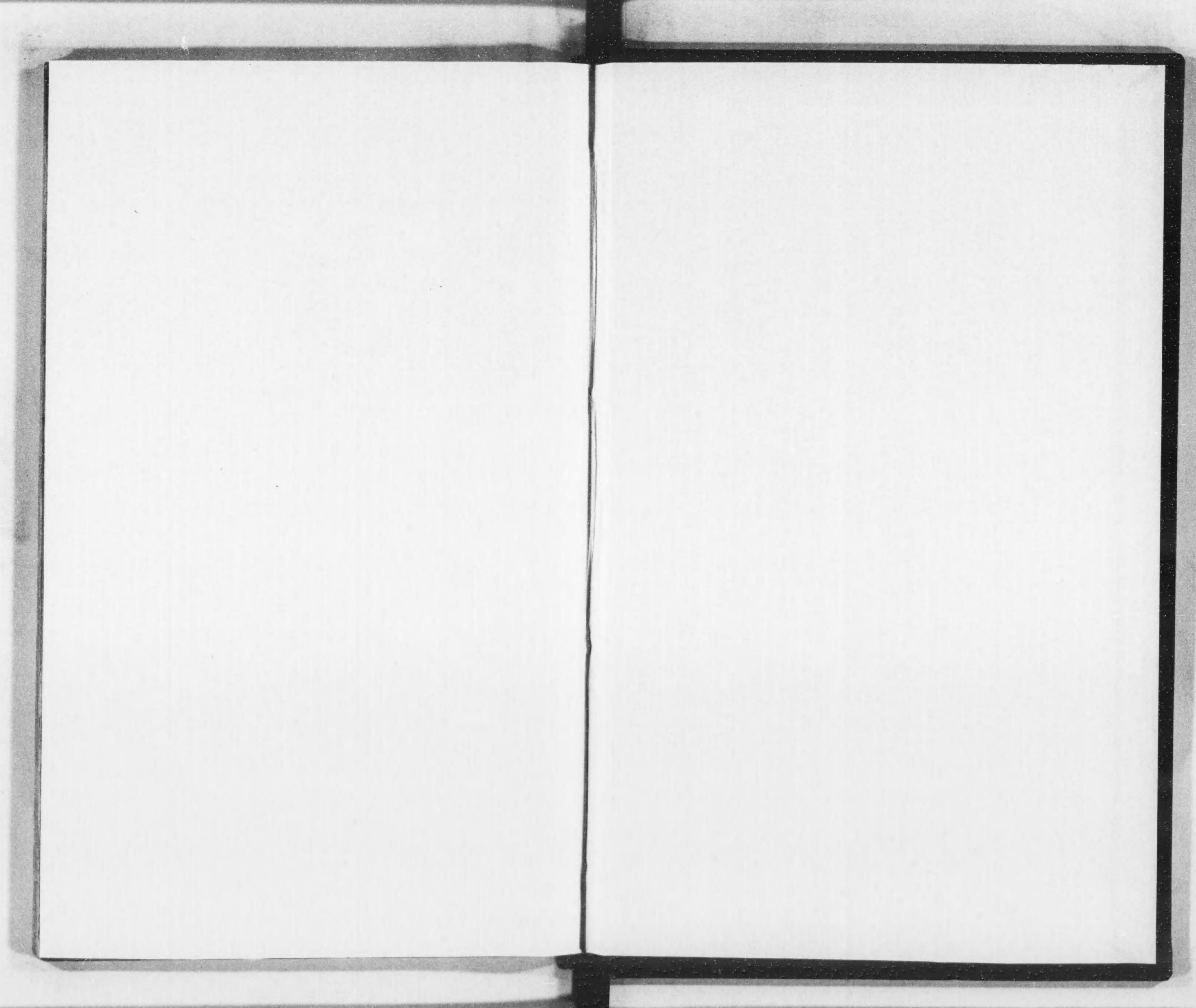
512

325



始





88-128W



恩給法通解

宮内省内蔵頭 入江貫一校訂
宮内事務官 高木三郎著
宮内省参事官

自治館出版

大正
14.12.3
内交

序

宮内省参事官高木三郎君多年の蘊蓄を傾倒して新に
恩給法通解を著す、來りて其の序を予に需む、之を閱す
るに其の理義の深遠にして整然たる、其の釋明の正鵠
にして明快なる、其の引例の適切にして分類の整齊な
る等、寔に改正恩給法の眞髓を遺憾なく闡明し其の實
際運用上に資する唯一の良書なるを信す

君は曩年内閣恩給局書記官として新恩給法の制定に
参劃し之が完成に努めたるは人の知る所にして本書

序
の如き其の發露の美果たるや言を俟たざるなり、今哉
恩給制度の研究は獨り當局者及受給者のみの問題に
あらずして、重要なる社會問題として、注視せらるゝの
際本書の公にせられたるは學界に裨益する所極めて
甚大なるべきを確信して疑はざる所なり

大正十四年十一月一日

内閣恩給局長 下條 康 磨

自序

恩給法は難解であると云ふことは世に定評がある夫れは制度が複雑である
と共に關係法令が頗る多くて一般の人々が容易に其の適用法條を見出すを
得ざるが故であると思ふ。恩給法の制定に依つて大部分の法令は整理統一
せられたが未だ民衆化と云ふ程度に至つては居らぬ。恩給法制定後既に滿
二年を経過し其の間新恩給法の解説註釋書類の上梓せられたものが數種に
及んで居る。而して孰れも立派な著述であつて今更吾人が蛇足を加ふるの
必要は殆んどない。然し自分が大正八年以來恩給の支給事務及裁定事務に
従事すること滿五年間の經驗に依つて痛切に感ぜられた事は何か今少し實
務的な參考書が欲しいと云ふことであつた。其の内偶々恩給法の改正に出
遭つたので自分の心覚えや研究の材料を資料として忘れない中に取纏めて
置かうと云ふ考が起つた。然し公務の餘暇では充分の時間がないので段々
遅延して居る内に宮内省へ轉任する事となつて一層の頓挫を來たした譯で

ある。

本書は必しも上述の實務的参考書として適當であると自薦するの勇氣を持たない然し本書は新恩給法の説明と同時に舊法の規定をも實務に必要な限度に於て説明を加へてある又實體的規定の説明のみならず裁定及支給に關する手續規定をも一通り説明してある此點に於て多少他の著書と相違して居るかと思ふ。

本書固より専門の學術的著述でなく又恩給法の註釋のみを目的とするものでもない。要するに一般常識としての恩給制度を説明し、現在並に將來の受恩給者の手引となり、更に加ふるに恩給事務に従事せらるゝ諸君の御參考ともならば望外の倖である。

終に臨み恩給法原案者の一人たる畏友樋貝法制局參事官の著述に依つて本書編述の上に大なる参考資料を與へられたることを茲に深く感謝する。

野方町の寓居にて

著者識す

大正十四年初秋

恩給法通解 目次

第一編 總論

第一章 總說

- 第一 恩給の概念……………一
- 一 恩給とは何か……………二
- 二 恩給制度の基礎……………三
- 第二 恩給制度の沿革……………四
- 一 外國に於ける制度の沿革……………二
- 二 我國に於ける沿革……………三
- 第三 恩給の種類……………五
- 一 實質上の分類……………二
- 二 年金たる恩給と一時金……………三
- 第四 公務員の意義及種類……………七
- 第二章 恩給權……………二四
- 第一 恩給權の内容……………二四
- 一 恩給權とは何か……………二
- 二 恩給を受ける資格……………三
- 第二 恩給權發生の要件……………三三
- 一 如何なる場合に恩給を受けられるか……………一
- 二 普通恩給權發生要件……………三
- 三 増加恩給權發生の要件……………四
- 四 一時恩給權發生病の要件……………四

第二編 文官恩給

第一章 文官の普通恩給

- 第一節 文官は如何なる條件にて普通恩給を受けられるか……………三六
- 第二節 文官の普通恩給金額……………三九
- 第三節 基礎俸給……………三七
- 第四節 在職年……………三三
- 第一 固有の在職年……………三三

第二章 恩給の更正

- 一 恩給の更正とは何か……………二
- 二 基礎法令と更正要件……………三
- 三 更正手續……………三

- 要件……………五
- 五 傷賜金權發生の要件……………六
- 六 扶助料權發生の要件……………七
- 七 一時扶助料權發生の要件……………七
- 第三 新法と舊法との關係……………三三
- 一 準據法……………二
- 二 在職年の計算……………三
- 三 恩給不併給の原則……………四
- 四 既得恩給の停止關係……………四

第二 通算に因る在職年……………二〇八
 第三 加算年……………二〇九
 第四 除算年……………二一〇

第二章 文官の傷病恩給……………二二〇

第一節 公務傷病とは何か……………二二〇

第二節 傷病恩給の金額……………二二〇

第一 公務傷病に關する規定の適用に付ての階等……………二二〇

第二 傷病の原因……………二二一

第三 公務擬制……………二二二

第四 不具發疾の程度……………二二二

第三節 退職後の症項決定……………二二六

第四節 重大過失と傷病恩給……………二二〇

第五節 有期恩給……………二二二

第六節 準文官の傷病恩給……………二二五

第一 準文官の傷病恩給の金額……………二二五

第二 準文官の階等……………二二五

第三章 文官の一時恩給……………二二四

第一節 退官賜金の沿革……………二二四

第二節 新法の一時恩給……………二二六

第四章 再就職改定……………二二七

第一節 普通恩給の改定……………二二九

第二節 傷病恩給に關する諸規定……………二〇七

第二章 傷病賜金……………二〇五

第一節 如何なる場合に傷病賜金を給せられるか……………二〇五

第二節 傷病賜金の額……………二〇九

第四章 軍人の一時恩給……………二一〇

第四編 教育職員恩給……………二一一

第一章 教育職員の普通恩給……………二一一

第一節 教育職員は如何なる條件にて普通恩給を受けられるか……………二一一

第二節 教育職員の普通恩給金額……………二二三

第三節 在職年……………二二八

第一 固有の在職年と通算年……………二二八

第二 加算年……………二三〇

第三 除算年……………二三〇

第二章 教育職員及準教育職員の傷病恩給……………二二七

第一節 傷病恩給の金額……………二二七

第二節 恩給の算出基礎たる階等……………二二八

第二節 増加恩給の改定……………二〇八

第三節 改定に關する諸規定……………二〇九

第五章 國庫納金……………二一〇

第六章 轉任轉職ニ恩給關係……………二一〇

第三編 軍人恩給……………二一七

第一章 軍人及準軍人の普通恩給……………二一七

第一節 軍人及準軍人は如何なる條件にて普通恩給を受けられるか……………二一七

第二節 軍人及準軍人の普通恩給金額……………二一八

第三節 恩給の算出基礎たる階等……………二一九

第四節 在職年……………二二〇

第一 固有の在職年……………二二〇

第二 通算に因る在職年……………二二〇

第三 加算年……………二二一

第四 除算年……………二二一

第二章 軍人及準軍人の傷病恩給……………二二一

第一節 傷病恩給の金額……………二二一

第三章 教育職員の一時的恩給……………二二九

第四章 國庫納金……………二二九

第五編 警察監獄職員恩給……………二三〇

第一章 警察監獄職員の普通恩給……………二三〇

第一節 警察監獄職員は如何なる條件にて普通恩給を受けられるか……………二三〇

第二節 警察監獄職員の普通恩給金額……………二三八

第三節 在職年……………二四九

第一 固有の在職年……………二四九

第二 通算に因る在職年……………二五〇

第三 加算年……………二五七

第四 除算年……………二五七

第二章 警察監獄職員の傷病恩給……………二六二

第一節 傷病恩給の金額……………二六二

第二節 増加恩給の算出基礎たる階等……………二六八

第三章 警察監獄職員の一時的恩給……………二六九

第六編

待遇職員恩給

第一章 待遇職員の普通恩給

第一節 待遇職員は如何なる條件にて

普通恩給を受けられるか

第二節 待遇職員の普通恩給金額

第三節 在職年

第一 固有の在職年

第二 通算に因る在職年

第三 加算年

第四 除算年

第二章 待遇職員の傷病恩給

第一節 傷病恩給の金額

第二節 恩給の算出基礎たる階等

第三章 待遇職員の一時恩給

第四章 個人納金

第七編

遺族扶助料

第一章 年金たる遺族扶助料

第一節 扶助料を受くべき遺族の範圍

及順位

第二章 扶助料の年額

第三節 資格喪失の原因

第一章 一時扶助料

第一節 恩給法第八十一條の一時扶助料

第二節 恩給法第八十二條の一時扶助料

第八編 恩給の請求及裁定

第一章 恩給の請求

第一節 請求書の書き方

第二節 添附書類

第三節 經由廳

第四節 請求時効及其の中斷停止

第二章 恩給の裁定

第一節 裁定官廳

第二節 裁定手續

第九編 恩給の支給

第一章 支給手續

第一節 支給廳

第二節 郵便局にて取扱ふ給與金の種

類及其の支給方法

第三節 繼續支給

第四節 一時支給

第五節 給與金の請求時効及其の中斷

停止

第二章 恩給の讓渡擔保及差押

禁止

第三章 恩給證書亡失毀損の場

合の處置

第四章 異動届出事項

第十編

恩給權の停止及消滅

第一章 恩給權の停止

第一節 如何なる場合に恩給權は停止

せられるか

第一 恩給の停止

第二 扶助料の停止

第二章 停止の場合の處置及轉給

第二章 恩給權の消滅

目次

第一節 如何なる場合に恩給權は消滅

するか

第二節 恩給權の消滅した場合の處置

第十一編 恩給に關する行政

廳の處分に對する

救濟

第一章 行政救濟の種別

第一節 具申

第二節 訴願

第三節 行政訴訟

第二章 爭訟手續

第一 具申手續

第二 訴願手續

第三 行政訴訟手續

第十二編 恩給の負擔

第一章 恩給の負擔者

第二章 負擔分擔

第三章 納付交付金

目次

五

● 戦闘に準ずべき公務に因る傷疾に關する件……………四九六

● 大正六年法律第六號附則第九項の規定に依る恩給等に關する件……………四九七

● 明治四十四年法律第五十九號附則第六項の規定に依る恩給等に關する件……………四九七

● 明治七年以後の戦役に死歿したる軍人軍屬の遺父母及祖父母扶助に關する法律……………四九七

第五章 宮内職員

● 宮内省官吏恩給例……………四九八

● 宮内省准官吏恩給例……………四九八

● 宮内省官吏遺族扶助例……………四九八

● 恩給停止の件……………五〇〇

● 宮内官にして勅任待遇奏任待遇又は判任待遇宮内職員に命ぜらるる爲退官したる者の恩給並退官賜金に關する件……………五〇〇

● 宮内省官吏に官吏恩給法及官吏遺族扶助法補則適用の件……………五〇〇

● 朝鮮在勤宮内官の恩給遺族扶助料及退官賜金に關する件……………五〇一

● 文武官宮内官交互恩給扶助料支給の件……………五〇一

● 宮内省官吏准官吏恩給遺族扶助料更正に關する件……………五〇二

● 朝鮮人たる宮内官にして舊韓國宮内府其の他舊韓國政府に在官又は在職したる者の恩給及遺族扶助料等に關する件……………五〇二

● 皇宮警手恩給令……………五〇二

● 宮内省官吏准官吏恩給扶助料増額等に關する件……………五〇九

参考法令

● 廢兵院法……………五二二

● 廢兵院法第三條の扶助料給與手續……………五二二

● 執達吏規則(抄)……………五二二

● 大正九年法律第十號に依る恩給増額中執達吏に對する特

● 例に關する件……………五三三

● 官公立學校又は圖書館職員と教官其他教育事務に従事する文官との間の轉任に關する件……………五三三

● 官吏の勤続に關する件……………五三三

● 市町村立小學校教育勤続方……………五三三

● 陽曆頒行詔……………五三三

● 年曆計算に關する法律……………五三三

● 年齡計算に關する舊法……………五三三

● 行政裁判法……………五三三

● 行政裁判法を樺太に施行するの件……………五三三

● 訴訟法……………五三三

● 訴訟法の一部を樺太に施行するの件……………五三三

● 郵便官署をして年金恩給等の支給事務を取扱はしむるの件……………五三三

● 年金恩給支給規則……………五三三

● 裁判所構成法(抄)……………五三三

● 裁判所構成法施行條例(抄)……………五三三

● 朝鮮總督府裁判所令(抄)……………五三三

● 朝鮮總督府判事の恩給に關する法律……………五三三

● 臺灣總督府法院條例(抄)……………五三三

● 陸軍法務官及海軍法務官の恩給及遺族扶助に關する件……………五三三

● 會計検査官退官に關する法律……………五三三

● 恩給扶助料等の増額に關する法律……………五三三

● 朝鮮軍人及朝鮮軍人遺族扶助令……………五三三

● 朝鮮軍人を陸軍將校同相當官に任用等に關する件(抄)……………五三三

● 定年に因る退職判事檢事の恩給に關する件……………五三三

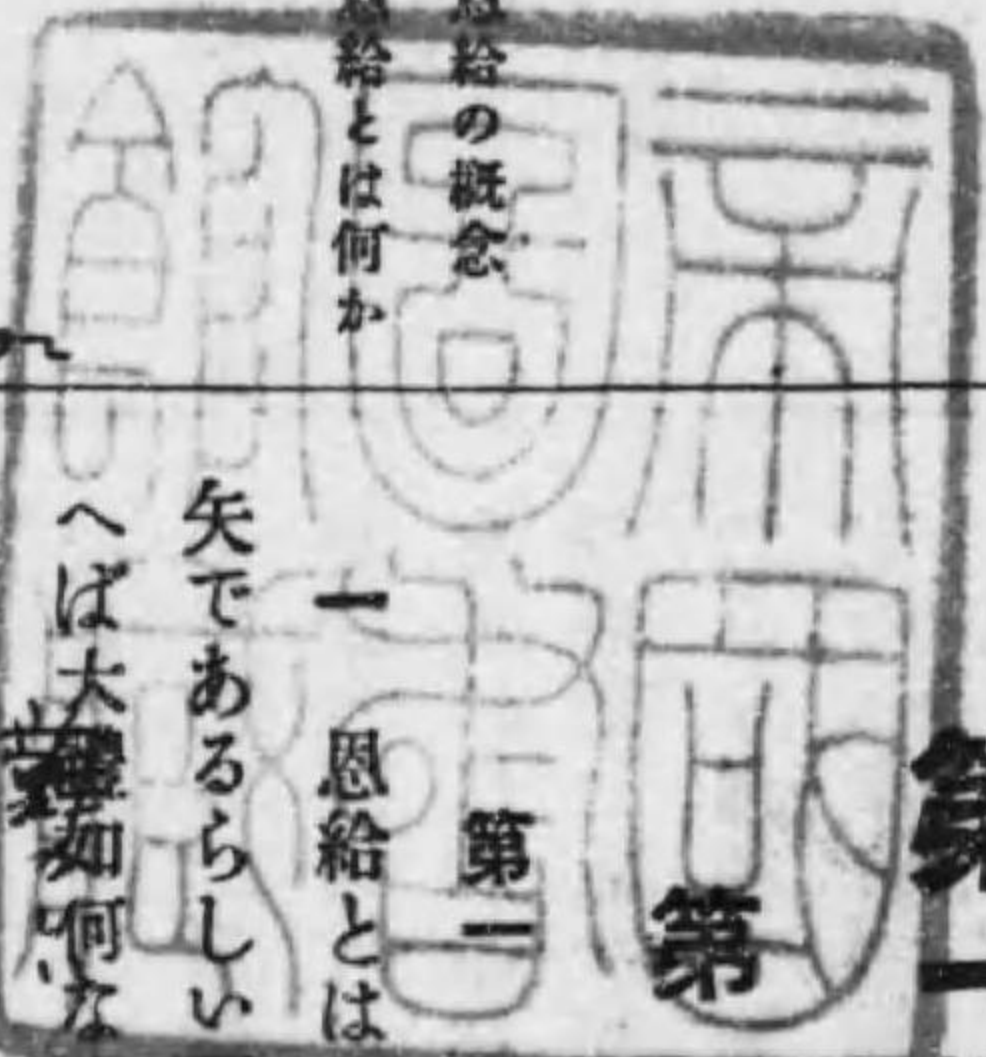
恩給法通解

高木三郎著

第一編 總論

第一章 總說

恩給の概念
恩給とは何か



● 恩給とは何か 恩給と云ふ熟語は明治九年太政官達陸軍恩給令に用ひられたのが嚆矢であるらしい爾來五十年近くも恩給と云ふ言葉が用ひられて居るので今日では恩給と謂へば大體如何なるものであるかと謂ふ程度の了解は、一般社會の人が有する事と考へる然し其の内容は中々複雑であつて如何なる性質を有するものであるかと謂ふ事は一概に謂ひ表はす事の出来ない程難かしいものである。

元來恩給と謂ふ言葉は外國語の「ペンション」の翻譯であるが「ペンション」と謂ふ語は本來「支拂」と謂ふ意味の語源から出たもので現今普通に用ひられて居る「恩給」と謂

ふ意味は含まれて居ないのである。夫れ故に現今用ひられて居る「恩給」若くは「ペンション」と稱せらるる給與は果して如何なる性質を有し如何なる理由に基いて給與されるものかと謂ふ事は言葉自體では謂ひ表はされないのである。

右の如く「恩給」と謂ふものは時代と人にと依り其の解釋に多少の差違ある事は免れ難いのであるが大體から謂へば「雇傭主の使用人に對する老廢救濟の制度なり」と謂ひ得るのである。雇傭主の使用人に對する老廢救濟なるが故に此の制度は必しも獨り國家及公共團體の使用人許りでなく個人の使用人に對しても存在し得る譯で現に我國でも大きな銀行會社には恩給制度があり佛蘭西の如きは或程度に於て政府の恩給制度と民間の恩給制度との權衡を計り彼我交渉を行つて居る様である。然し我國では狹義に於ては官吏の老廢救濟のみを恩給と稱して居る。今我々が是から研究し様とする「恩給」と謂ふ言葉の中には官吏のみならず巡查看守教育職員待遇職員等の公務員を含む稍々廣い意味の「恩給」と解して戴きたい。

扱恩給は雇傭主の使用人に對する老廢救濟なりとして、使用人は果して如何なる根據に依り雇傭主に對して救濟を求むべきであらうか。即ち其の救濟は單純なる雇傭主の恩恵であるか、又は雇傭主の責任として救濟せざるべからざる義務を有するものであるか。是れが恩給の概念として最も重要な基礎觀念である。

二 恩給制度の基礎 恩給は恩恵であるか權利であるか此の問題は以前から種々な議論

恩給制度の基礎

秘
米
銀行

のある所であつて我國の學者間にも未だ決定的の説はないのである此の點に就ては樋貝法學士著恩給法原論に詳細な恩給理論が擧げてあるから就て見られたい。茲には簡單に代表的數説を紹介する事とする。

恩恵説

(一) 恩恵説 恩給の給與は全く國家其他の公共團體の恩恵なりとする説

保険料説

(二) 保険料説 軍人の恩給は不時の召集に應ずる準備的給與なり即ち召集の危險に對する保険料なり其の他の恩給は恩恵なりとする説

貯金又は保險金説

(三) 貯金又は保險金説 平常一定の納金を爲し退職に際し貯金又は保險金を受くるものなりとの説

方便説

(四) 方便説 恩給は公務員が在職中専心服務する爲政策上の方便として與ふるものなりとの説

報酬説

(五) 報酬説 公務員の過去の勤勞に對する反對給付なりとなす説

減損能力填補説

(六) 減損能力填補説 公務員の經濟上の獲得能力喪失に對する損害填補なりとの説
以上の數説に對して一々論評を試むる事は到底小冊子では出來ないのみならず本書の目的にも合はないから全部省略するが唯最後の損害填補説に付少しく説明を加へて置きたいと思ふ。

此の説は我國では初めて紹介せられたもので大正九年に馬場鎮一博士が發表せられて以來我國の恩給發達史の上に非常な影響を與へた「エボックメーカーキング」の新説である。(法學

獲得能力喪失に對する損害填補なりと謂ふ思想は外國に於ては相當前から持つて居たらしい現に外國の學者中には明瞭でないにしても恩給を單なる恩惠若くは方便報酬とは見ず損害填補なりと主張し亦立法例に於ても米國官吏退職法の如き恩給を受くる官吏が獲得能力(アーニング、カパシティ)を恢復したる時は恩給の給與を停止すべき事を規定するを見ても判る。然し我國の恩給制度の發達は實に遅々たるもので僅か數年前迄は恩給等は全然社會の問題ともならず外國制度の研究も等閑に附され世間も受恩給者も爲政治家も學者も恩給の本質が如何なるものか判らぬ時に於て從來の迷夢を破つて恩給の本質を明にし學說上の根據を確立して恩給が立派な權利であつて單なる恩惠化して權利となる程度のものではないと謂ふ事を明にし而かも其結論が偶然にも近世諸國の立法精神と合致したと謂ふ事は寧ろ奇蹟に近いと謂はねばならぬ。此の學說の發表あつて以來恩給制度改善運動が理論的基礎を以て着々社會より認めらるるに至つたのである。乍然損害填補説は如何なる點から見ても正當であり一點批難の餘地がないかと謂へば夫れは餘りに早計である特に此の説は前提として過去の勤務に對する減損能力は在職中填補せられなかつたと謂ふ事を證明せねばならぬと思ふ若し現職中の俸給なるものが積極的勞務の報酬以外に消極的能力減損の部分の賠償をも含むとすれば其の根據が大分薄弱となる。そこで更に最近には勞働問題と關聯させ生存權と結び付け此の理論的根據を説明せんとする傾向が見える。茲迄達すれば恩給法

は全く社會法(ロア、ソシアル)として取扱はるるものであつて將來の進歩は著しきものであらう。此の際恩給制度の沿革を簡單に述べて參考に供しやう。

第二 恩給制度の沿革

一 外國に於ける制度の沿革 恩給と謂ふ明かな制度でなくとも老廢官吏の救済を目的とする恩給的制度は希臘羅馬の時代からあつた此の時代には多く戦争に因り不具廢疾となつた軍人又は戦死者の遺族に土地を與へて其の生活を保障したものである。然し此の時代の恩給制度は明かに王侯の恩惠であつて社會上の制度として認められたものではない。社會から恩給制度を認めらるるに至つた近世恩給史の上では佛蘭西が最も先であると稱せられて居るから先づ佛蘭西の沿革を述べて見たい。

歴史上軍人恩給は文官恩給より遠き以前から發達したものであつて此の點は大體孰れの國でも同様である佛蘭西に於ても第十六世紀「フランソワ」第一世の時常備軍編成に際し廢兵恩給(モルト)の制度を定めた(千五百三十四年七月勅令)爾來歴代の王に踏襲せられ初めて社會上恩給制度と謂ふものが認められたのである。其の後千六百七十四年「ルイ」十四世に依り廢兵院を創設せられ更に暫くして海軍廢兵院を設け千七百九年からは海軍軍人の外商船水夫をも收容し恩給制度と相俟つて老廢救済に努めた。次いで千七百八十八年海軍將校恩給に關する規則を定め在官年限に關する規定と寡婦孤兒の扶助料を定めた。此の時代に在りては文官恩給は全く考慮にすら上らず唯郵便事務從事員等極めて特種の者のみに或程度の恩給を認

恩給制度の沿革
外國に於ける
制度の沿革

佛蘭西

めたものらしい。大革命以前の状態は右に述ぶるが如く恩給は全く王侯の恩恵として認められ來つたのであるが、憲法議會は千七百九十年八月二十二日の法律に依つて武官の恩給に關する基礎條件を定め且恩給權の基礎觀念に付從來と全く異なつた宣言を爲した。即ち恩給は國王の爲めに爲した勤勞に對し國王の恩恵として與ふる賞賜に非らずして國家の爲の勤勞、國家の防禦、國家の光輝を發揚し若くは公共事業の爲に一大模範的忠勤を爲したる者に與ふる國家の報恩的債務であると謂ふのである。

大革命、總督政府及帝王の三大戦争は非常なる恩給受給者を増加したので千七百九十年の法律では文官を顧る事が出來ず同法律では軍人であつても陸海軍廢兵の外は千二百萬「リール」の恩給基金以上には如何なる事があつても恩給を給與せず受恩給者が死亡すれば年齢在官の最も多き者の遺族から順次給與の順位に依り支給した。斯様な状態であつたから文官は自衛的に「トンチン」式年金講を作り恩給基金を創定したのである。

爾來恩給制度改善の事が數々問題となり千八百三十一年陸海軍人恩給法を制定し文官に就ては千八百五十三年六月九日の法律を見るに至つた。此の千八百三十一年及千八百五十三年の法律が舊佛國恩給法の基礎法である。

右の如く佛國恩給法は成文恩給法として最も古い歴史を有し且當時に於ては最も進歩した制度であつたので英獨其の他の各國も多く之を模倣して恩給制度を創設したのであるが時代の進展に従つて根本より改正するの必要を生じた。従つて數々部分修正も行はれ根本

改正も計畫せられたが實現を見るに到らざる中に今回の歐洲戰亂が起つた。歐洲戰亂の結果は一面に於て頗る多數の廢兵を生じたのみならず他面經濟上に著しき影響を與へ物價勞銀の昂騰に依つて俸給恩給等の定額收入に依る衣食者を脅かした事甚しかつた。之が爲千九百十九年三月三十一日廢兵恩給法を制定すると共に千九百十九年八月五日の勅令を以て文武官恩給法改正調査委員會を設け不取敢千九百二十年五月二十五日の法律に依り戰爭に基因する財界の變動に應ずる爲文武官恩給の一時的更正増額を行ひ尙文武官統一恩給法案の起草に著手し千九百二十二年四月一日改正案を議會に提出し同年可決せられたのが現行法である。

獨逸

獨逸恩給法は我國の恩給法の母法であつて沿革の上からは中々重要である。獨逸帝國建設前の歴史は明かでないが「プロシア」では千八百二十五年の勅令で文官恩給令を制定し其の後若干變更追完の後獨逸帝國建設迄施行せられ千八百七十二年「プロシア」王國官吏のみの恩給法を統一制定した。

獨逸帝國としては千八百七十三年帝國法律を以て文官恩給法を制定したが其の内容は「プロシア」官吏恩給法を繼承したと稱せられる。千八百七十三年の帝國法律は千八百八十六年四月一日、千八百八十八年三月五日、千八百九十七年六月一日及千九百七年の法律に依り修正された。陸海軍人に就ては千八百七十一年軍人恩給法を制定し其の後千八百八十七年六月十七日、千九百六年五月三十一日及千九百七年五月十七日の諸法律に依り恩給制

英吉利

度が完成された。尙此の外戦時中及戦後に亘り幾分法令を改廢し千九百十六年には恩給を一時金に換算給與すべき法律を發布した。

英國では恩給法規が非常に複雑で統一法がない。英國は救貧政策の非常に發達した國であるから其の實質は恐らく遺憾なく出來て居るのであらうが法律の形式は整つては居らぬ。老廢年金の制度は餘程以前から在つた様である初めは皇室經費の中から廢兵や遺族國家の功勞者其の遺族等に年金を支給した是等の年金は皇帝の時代に依り或は與へ或は廢止し全く恩惠であつた。海軍恩給は千六百九十年「ウィリアム」三世の時初めて認められ千七百年「アン」女皇の時規則的に定められ其の後二三の變遷整理があつた。

文官恩給は千八百三十四年、千八百五十四年、千八百八十七年及千九百九年の諸法律に依り稍形を整へた。此の外千八百五十九年(ヴィクトリア)千八百六十九年の政務官恩給法千八百七十一年、千八百九十三年、千九百十四年等に部分改正があり千九百二年には恩給増額に關する法律を發布せられ千九百二十一年には警察職員恩給法が制定せられて居る。

米國は元來恩給と謂ふ制度が餘り發達しなかつた國である制度として認められたのは獨立戦争の時「ワシントン」の提案に基き士官の俸給半額給與に其の端を發すと稱せられて居る此の制度は千七百八十年に寡婦に迄擴張せられた其の後千八百十四年南北戦争に従事し不具廢疾となりたる軍人の恩給に關する法律制定せられ次に其の遺族に擴張せられた是等の恩給額は千九百四年迄種々の修正を加へられた千八百九十二年には印度戦争に關係した

北米合衆國

者の恩給を規定し千九百二年及千九百八年に修正されて居る。

歐洲戰に参加して以來廢兵の數が相當多數に上つたので恩給は遽かに増加した米國では廢兵の増加恩給は大將も兵卒も同額であるので經費も非常な額である夫れでも毎年議會で騒ぐので修正に修正を重ね現に大正十二年の春にも修正され更に次の議會にも修正案が提出された様である。

米國文官恩給に就ては從來一般的の規定なく鐵道、郵便、國立裁判所判事、警察官竝に地方自治體の消防職員等に限られて居たが千九百二十年五月公務員退職に關する法律を制定し一般的規定が出來た其の梗概は不肖が法制時報に紹介して置いた(法制時報第十卷九號十號)

伊太利

伊太利に於ては千八百九十五年二月二十一日の法律に依り文武官恩給を統一規定した此の法律は千九百六年七月十九日及千九百七年七月十四日の法律で部分修正を爲し更に千九百十九年十月二十三日の法律勅令に依り重要なる修正を行つて居る。

以上各國の恩給政策の沿革を見ると均しく此の最近數年に亘り著しき革新的氣分の漲る事が點頭されるであらう抑も此の時代相は何を語るものであらうか慧眼なる政治家は決して此の事實を徒らに看過はしまいと思ふが尙一應我國の恩給制度の沿革及現狀を述べて置きたう。

我國に於ける沿革

二 我國に於ける沿革 我國に於ては明治維新迄嚴格な階級制度が行はれ武士其の他の家人は夫々其の主君から生活の保障を受けて居たので形式的意義に於ける恩給制度がなか

以上の外文官恩給及文官遺族扶助料に關する補充的規定として左の諸法令がある。

- 明治二十九年官吏恩給法及官吏遺族扶助法補則
- 同年法律第七十八號(臺灣總督府條例施行前同府所屬雇員ニ官吏恩給法及官吏遺族扶助法ヲ適用スル件)
- 明治三十三年法律第七十五號(臺灣樺太在勤官吏ノ恩給及遺族扶助料ニ關スル件)
- 明治四十年法律第四十八號(臺灣樺太在勤官吏ノ恩給及遺族扶助料ニ關スル加算規定ヲ朝鮮總督府及關東都督府在勤官吏ニ準用スル件)
- 明治四十四年法律第六十一號(同加算規定ヲ朝鮮在勤陸海軍文官ニ準用スル件)
- 明治四十四年法律第六十七號(貴族院及衆議院書記技手在官年月數ニ關スル件)
- 大正七年法律第三十號(朝鮮人官吏の恩給、退隱料及遺族扶助料等ニ關スル件)
- 大正十年法律第三十五號(都市計畫地方委員會職員の恩給及遺族扶助料ニ關スル件)
- 大正十年法律第九十四號(陸軍法務官及海軍法務官の恩給及遺族扶助料ニ關スル件)
- 大正十一年法律第四號(明治四十四年法律第六十一號中改正ノ件)
- 大正十一年法律第十九號(南洋群島ニ在勤スル文官判任以上ノ官吏及警部補巡査ニ明治三十三年法律第七十五號及明治三十五年法律第二十九號準用ニ關スル件)

等があり亦裁判官に就ては

- 裁判所構成法第七十七條及第七十九條
- 明治四十五年法律第十二號(朝鮮總督府判事ノ恩給ニ關スル件)
- 明治三十一年律令第十六號(臺灣總督府法院條例)第十六條
- 大正十年法律第百二號(定年ニ因ル退職判事檢事ノ恩給ニ關スル件)

等に特別規定を有し會計検査官には明治二十九年法律第九十一號(會計検査官退官に關する件) 執達吏に就ては執達吏規則(明治二十三年法)第二十一條に夫々恩給に關する規定がある。

以上軍人及文官の恩給制度の沿革を極めて簡単に申述べた。尙此の外に巡查看守等の退

料 巡查看守退隱

隱料學校職員退隱料宮内官恩給と謂ふ様なものがあるが此の上沿革史を續けては大概飽きられる事と思ふし紙數も之を許さないから主なる法律を列擧するに止めやう。

- 巡查看守給助例(明治十五年) (太政官達)
- 巡查看守退隱料及遺族扶助料法(明治三十四年) (法律三十八號)
- 臺灣在勤巡查看守等の退隱料及遺族扶助料ニ關スル件(明治三十五年) (法律二十九號)
- 同上加算規定ヲ朝鮮總督府、關東都督府、樺太廳在勤巡查看守等ニ準用ノ件(明治四十九年) (法律四十九號)
- 同上規定ヲ朝鮮在勤陸軍監獄看守及陸軍警査ニ準用ノ件(明治四十四年) (法律六十一號)
- 同上規定ヲ朝鮮ニ於ケル判任官ノ待遇ヲ受クル消防手ニ準用ノ件(大正十一年法) (法律二十八號)
- 警部補退隱料及遺族扶助料ニ關スル法律(明治四十三年) (法律三十號)

以上警察監獄職員の恩給規定であつて第一を除く外全部が大正十二年九月三十日迄施行されて居た。

學校職員に就ては

- 市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料法(明治二十三年) (法律九十號)
- 府縣立師範學校長俸給並公立學校職員退隱料及遺族扶助料法(明治二十三年) (法律九十一號)
- 公立學校職員ノ退隱料等ニ關スル法律(明治二十九年) (法律十三號)
- 臺灣ニ在勤スル地方稅支辨ノ俸給ヲ受クル文官判任以上ノ學校職員退隱料及遺族扶

料 學校教員退隱

助料ニ關スル件(明治三十三年法律七十七號)

一 朝鮮ニ於ケル學校職員ニシテ國庫ヨリ俸給ノ支給ヲ受ケサル文官判任以上ノ者ノ退隱料及遺族扶助料ニ關スル法律(明治四十五年法律十一號)

一 在外指定學校職員ノ退隱料及遺族扶助料法(明治三十八年法律六十四號)

一 樺太廳立小學校教員樺太公立小學校教員退隱料及遺族扶助料ニ關スル法律(明治四十一年法律三十五號)

の諸規定が孰れも最近迄行はれて居た而して文官巡査看守學校職員は共に大正九年法律第十號に依り増額せられたのである宮内官は明治二十三年宮内省達宮内省官吏恩給例、宮内省准官吏恩給例及宮内省官吏准官吏遺族扶助例に依り政府の官吏と大體一致した規定がある此の外明治二十六年制定の皇宮警手給助例があつたが大正七年皇宮警手恩給令を以て廢止された。右の如く我國の恩給制度は比較的近代の發達であるに拘らず非常に複雑であると謂ふ事が判るであらう。而して茲に煩を顧みず幾多の法令を一々列擧したのは我恩給法規が如何に煩雜不統一であつたかを知らせる目的であつた。諸君は恐らく是程とは思はれなかつたであらうが恩給法が難解であると謂ふ事は定評がある所であつて其の原因は此の法規の不統一にある事が判る。形式に於て既に右の如であるから其の内容に至つては實に不統一不權衡である事申す迄もなす。

以上に述べた様な次第で恩給法の統一改善と謂ふ事はどうしても早晚斷行せられなければならぬ様な機運に趣いたのであるが擬實行するには莫大な經費を要するので歴代の内閣

新恩給法

宮内官恩給

恩給の種類

に於ても一應の考慮研究をして見ても遂に成案と爲るに至らなかつたのである然し原内閣末期頃に至つて四圍の情況は恩給法の改正を餘儀なくせねばならぬ様に立ち至つたので法案の立案調査を爲すべき事を言明した。然し其の間種々の事情もあつたらしく議會に提案するに至らなかつたが兎角する中に原總理暗殺せられて計畫は一頓挫を來した然しながら恩給制度の根本改正には巨額の經費を要するが爲直ちに實行し得ないとしても切めて法規の統一丈でもして置いたならば將來の改正が樂であると云ふ意味で愈々第四十六議會に政府より恩給法案を提出せらるるに到り陪審法案と共に重大法案として審議せられ貴衆兩院に於ても幾多の迂餘曲折を経て修正を重ね形式實質共に稍理想に近き法典として滿場一致協賛を得て大正十二年四月十四日裁可公布せらるるに到つた之が法律第四十八號恩給法である。

第三 恩給の種類

以上恩給一般の概念及沿革を述べたから是より本論に入り恩給法の規定を骨子として從來の法令をも必要に應じ説明を加へて見たいと思ふ。其の前に順序として二三説明すべき事項がある。即ち先づ恩給の種類を説明して置きたい。

一 實質上の分類 恩給法では實質から見た恩給を普通恩給、増加恩給、一時恩給、傷病賜金、扶助料及一時扶助料の六種に分類して居る(二法)

(イ) 普通恩給 普通恩給とは一定の年限公務員として在職した者に給する年數(又は

實質上の分類

普通恩給

增加恩給

年功) 恩給とも謂ふべき一般的年金恩給であつて從來の文官の恩給、軍人の退職恩給、免除恩給、巡查看守、學校職員の退隠料等に當るものである。

一時恩給

(ロ) 増加恩給 増加恩給とは公務員が公務の爲傷病疾病に罹り不具廢疾と爲つた場合普通恩給の外に給與せらるる年金的給與で從來の増加恩給、増加退隠料若くは増加金額と稱せられた部分に相當する。

傷病賜金

(ハ) 一時恩給 公務員一定の年限在職するも年金的恩給を受くるに至らざりし場合一時限給與するものを謂ふのであつて從來の軍人の給助金、文官の退官賜金、巡查看守學校職員の退職給與金が之に當るものである。

扶助料

(ニ) 傷病賜金 傷病賜金は下士以下の軍人に限り與へられたる特典であつて公務に因り傷病疾病に罹り是が爲一定制限年内に退職したる場合而も其症狀輕くて増加恩給を給すべき程度に至らざるときに與へらるる一時金で從來は賑恤金と稱せられた。

一時扶助料

(ホ) 扶助料 現に普通恩給を受けて居た者又未だ普通恩給を受けざるも普通恩給を受くる資格ありし者の遺族に給する年金的給與で從來は總て遺族扶助料と謂つた。

(ヘ) 一時扶助料 恩給法上所謂一時扶助料には二種ある(i)は恩給法第八十一條の一時扶助料で(ii)は同法第八十二條に依る一時扶助料である前者は公務員又は普通恩給權者死亡したる場合兄弟姉妹以外に扶助料を受くべき順位者なきとき一定の條件の下に其の兄弟姉妹に給與せらるる一時金である後者は年金的恩給を受くる資格の未だ生じない公務員

年金たる恩給
と一時金

在職中に死亡したるとき其遺族に給與せらるる一時限の給與金で從來の軍人遺族の給助金、文官學校職員の遺族に給せられた一時扶助金に該當する。

二 年金たる恩給と一時金 以上述べた六種の恩給中普通恩給、増加恩給及扶助料は年金であつて一時恩給、傷病賜金及一時扶助料は一時金である。

恩給法では恩給と云ふ言葉を廣義と狹義に用ひて居る廣義の恩給と云へば六種の恩給全部の總稱である然し時としては狹義に普通恩給及増加恩給をのみ恩給と稱する事があるから特に御注意を願ひたいのである。

公務員の意義
及種類

第四 公務員の意義及種類

恩給法には數々公務員と云ふ文字が用ひられて居る而かも其の公務員の意義は恩給法獨特のものであつて一般法規上用ひらるる公務員と稍々範圍が違ふから茲に恩給法上の公務員の意義を説明しよう。

恩給法に所謂公務員は文官、軍人、教育職員、警察監獄職員及待遇職員の五種類に分たれ其の外に公務員に準ずべきもの(以下準公務員と略稱す)として準文官準軍人及準教育職員の三種のものがある(法一九)

公務員と準公務員との區別

公務員は原則として完全に恩給を受くる資格(所謂恩給性)あり準公務員は特殊の場合の外恩給を受くる資格なし(不完全な恩給性)以下各種の公務員及準公務員に付其の範圍を説明しませう。

(イ) 文官 恩給法に所謂文官と云ふのは特定の範圍内の官吏を云ふのである即ち武官

又は宮内官以外の官に在る者を云ふ下士以上の軍人は官吏ではあるが是れは全部軍人と云ふ分類中に入れ武官を文官に對立させたのである又宮内官も一般の意味からは文官として取扱はれるのであるが其の俸給恩給等は皇室費から出るものであつて別個の系統にあるものとして文官の中から除外したのである。

右の如く恩給法上所謂文官は武官及宮内官を除いた總ての官吏を云ふのであるが之に又二三の除外例がある即ち(i)國庫より俸給を給せざる官に在る者は原則として除外される尤も左に掲ぐる者は俸給は國庫より受けないのであるが特に指定せられた結果文官としての恩給を受け得られるのである。

- 一 郡判任官。
 - 二 都市計畫地方委員會の職員にして官吏たるもの。
 - 三 神宮司廳又は神宮皇學館の職員にして官吏たるもの。
- (ii) 公立の學校又は圖書館の職員にして國庫より俸給を給せざる官吏及府縣立師範學校長(國庫より俸給を受くる官吏である)は共に恩給法では教育職員となつて居る又(iii)警部補は國費又は地方費より俸給を受くる官吏であるが恩給法では警察監獄職員の分類中に入つて居るのである。

準文官とは左に掲ぐる者を云ふのである。

- 一 高等官の試補及判任官見習。
- 二 イの(i)に列舉した三者を除くの外國庫より俸給を給せざる官に在る者。

文官國庫より俸給を受けざる文官

官吏たる教育職員警部補

準文官

軍人

高等官の試補の中には司法官試補、法務官試補等を含み判任官見習は判任官の見習の意味でなく勅令の根據に依り判任官の待遇を受くる所謂判任官見習なる事に注意を要する。國庫より俸給を給せざる準文官の好適例は殆んどないが三等郵便局長、無給技手等が主たるものであらう(法二)令六)

(ロ) 軍人 軍人と云ふ分類は極めて明瞭な様で其の實限界が明かでない故に恩給法では軍人の定義を擧げて其の限界を明瞭にしたのである。即ち

- 一 陸軍又は海軍の現役、豫備役、後備役又は補充兵役に在る者。
 - 二 國民兵役に在る者にして召集せられたるもの及志願に依り國民軍に編入せられたる者。
- を軍人と云ふのである茲に注意すべきは此の軍人の定義に當て符する時は直に軍人としての在職年を計算されるものと誤解してはならぬ例へば豫備役の軍人が文官に就職せるときは其の者は軍人としての身分と文官としての身分との二つを併せ持つが其の在職は文官としての在職であつて軍人としての在職とは關係がないと云ふ事は當然であるが屢々誤解するやうであるから特に注意を要する。

軍人の外に準軍人と云ふ分類のある事は前に述べたが準軍人とは左のものを云ふ。

- 一 陸軍の見習士官及海軍の候補生。
- 二 勅令を以て指定する陸軍又は海軍の學生生徒。

陸軍の見習士官には見習主計、見習醫官、見習藥劑官等士官の見習を含む又第二號の陸軍又は海軍の學生生徒は恩給法施行令に依り左の通指定されて居る(法二)令七)

準軍人

教育職員

陸軍士官學校、陸軍幼年學校、陸軍戸山學校、陸軍工科學校、海軍兵學校、海軍機關學校及海軍經理學校の生徒、陸軍の士官候補生、海軍豫備生徒並海軍豫備練習生にして軍人に非ざるもの。

(ハ) 教育職員 茲に所謂教育職員は教育事務に従事する職員中或る限られたる範圍内のものを云ふのである。即ち

- 一 公立の學校若し圖書館又は在外指定學校の職員にして國庫より俸給を給せざる官に在るもの及判任官以上の待遇を受けるもの。
- 二 府縣立師範學校長。

従つて官立學校職員等は此の中に入らず教育事務従事文官として文官の取扱を受ける。

在外指定學校と云ふのは在外國本邦人の爲に設置した學校で政府が指定したものを云ふのである其の指定は勅令に委任してある之が施行令第八條である即ち恩給法第二十二條第二項の在外指定學校は外務大臣及文部大臣之を指定するものとし特に關東州では關東長官が之を指定する。又其の指定に關する規程は外務大臣及文部大臣又は關東長官が定める事となつて居る(指定に關しては大正十二年九月外務文部省令在外指定學校の指定に關する規程參照)

準教育職員

次に準教育職員の事であるが恩給法には「官立又ハ公立ノ學校ノ職員ニシテ勅令ヲ以テ指定スルモノ」とし更に施行令には「教授心得、助教授心得、教諭心得、助教諭心得、準訓導及判任官ノ待遇ヲ受ケサル保姆ニシテ専任教員タルモノ」と限定して居る(法二二令)此の準教育職員は上記の名稱を附せられたる者に限定する意味である従つて假令専任教員であつても囑託、講師等の他の名稱を用ひたるものは準教育職員中に包含せられないのであ

る同時に又上掲の職名を附せられた者でも専任教員でなければ準教育職員と爲らない。専任教員とは如何なるものかと云へば實際問題に付解決する外はないのであるが専心教育に従事する職員とでも云ふべきであらう従つて他の職業の片手間に時々授業する者の如きは恐らく専任教員とは云ひ得ないであらう。

警察監獄職員

(ニ) 警察監獄職員 茲に所謂警察監獄職員は大體從來巡查看守退隱料及遺族扶助料法の適用を受けた範圍の下級警察監獄職員である此の下級警察監獄職員は職務の性質上特に優遇するの必要を認められて後に述ぶる如く一般の公務員より恩給率が非常に割良くなつて居る恩給法に所謂警察監獄職員とは左に掲ぐる者を云ふ(法三)

- 一 警部補、巡查、陸軍警査、海軍警査、貴族院守衛及衆議院守衛。
- 二 看守、女監取締、陸軍監獄看守及海軍監獄看守。
- 三 判任官の待遇を受ける消防手。

待遇職員

(ホ) 待遇職員 恩給法で待遇職員と云ふのは恩給法及附屬命令で特に指定された判任官以上の待遇を受ける職員を云ふので準文官、軍人、準軍人、教育職員、準教育職員及警察監獄職員中にも判任官以上の待遇官吏があるが夫れは所謂待遇職員ではない。恩給法に列舉せられた待遇職員は左の通りである。

神職
監獄職員
感化院職員

- 一 判任官以上の待遇を受ける神宮司廳職員神宮神部署職員及官國幣社の神職。
- 二 判任官以上の待遇を受ける監獄の保健技師、保健技手、教誨師、教師、作業技手、感化院職員及矯正院職員。
- 三 地方待遇職員令に依り判任官以上の待遇を受ける者にして勅令を以て指定するもの。

四 前三號に掲ぐる者を除くの外國庫より俸給又は給料を給する待遇職員にして勅令を以て指定するもの。
右の中一號二號に就ては特に説明を要すまいと思ふ唯判任官又は高等官たる神官は文官中に包含せられると云ふ事と府縣社郷社等の神職は待遇職員として恩給法上の恩典に預り得ない事に注意を要するのである。

地方及國費支辨の待遇職員に就ては恩給法制定當時どの程度迄適用すべきかに付議論があつたので一部の規定を勅令に委任したのである即ち前掲第三號に該當するものは次の如くである。

- 道路管理職員制ニ依ル職員。
- 地方土木職員制ニ依ル職員。
- 地方産業職員制ニ依ル職員(市費ヲ以テ置キタルモノヲ除ク)
- 地方測候所職員制ニ依ル職員。
- 防疫職員制ニ依ル職員。
- 税關官制第二十六條ノ規定ニ依ル職員。
- 臨時海港檢疫所官制ニ依ル職員。
- 廳府縣衛生職員制ニ依ル職員。
- 癩療養所職員制ニ依ル職員。
- 朝鮮地方待遇職員令ニ依ル地方ノ土木又ハ産業ニ關スル事務又ハ技術ニ従事スル職員(府費ヲ以テ置キタルモノヲ除ク)
- 臺灣地方待遇職員令ニ依ル地方ノ土木、衛生、産業又ハ物産檢査ノ事務又ハ技術ニ従事スル職員(市費ヲ以テ置キタルモノヲ除ク)

第四號に掲げた國費支辨の待遇職員としては左の通り指定せられた。

- 陸軍ノ通譯ニシテ判任官以上ノ待遇ヲ受クルモノ。
- 靖國神社附屬遊就館職員ニシテ判任官以上ノ待遇ヲ受クルモノ。
- 鐵道醫。
- 北海道廳事業手。
- 朝鮮ニ於ケル監獄ノ藥劑師及臺灣ニ於ケル警察醫。
- 臺灣又ハ關東州ニ於ケル檢疫員及檢疫醫員。

以上列記した待遇職員は全部恩給法に依り新たに認められた公務員であつて從來是等の公務員に就ては全く恩給に關する規程がないか又は府縣限りの區々の規程であつたのを統一し恩給法中に收めたのである(法二四、令一〇、一一)

尙此の待遇職員として列舉せられたものの前身は如何に取扱はれるか。例へば地方待遇職員令制定前の農業技師、技手の如きは官吏の待遇を受けて居たのであるが正確に云へば此の條項に當らない依つて大正十二年十二月に施行令の一部改正を行つた際新たに第四十條として次の一條を加へた之が爲め或程度迄は其の前身迄遡つて恩給法の適用を受けられる事となつた。

恩給法施行令第四十條

第十條各號ニ掲グル官制ニ依リ廢止セラレタル官制又ハ其レニ依リ廢止セラレタル官制ニ依リテ判任官以上ノ待遇ヲ受ケタル職員ハ之ヲ當該各號ニ掲グル官制ニ依ル職員ト看做ス

保健技師、保健技手等の前身である監獄醫も亦解釋上保健技師等と同一に取扱はるべきものと思ふ。

恩給權

第二章 恩給權

前章に於て恩給の概念は簡單ながら説明し終つたので更に進んで恩給權の内容及其の成立要件等に就て述べて見たい。

第一 恩給權の内容

恩給權の内容
恩給權とは何か

一 恩給權とは何か 官吏軍人その他の公務員は一定の條件に依つて恩給權が発生する。然らば恩給權とは何か恩給權とは恩給を受くるの權利と謂ふ事であるが其の意味は種々に解釋されて居る。或場合には現實に恩給を受ける具體的の權利を總稱し或時は其の中で恩給を請求する權利のみを謂ひ時には官吏等が在職中將來一定の條件の完成に依り得らるべき身分上の權利に用ひられる。其の用例の孰れが正しいと謂ふ事はないが官吏等の在職中持つて居る權利は所謂一種の希望權に過ぎない。我々が通常恩給權又は恩給を受くる權利と謂ふのは一定の條件に當て候まつた官吏等が退職と謂ふ最後の法律要件を満たしたときに生ずる實體法上の恩給請求權を謂ふのである。此の恩給を受くる權利と恩給を受くる資格とは明瞭に區別せねばならぬ(注意、恩給權中には遺族の恩給權をも含むが茲には公務員の恩給權のみを説明し後に遺族に付述べる筈である)

恩給を受くる
の資格

二 恩給を受くる資格 我々は恩給權は實體法上の權利で一定の資格ある者が最後に退職と謂ふ一つの條件を満たせば當然其處に恩給權が発生する而して恩給の裁定は多くの場合單に此の實體的恩給權を確認するに過ぎぬと考へて居る。其の關係は恰かも私法上の權

利と訴訟との關係と同様である。契約の成立に依つて私法上の實體權が発生する。訴訟は此の權利を具體化する一つの方法と見るのである。斯様に恩給を受くるの權利は裁定を経ない間は公には認められないが確かに權利が存在する。然るに恩給を受くるの資格は未だ權利ではない。一つの例で謂ふと假に「文官判任以上の者在官滿十五年以上にして年齢六十歳を超へて退官したるときは之に恩給を給す」と謂ふ法文が在るとする此の場合(イ)文官判任以上なること(ロ)在官滿十五年以上なること(ハ)年齢六十歳以上なること(ニ)退官したること。の四つの條件が恩給權發生の法律要件である。其の全部が満たされた時に於て恩給を受くる權利が生ずる。然るに(ニ)の退官と謂ふ事實が無ければ恩給を受くる資格はあるが恩給權は發生しないのである。換言すれば恩給を受くる資格とは恩給權發生の基本となる資格を謂ふのであつて學者は之を恩給性と稱して居る。

第二 恩給權發生の要件

恩給權發生の
要件
如何なる場合に
恩給を受け
られるか

一 如何なる場合に恩給を受けられるか 以上の説明で大體恩給は之を受ける資格(恩給性)ある者が退官した場合に給せらるるものであると謂ふ事が了解されたと思ふ然らば如何なる者が恩給を受くる資格ありと謂ふのか。此の資格は大體積極的資格と消極的資格とに分ち得る。

(イ) 積極的資格とは恩給を受くるに必要な法律上の積極條件である即ち(一)恩給を受けられる様な官職に在職した事(二)一定の年數勤めるか又は公務に基因して不具廢疾と

なつたことである。

(ロ) 消極的資格とは恩給を受くる資格を失ふ様な原因となる事由(所謂失格原因)が無かつた事で即ち(一)懲戒、懲罰又は教員免許狀褫奪の處分に因り退職したる者(二)在職中陸軍刑法若くは海軍刑法に依り死刑、懲役刑若くは一年以上の禁錮の刑に處せられ又は其の他の法令に依り禁錮以上の刑に處せられたる者は其の引續きたる在職に付恩給を受くる資格を失ふのである(法四五、四六、五一)

普通恩給權發生要件

二 普通恩給權發生要件 普通恩給即ち年功に依つて受ける恩給は如何なる場合に權利が生ずるか。是れは其の公務員の種類に従つて條件が多少違ふ。一般的に云へば

(イ) 恩給を受け得らるる官職に(ロ)一定の年數在職し(ハ)失格原因なく退職する事が必要である。尙詳細は後に説明しよう(法四五、六〇乃至六四)

三 増加恩給權發生の要件 増加恩給即ち公務に基因する傷痍疾病に依り不具廢疾と爲りたる者に普通恩給に附加して與へる恩給は概ね左の條件に適合すればよい。

(イ) 恩給を受けることの出来る官職に在ること。

(ロ) 公務に因り傷痍を受け若くは疾病に罹り不具廢疾となること。

(ハ) 失格原因なくして退職すること。

増加恩給を受け得る者の範圍は普通恩給よりも廣い即ち一般文官、軍人、警察監獄職員、教育職員、待遇職員の外尙準文官、準軍人、準教育職員と謂ふ様な學者の所謂制限的恩給性

増加恩給權發生要件

一時恩給權發生要件

を有する者に迄及ぶのである、是等の準文官、準教育職員は年功恩給を受くるの資格は無いが公務に因つて不具廢疾となれば普通恩給及増加恩給を受ける事は出来るのである。

増加恩給は恩給年限に達せざる者にも與へられる。故に此の場合には恩給金額に多少の差はあるが在職年數に就ての制限は無く普通恩給と共に給せらるるのである。(法四六、四七、六五)

四 一時恩給權發生の要件 一時恩給は如何なる場合に受けられるかと謂ふと其の條件は公務員の種類に依つて多少の差違があるが大體左の條件が必要である。

(イ) 一時恩給を受け得らるる官職に在ること。

(ロ) 引續き一定年數以上在職すること。

(ハ) 失格原因なくして退職すること。

(ニ) 其の退官に依りては他の恩給を受けざること但し傷病賜金は一時恩給と併給しても差支ない。

一時恩給を受け得らるる官職は大體に於て年金的恩給を受け得られる官職と一致する。

然し文官の一時恩給に付きて謂へば俸給を給せざる文官、高等官試補、判任官見習等は一時的恩給を受ける事が出来ないが國庫より俸給を受けないでも年金的恩給に付完全な恩給性のある官例へば郡判任官、都市計畫地方委員會職員にして官吏たるもの及神宮司廳又は神宮皇學館職員にして官吏たるものは一時恩給を受け得られる事勿論である。軍人の一時恩給は下士以上に限る。又教育職員に付きては一時恩給は(イ)教育職員として退職したとき

(ロ)教育職員より教育文官に轉じ退官したるとき(ハ)教育職員より他の待遇文官に轉じ退職したるときに限られ準教育職員には全然給與しない。

在職の制限は文官、教育職員及待遇職員在職一年以上十五年未滿にして退職したることを要するのである又軍人の一時恩給に付きては下士以上としての在職一年以上十一年未滿なることを要し警察監獄職員は在職一年以上十年未滿にて退職したることを條件として居る(法四五、六、七乃至七一)

傷病賜金權發生の要件

五 傷病賜金權發生の要件 傷病賜金は左の條件の下に給與せられるのである。

(イ) 下士以下の軍人なること。

(ロ) 公務の爲傷痍を受け又は疾病に罹りたること。

(ハ) 不具痲疾の程度に至らざること。

(ニ) 其の傷痲疾病の爲退職するか又は退職後一年内に其の傷痲疾病の爲一種以上の兵役を免せらるること。

「一種以上の兵役」とは現役、豫備役、後備役、補充兵役又は國民兵役中の一種以上と云ふ意義である(法六六)

扶助料權發生の要件

六 扶助料權發生の要件 以上述べた所は公務員又は準公務員に給與する恩給である元來恩給は公務員の老廢救済を主眼とする制度であるから其の遺族に對する給與は一般恩給理論と少しく其の論據が異なる事は當然である遺族の扶助は扶養者を失つた事に對する賠

償と見られるのであるが之を權利と認めらるるや否や疑問である。外國の立法例でも遺族扶助の制度の全く無いのもあり又制度は存しても之を恩惠と見て居る國もある。尤も公務の爲死亡した者の遺族に對する扶助は孰れの國でも之を重く取扱ふ例であるが其の範圍は區々である我國の新法の規定は概して外國のものに比して大した遜色がない遺族の扶助は年金的扶助料と一時的扶助料の二種に分たれる。

先づ年金たる遺族扶助料に就て述べやう遺族扶助料は恩給を給せられ若くは給せらるべき者の遺族に與ふる年金的給與であるから自然其の權利の發生要件は死んだ公務員又は準公務員に關する要件と遺族に關する要件とに分たれる筈であるが公務員側の要件は上述に依り略々御判りの事と思ふから主として遺族に關する要件を擧げるに止める。遺族が年金的扶助料を受けるには大體左の條件が必要である。

積極的資格

イ 積極的資格

扶助料を受くるの權利は一定の資格ある者に付前權利者の失權と云ふ事實が加はつて生ずる。

(イ) 死亡と云ふ事實を退職したものと考へれば普通恩給を受けられる年限以上に在職した公務員が在職中死亡したとき。

(ロ) 又は公務員又は準公務員が公務に因り死亡したとき。

(ハ) 或は普通恩給を受けて居た者又は受け得る者が死亡したとき。

(ニ) 以上(イ)(ロ)(ハ)の孰れの場合にも共通した要件として法律の定むる遺族の範圍内であること。

以上は積極的の資格である。次に

消極的資格

消極的資格

消極的資格即ち失格原因のない事を要する、失格原因に就ては公務員の場合と大分相違がある又從來の法令とも多少異なる點があるが詳細は遺族の章で述べる事とし茲に單に主なる失格原因を擧げて置く。

(イ) 公務員又は準公務員の死亡後扶助料を受くべき子が婚姻し又は公務員又は準公務員の屬して居た家を去りたること(但し分家の場合には一定の條件の下に失格原因とならぬ事がある)

(ロ) 公務員又は準公務員が女子であつた場合其の夫は一定の條件の下に扶助料を給せられるのであるが此の場合夫が妻たる公務員又は準公務員の死亡後他の女子と婚姻し又は亡公務員又は準公務員の屬したる家を去りたること。

(ハ) 公務員又は準公務員の父、母、祖父又は祖母が順位者である場合公務員又は準公務員の死亡後其の家を去りたること(法七二、七三、七四、七六)

七 一時扶助料權發生の要件 一時扶助料は恩給法第八十一條に規定するものと同法第八十二條に規定するものとの二種類ある事は彙に述べた。

一時扶助料權發生の要件

(甲) 恩給法第八十一條に規定する一時扶助料權は左の條件に依り發生する。

(イ) 公務員又は準公務員が死亡し其の遺族が年金たる扶助料を受けられる場合なること。

(ロ) 公務員又は準公務員の兄弟姉妹以外に扶助料を受くる資格者なきこと。

(ハ) 其の兄弟姉妹が未成年又は不具癱瘓で生活資料を得るの途なく且之を扶養する者なきこと。

(乙) 恩給法第八十二條に規定する扶助料は左の場合に給せらる。

(イ) 文官、教育職員若は待遇職員は在職一年以上十五年未滿、警察監獄職員は在職一年以上十年未滿、下士以上の軍人は在職一年以上十年未滿にして在職中死亡したること。

(ロ) 其の死亡に因りては他の扶助料を受けざることを。

(ハ) 法の規定する遺族の範圍内に在ること。

第三 新法と舊法との關係

新法と舊法との關係

第二編以下の説明は主として恩給法(大正十二年法律第四十八號)及其の附隨法令を基礎として述べるのだが、尙必要に應じ從來の規程と比較して説明を加へたいと思ふ。故に、假に恩給法及其の附隨法令を新法と稱し、恩給法及其の附隨法令で改廢せられた法令を舊法と言つておかう。即ち舊法と申せば大正十二年九月三十日以前に行はれて居た法令であり恩給法第八十四條の規定により廢止せられたものが主なるものである。

扱新法と舊法との關係は如何なるかと云ふ事は少なくとも現在恩給を受けて居る者又は現に公務員として奉職して居る者にとつて重大なる利害關係がある事であるから二三氣付いた點の説明を加へて置かう。

準據法

一 準據法 新法施行後就職し退職する者に付ては新法を適用する事は疑ない所であるが新法施行前既に給與の事由の生じたる恩給其の他のものに付ては新法に據るべきか舊法に據るべきかを決せねばならぬ恩給法第八十五條第一項には「本法施行前給與事由ノ生シタル恩給、退隱料遺族扶助料其ノ他之ニ準スヘキモノニ付テハ從前ノ規定ニ依ル」とある故に九月三十日迄に恩給を受くるの權利の發生した者の恩給退隱料、及遺族扶助料等は應舊法に準據するのである。

然るに同條第二項には「從前ノ規定ニ依ル恩給、退隱料、遺族扶助料其ノ他之ニ準スヘキモノハ之ヲ本法ニ依リ受ケ又ハ受クヘキ恩給ト看做ス」と規定せられて居る此の規定は新法施行前既に發生した恩給權の請求、裁定、支給等の手續法上の取扱は新法に據らしめ様と云ふ法意と既に新法施行の時期迄渡り來つた過去の恩給權の將來の實體法上の取扱は新法に據らしめ様と云ふ法意と二つの意味を含んで居るものと解せられる故に大正十二年九月三十日前に發生した恩給權の請求や裁定や支給は大正十二年十月一日以後は新法に據つて行つて一向差支ない又從前の規定で受けた恩給、退隱料、遺族扶助料等の實體法上の取扱例へば失權、停止、再就職、轉給等は新法施行後に發生した事由なれば全然新法に據

らしむべきである。故に舊法時代には受給資格のなかつた遺族が新法に依れば資格があると云ふ如き場合新法施行後給與の事由が生じたときは扶助料を給し得るが如き大なる改正である。

扱從前の規定に依る恩給、退隱料、遺族扶助料其の他之に準すべきものを新法の何れの種類恩給と認むべきかは場合に依り多少疑問を生ずる仍て恩給法第八十五條第三項第四項で此の事を規定してある即ち一應公務員及其の遺族の種類並給與の事由に依り之を定める。例へば文官であつて年數に依り官吏恩給法に依る恩給を受けて居たとすれば之を新法の文官の普通恩給とするが如きである。斯くの如くして尙新法に依る恩給に該當しないものがあるときは新法に依る恩給中最近の性質を有するものに依らしめるのである。

二 在職年の計算 新法施行前の在職に付在職年を計算する場合に如何なる方法を取るか恩給法第九十條に規定してある。

原則としては從前の規定に依るのである換言すれば從來通算せられたものは將來も通算せられ從來通算せられなかつたものは假令新法に通算の規定があつても通算せられない。例を以て示せば軍人と巡查の在職年は新法では通算せられるが、從來の規定では通算せられないから本法施行前軍人を九年服役し除隊後若干日を経てから巡查となり新法施行後退職した場合の如き軍人の在職年は後の巡查の在職年とは通算せられない。反之文官と軍人との在職年は從來の規定でも一定の條件の下に互に通算せられるので假に軍人五年服役し

在職年の計算

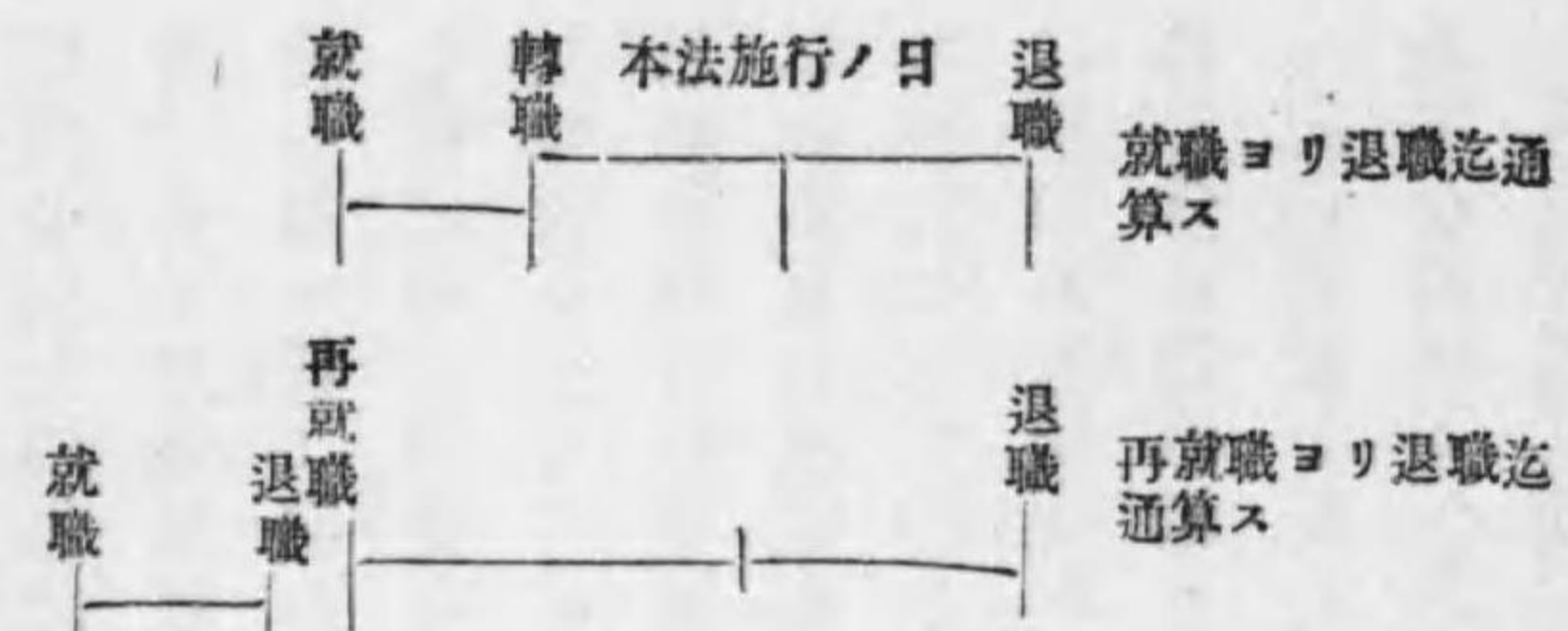
暫く後に警部となり十年勤めたと云ふ様な場合には新法施行の前後を問はず軍人文官の在職年を通算し文官恩給を受けられるのである。

右の原則を何等例外なしに適用する事となれば新法の各公務員の在職年通算の利益は獨り將來の公務員丈となるので或程度迄此の利益を過去の在職年に就ても認めやうとしたのが第九十條の但書である即ち大正十二年十月一日に現に新法の規定する公務員として在職する者に就ては其の在職に繼續する在職に限り新法施行前の在職と雖加算年に關する規定を除くの外新法に依り計算すと云ふのである例を以て示せば新法施行前看守として七年在職し引續き看守長に任用せられ繼續して八年在職し新法施行後退職した場合の如きは從來の規定では看守の退職料も看守長の恩給をも受けられなかつたのであるが新法では前後通算して十五年に對する文官恩給を受けらる。茲に繼續とは事實上引續き在職した事である。換言すれば退職の即日又は翌日他の官職に就いたのは繼續であるが其間一日でも隙があれば最早繼續でない例へば軍人三年服役し本法施行前満期除隊後一ヶ月を隔てて巡查となり本法施行後巡查を退職した場合の如きは前の軍人の在職と後の巡查の在職とは通算せられない。此の繼續の觀念に就て軍人が歸休中他の官職に就いた場合之を繼續と見るや否や疑問がある。恩給局の解釋は之を繼續と認めない事になつて居るらしい。之を圖解すれば次の通である。

恩給法第九十條但書に所謂「加算年」とは實在職年に從として附せられる加算の意味で

あつて従軍加算、在勤加算、鎮戍加算、航海加算を指すのである。是等の加算年は從來年計算であつたが新法は之を月計算としたので繼續在職に伴ふ加算年の計算迄新法を適用すれば

反つて受給者の不利益と爲る事を顧慮して新法の遡及適用から之を除外したのである。



例へば從來國外鎮戍には一年の加算があつた而して此の一年の加算は十二ヶ月迄は何回加算事由が発生しても一年丈しか加算を附けない代りに十二ヶ月迄は一日でも一ヶ月でも半年でも總て一年の加算であつた。此の計算法は餘りに不公平なので新法では之を月計算とし在職一月に付一月半と定めた従つて假に青島に六月在勤した者は舊法に依れば一年六月となるが新法では一年三月にしかならぬ然し滿一年在勤した者は舊法では二年と計算されたのが新法では二年半と成る譯である。以上在職年の計算方は通算加算のみでなく除算に就ても適用あるものと解せられる。故に例へば新法施行前に一度自己便宜で退職し若干時日を経過して再就職し新法施行後退職した場合には其の自己便宜退職前の在職年は除算せられるが前後の在職が繼續した場合例へば判任官として在職した者が高等官の試補となる爲自己便宜退官の形式をとり引續き高等官となり新法施行後退職する場合の如きは之を繼續したる在職と見て判任官としての在職年と

試補の在職年の二分の一とは後の在職年に通算して差支ない事と信ずる(法八五、)

三 恩給不併給の原則 新法では互に通算せられ得る在職年又は同一の傷病を理由として二つ以上の恩給を併給することを避けた故に特に規定のある場合即ち普通恩給と増加恩給、普通恩給又は一時恩給と傷病賜金の如き場合の外は出来得る限り二つ以上の恩給を併給しない様に努めて居る。之と同時に苟くも恩給法上の公務員の在職は總て合算又は通算し得る事を前提としたのである例へば文官であると同時に地方待遇職員であつて新法では互に通算せらるべき官職を併有した者があるとする此者は舊法に依れば官吏恩給法に依る恩給と地方の退隠料規程に依る地方待遇職員の退隠料との二つを請求し得たのである。假に新法施行後同様な事例があつたとすれば其の者の選擇に依り二つの中で一つを選擇させる事となつて居る。此の關係は恩給法上の公務員又は準公務員若くは其の遺族にして同時に宮内官恩給規程に依る恩給を給せらるべき職員又は其の遺族に就ても同様な問題が起るので常に選擇權を與へてある(八法)

此の恩給を併給しないと云ふ原則は新法施行後退職し之が爲恩給扶助料等を受け得られる場合に適用があるのである。

そこで既に従前の規定に依り恩給又は退隠料を受けて居る者が新法に依り如何に取扱はれるかと云ふ事は數々質疑せらるる所である。實は此の點に關しては未だ先例もないので有權的な解釋が與へられて居ない事を甚だ遺憾とするが茲には單に私見を述べて置くに止

めやう。私見に依れば新法が恩給の併給を特定の場合の外避けんとするのは將來給與事由の發生するものに就てであつて既に受けたる恩給、退隠料又は扶助料等を取纏める法意ではないと信ずる故に恩給法第八十五條第一項の「本法施行前給與事由ノ生シタル恩給、退隠料、遺族扶助料其ノ他之ニ準スヘキモノニ付テハ従前ノ規定ニ依ル」とあるのを活用して此過渡期にあるもの又は従前の規定に依らしむるを穩當なりと考へる。例へば現に巡查と看守の退隠料を各別に給與せられて居る者は新法施行に依り互に之を一つに纏められる事はない。又軍人の恩給を持つて居て現に巡查の職にあるとか、看守としての退隠料を有する者が現に看守長として奉職中であると云ふ様な場合に其の軍人恩給、看守の退隠料が新法の適用で當然失はれる事はない。故に右の如き實例に於て後の官職の在職中前の恩給又は退隠料を停止せらるるや否やは別問題として恩給權退隠料權は一應存在するものと見ねばならぬ故に、最後の退職に際し前後の在職年を合算して改定するか又は既得恩給と後の恩給とを對立させて併給するか二途其の一を選ばねばならぬ。此の問題の解決は新法第八十五條の解釋如何に拘はるのであつて確實な答解を與へ難い。若し前後の在職年を合算して一つの恩給に改定するものなりと云へば恩給法第九十條の規定との釣合が甚だ拙い。又對立させて併給するものとすれば折角新法を作りながら何時までも舊法の關係を打切る事が出来なくて面白くない。然し私見としては矢張り此の場合には兩者を併給するのが、最も穩當であると考へる。然し改定説も相當有力な根據があるから行政裁判になれば此の説

既得恩給の停止關係

が奪るかも知れぬ。

四 既得恩給の停止關係 此の既得恩給の停止は前述の在職年計算及恩給併給の問題と密接の關係がある。大體の方針としては再就職に依り在職年を通算せらるる場合には原則としては停止し、在職年を通算されなければ停止しないと云ふ事にならねばならぬと思ふ。新法の恩給停止の規定は大體従前と大差はないが停止を二つに分ち(一)再就職に因る停止と(二)刑罰に因る停止とした而して新法は各種の公務員の在職年は全部通算される事を前提として居るので苟くも普通恩給を受くる者が再び公務員と爲つた場合には其の普通恩給を停止する事を原則としたのである唯一ヶ月以内の短期在職者(演習召集の如き)及准士官以下の下級軍人の恩給は従來の沿革もあり旁々例外として停止の規定から除外したのであらう(法五)

尤も准士官以下の軍人が再就職した場合恩給は停止せられないが文官判任以上と爲り國庫より俸給を受くる場合に從來も其の俸給中より恩給に相當する額を控除せられる事となつて居た(明治三十三年勅令第三百三十二號)此の規定は早晚改正せらるるであらうが新規定では此の場合將來互に通算せらるべき公務員として就職したときは俸給中より恩給相當額を控除せらるる事となるであらう故に結局は停止と殆んど同じ結果になるのである。

扱此の再就職停止の原則が現在並に將來の再就職者に如何に適用せらるべきかを研究して見たいと思ふ。既得恩給權者が再就職した場合前の恩給の停止は如何になるであらうか。

此の問題は更に(一)舊法に依る既得恩給權者が新法施行前に再び公務員と爲り新法施行の時期迄亘つた場合と(二)舊法に依る既得恩給權者が新法施行後再び公務員と爲つた場合とに分つて考へ得る。其の孰れの場合にも停止に就て二様の解釋を下し得る即ち新法第八十五條第一項には「本法施行前給與事由ノ生シタル恩給、退隱料、遺族扶助料其ノ他之ニ準スヘキモノニ付テハ従前ノ規定ニ依ル」とあるから其の停止關係も當然従前の規定に依ると云ふのが第一説である更に同條第二項には「従前ノ規定ニ依ル恩給、退隱料、遺族扶助料其ノ他之ニ準スヘキモノハ之ヲ本法ニ依リ受ケ又ハ受クヘキ恩給ト看做ス」とあるが故に本法施行後は本法に依り受くる者と同様に停止の規定を適用すべしと云ふのが第二説である。

本來から云つたなら新法施行後は總て新法の適用を受ける方が正當であるし又折角新法が出来たのに何時迄も舊法の規定を引出さねばならぬと云ふ事は面白くないと思はれる。然し第九十條で在職年計算に就ての新法適用を制限した結果は若し停止關係は全然新法に依らしめるものとすれば既時恩給權者に甚だ酷であり且場合に依つては折角舊法で得て來た希望權をも奪ふ事となる。そこで運用に當つては不當な利益を排する位の程度で成るべく既得恩給權者の利益を保護する事が必要であらう。而して此の問題に付ては未だ判然とした解釋例もなし判決例もないから如何に解釋する様になるかは今より斷言し難いが試みに著者が最も穩當なりと考へる意見を述べて御參考に供したい。

先づ舊法に依つて既に恩給又は退隱料を受けた者が新法施行前に再び公務員と爲つた場合若し従前の規定が恩給又は退隱料を停止すべき者であれば當然引續き停止す可き事勿論である然るに従前の規定では停止せられなかつたのに新法では停止せられる場合には如何にすべきか。例へば従來の規定で軍人の恩給を受くる者が新法施行前に巡査と爲つた場合の如き新法施行前は軍人の恩給は停止せられなかつたので軍人の恩給と同時に巡査の俸給を受けられた若し此の場合恩給法第八十五條第二項を強く解釋する事になれば前に受けたる軍人の恩給は新法に依り受くる恩給となり巡査に爲つて居れば再就職と爲るので軍人恩給は停止せられる事となる。而して其の場合の在職年の通算關係は如何と云ふと尙第九十條の規定の適用を受けて在職が繼續せざる限り通算せずと云ふ事になる。故に斯様な場合は恩給法第八十五條第一項の規定の適用あるものと見て停止の規定は尙従前の例に依るものとし従前の規定に依り停止せらるべき場合は停止し停止せられざる場合には停止せずと解するが良いかと思ふ。

次に舊法に依つて既に恩給又は退隱料を受けた者が新法施行後に再び公務員と爲つた場合は如何と云ふに此の場合には總て新法に依ると解するのが良いかと思ふ例へば従前の規定で陸軍歩兵少尉として恩給を受けた者が新法施行後巡査と爲つた場合の如き少尉の恩給は全然停止せらるるものと解するのである此の場合少尉の退職と巡査の就職とが繼續せざる限り恩給法第九十條に依つては前後の在職年の通算がないと解釋すれば通算もされず停

止はされると云ふ不穩當な結果を生ずる然し解釋の仕方によつては斯様な場合には恩給法第九十條の適用はなく恩給法第八十五條第二項、第五十四條及第五十五條の規定に依り當然前後の在職年は通算せらるべきものなりとも云へる。假に通算がなくとも停止と通算とは必しも一致しなければならぬと云ふ法理はない故に兎も角新法施行後の再就職は新法の規定に依らしめるが良いと考へるのである。

以上述べた所の停止の問題に對し法規上明瞭な例外を爲して居るのは教育職員及教官其の他教育事務に従事する文官である。是等の公務員は本來一般公務員と同一に取扱はるる様に恩給法の本文は出來て居る然し種々の沿革上當分停止關係は従前の規定に依る事と爲つた。従つて其の停止規定を除外せらるる間は教育職員及教官其の他教育事務に従事する文官と其の他の公務員との在職年は互に通算しない事になつた。故に教育職員以外の恩給を持つて居る者が教育職員に爲つても恩給は停止しない反對に教育職員としての恩給を持つて居る者が教育職員以外の公務員と爲つても教育職員の恩給は停止しないのである結局教育職員に就ては全く従來の通算停止の規定が其の儘生きて居ると云ふと同じ結果になるのである。此の恩給法第九十九條の規定は一面から見れば非常な惡法であつて此の規定があるが爲め多數の教育職員は折角新法で規定せられた各種の利益を享有する事が出來ない而かも停止の規定の除外を受けて利益あるものは僅かな再就職者に限られるのであるから結局少數の例外の爲め多數が犠牲となる面白からぬ規定であつて早晚改正せられなければ

ならぬと思ふ。尙此の點に就ては後に再び述べる機會があると思ふから此の位で省略して置かう。

第三章 恩給の更正

恩給の更正
は何か

一 恩給の更正とは何か

年金たる恩給即ち普通恩給、増加恩給及扶助料の如きは本來其の給與事由の發生した當時の法規に依つて給與せらるべきものである従つて給與裁定があつた後法規が改正せられても當然には新法の規定に依るべきものではなく矢張り從來の法規で給與せられるのである。斯様な次第で大正六年迄は過去に裁定された恩給額を新法に依り増額改定をした例が殆んど無かつた、然るに歐洲大戰の影響で民間の景氣が非常に良くなり物價勞銀が著しく昂騰したので定額収入で生活して居る者は頗る難儀をしたのである特に財力豊かならざる恩給生活者の困難は名狀すべからざるものであつた是が動機と爲つて恩給増額運動が起り獨り將來の受給者のみならず過去の受給者にも増額を均霑せしめよと云ふ主張が有力となり其の第一歩として大正六年法律第六號が發布せられたのである此の法律は明治四十四年三月三十一日以前に給與事由の生じた軍人恩給で同年四月一日に改正された恩給額(従前のものに比し約二割増)を受けざる者には新額の恩給を與へると云ふ事を主題として居る斯様に過去に於て給與を受けたる恩給を一般的に改定する事を恩給の更正と云ふのである。

基礎法令と更正要旨

二 基礎法令と更正要旨

最近に行はれた恩給更正中主なるものが四つある以下順次其の要旨を述べて見よう。

(イ) 大正六年法律第六號に依る更正 大正六年法律第六號に依る恩給扶助料の更正は大體前に述べた通り明治四十四年三月三十一日前に給與事由の生じた軍人の恩給又は扶助料で同年四月一日に改正された恩給額を受けざる者には將來に向つて増額給與すると云ふのが主な規定である而して此の法律は大正七年一月一日より旅行せられ三ヶ年に分割遞次増額の豫定であつたが大正八年法律第七號に依り改正せられ同年四月一日より全額給與せらるる事となつた此の六年法律第六號の今一つの改正事項は軍人恩給法第十八條に第八號の一號を附加した事である。即ち北海道に移住の際定規の給助を受けたる屯田兵下士卒にして従軍し又は屯田兵村監視若は屯田兵部隊附となり軍隊の常務に服したるときは其の日數を服役年に通算すると云ふ規定である元來屯田兵の服役日數は現役中ても在職年に通算しない例であることを特に通算の途を開いたのである茲に屯田兵村監視と云ふのは下士にして監視の職にある者を云ひ常務に服すとは大隊中隊當番、諸工卒、教育係等の常務を命ぜられた者を云ふのである。

要するに大正六年の更正は一部軍人及其の遺族に限られたのである。

(ロ) 大正九年法律第十號 大正九年の更正を文官、軍人、學校職員及巡查看守等全般に亘つた更正である。此の法律の主なる目的は物價騰貴に因る恩給生活者の生活難救済に

あつた。で其の増額の率は大體俸給の増加と同じく平均約七割で上薄下厚の主義を採つたのである。

此の更正に附隨して改正せられたのは名譽進級者の恩給及之に基く扶助料である。名譽進級と云ふのは定員の關係上現役中に進級せしむる事の出来なかつた軍人を現役を離れしむると同時に進級させる事である此の場合には進級はするが恩給は依然進級前の階等に依り給せられたのである大正九年法律第十號施行の際將來名譽進級の制度を廢すると共に過去の名譽進級者は總て其の進級後の階等に相應する恩給に改定したのである。此の大正九年法律第十號は大正九年八月一日より施行せられたが同年七月三十一日現在で恩給又は扶助料を受ける者には七月一日分より増額給與せられた。

(ハ) 大正十一年法律第十八號 此の法律は公務に因りて不具廢疾と爲り増加恩給等を受けて居る者全般に對する一時的救済の方法を定めたものである。前に述べた通政府は最近恩給受給者の生活難を緩和する爲に二回の更正を行つたが尙充分でないので早晚恩給法の根本改正を斷行せねばならぬ事となつたが此の改正には非常な巨額な經費を要するので斷行し得なかつた然し廢兵其の他の公務に因る不具廢疾者の待遇改善は一日も之を忽にする事が出来ないので不取敢此の法律を出したのであつた。此の法律では其の不具廢疾の程度に従ひ階級、恩給金額の多少等に拘らず一定額の増加金額を給與した。

(ニ) 恩給法に依る更正 恩給法に依る更正は本章の眼目であるから少し詳細に説明する。

恩給法に規定する更正は大正十二年十月一日現在に於て給與を受けつつある年金たる恩給扶助料等全般に亘る根本的更正増額である。今此の更正に關する法令の條文を抄録すれば左の通である。

◎大正十二年^{四月十四日}公布法律第四十八號恩給法抄録

第百一條 本法施行ノ際現ニ從前ノ規定ニ依リ年金タル恩給、退職料、遺族扶助料其ノ他之ニ準スヘキモノヲ受ケ又ハ受ケヘキ者ニシテ本法所定ノ恩給又ハ扶助料ノ金額ヲ受ケサルモノニハ當該金額ニ其ノ金額ト本法所定ノ各相當恩給又ハ扶助料ノ金額トノ差額ヲ勅令ノ定ムル所ニ依リ増給ス

第百二條 明治二十四年八月十六日以降明治四十三年三月三十一日迄ニ退官退職シ又ハ死亡シタル文官、看守、陸軍監獄看守、海軍監獄看守、陸軍警査、海軍警査、貴族院守衛若ハ衆議院守衛ハ其ノ遺族ニシテ明治四十三年四月改正前ノ俸給令ニ依ル俸給ヲ基礎トシ恩給又ハ扶助料ヲ受ケ本法施行ノ際迄其ノ權利ヲ有スル者ニハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ恩給又ハ扶助料ヲ本法施行ノ日ヨリ増額給與ス

前項ノ規定ハ明治四十四年三月三十一日以前ニ退職シタル小學校、實業補習學校、幼稚園及盲啞學校其ノ他ノ小學校ニ類スル各種學校ノ教育職員若ハ巡查又ハ其ノ遺族ニシテ本法施行ノ際迄其ノ權利ヲ有スルモノニ付之ヲ準用ス

第百三條 北海道屯田兵ノ現役ニ服シタル年月日數ハ之ヲ公務員ノ在職年ニ通算シ本法施行ノ日ヨリ其ノ者ノ受ケル年金タル恩給ヲ改定シ又ハ新ニ之ニ普通恩給ヲ給ス

前項ノ規定ハ前項ニ規定スル者ノ遺族ノ年金タル扶助料ニ付之ヲ準用ス
前二項ノ場合ニ於テハ第五條ニ規定スル請求期間ハ本法施行ノ日ヨリ之ヲ起算ス

◎大正十二年^{八月十七日}公布勅令第三百六十七號恩給法施行令抄録

第三十六條 恩給法第百一條ノ規定ニ依ル増額ハ左ノ區分ニ依ル

- 一 軍人以外ノ公務員ノ普通恩給又ハ遺族ノ扶助料ノ年額ヲ更正スル場合ニ於テハ其ノ年額算出ノ基礎ト爲リタル俸給カ大正九年七月三十一日以前ノ俸給令ニ依ルモノナルトキハ別表第四號表ノ區分ニ依リ増加シタル金額ヲ俸給年額ト爲シ、其ノ他ノモノナルトキハ在職最終ノ俸給年額ヲ基礎トシテ恩給法第六十條、第六十二條、第六十三條及第七十五條ノ規定ニ依リ算出シタル年額ヲ以テ其ノ普通恩給又ハ扶助料ノ年額トス
- 二 軍人又ハ準軍人ノ普通恩給又ハ遺族ノ扶助料ノ年額ヲ更正スル場合ニ於テハ別表第五號表ニ依リ當該軍人又ハ準軍人ノ階等ヲ定メ恩給法第六十一條及第七十五條ノ規定ニ依リ算出シタル年額ヲ以テ其ノ普通恩給又ハ扶助料ノ年額トス
- 三 増加恩給ノ年額ヲ更正スル場合ニ於テハ退職當時ノ階等並別表第六號表ニ依リ定メタル傷病ノ原因及不具癡疾ノ程度ニ從ヒ恩給法第六十五條ノ規定ニ依リ算出シタル年額ヲ以テ其ノ増加恩給ノ年額トス但シ陸海軍准士官ニシテ其ノ官ニ對スル最高俸ヲ受ケタルモノノ階等ハ之ヲ尉官トシ名譽進級ニ因リ階等ヲ進メラレタル軍人ノ階等ハ名譽進級ニ因ル階等トス
- 四 第二十五條乃至第二十九條ノ規定ハ増加恩給年額ノ更正ニ付之ヲ準用ス
- 四 執達吏ノ恩給ヲ更正スル場合ニ於テハ第一號ノ規定ニ依ラス六百圓ヲ俸給年額ト看做シ
- 恩給法第六十條ノ規定ニ依リ算出シタル年額ヲ以テ其ノ普通恩給ノ年額トス
- 前項ノ増額ヲ爲ス場合ニ於テハ外國勤務ニ因ル増加ハ之ヲ爲サス
- 第三十七條 恩給法第二百二條ノ規定ニ依リ普通恩給又ハ遺族ノ扶助料ノ年額ヲ増額スル場合ニ於テハ其ノ年額算出ノ基礎ト爲リタル退職又ハ死亡當時ノ俸給年額ヲ別表第七號表ニ依リ假定俸給年額ニ増加シ之ヲ退職又ハ死亡當時ノ俸給年額ト看做シ之ニ恩給法第一百一條ノ規定ヲ適用ス

右に掲げた條文に依り大體了解せらるる通り恩給法に依る更正は大體三つに分たれる即ち(i)一般の増額更正(ii)特に明治四十三年又は四十四年以前に給與事由の生じた者の更正(iii)屯田兵又は其の遺族の恩給更正である。

(i) 一般の増額更正 恩給法第一百一條は大正十二年十月一日恩給法施行の際現に従前の規定で年金たる恩給、退隱料、遺族扶助料其の他之に準すべきものを受くるの權利ある者全般に及ぼす規定である即ち夫等の者が恩給法に依り算出した額より少ない金額を受けて居たときは恩給法に定めた額迄増額更正を行ふの趣旨である。而して此の更正の細目は勅令に譲つて居るのであつて其の勅令が施行令の第三十六條である。之に依つて見れば恩給法の趣旨は従前受くる恩給額が新法所定の額より少ない場合に適用があるのであつて従前の額の方が新法所定の額より多きときは實質的には更正を行はざるものなりと云はねばならぬ。

更正の方法は、軍人の普通恩給又は軍人遺族の扶助料の更正、軍人以外の公務員の普通恩給又は軍人以外の公務員の遺族の扶助料の更正及増加恩給の更正に三大別する事が出来る。

(A) 軍人又は準軍人の普通恩給若は其の遺族扶助料の更正。
軍人又は準軍人の普通恩給若は其の遺族の扶助料の更正は最も簡單である即ち軍人又は準軍人の退職又は死亡當時の階等と在職年數とに依り恩給法別表第一號表に依り其の普通恩給額を定めるのである例へば退職當時の階等が高等官八等であつて十一年在職した軍人の新恩給年額は四百六十七圓となるの類である。同様に軍人又は準軍人の遺族の扶助料額は其の軍人又は準軍人死亡當時の階等、在職年數、死因(戰闘、普通公務其の他の原因の如き)とに依り定められる、例へば陸軍上等兵にして在職十年の者が死亡したものとすれ

ば其の普通恩給年額は二百四圓である故に戦死なれば其の全額普通公務なれば其の普通恩給の十分の八即ち百六十四圓、其の場合なれば其の普通恩給の十分の五即ち百二圓となるのである、死亡當時の階等と恩給法上の階等との對比は恩給法施行令別表第五號表に依るのであるが此の中で特に注意すべきは従前の海軍五等卒の欄が無くなつたので新法では海軍四等兵に相當する額を給せられる。又明治三十七年四月一日以前に現役を離れ又は公務以外の原因にて死亡したる陸軍卒又は其の遺族は従來其の階級に拘らず一等卒の額を給されたが新法の更正に當りては其の各相當階級に應ずる恩給額に更正せられる事となつた。

(B) 軍人以外の公務員の普通恩給又は其の遺族の扶助料の更正

軍人以外の公務員の普通恩給又は其の遺族の扶助料の更正は更に(a)大正九年八月一日以後新法施行の日迄に退職又は死亡したる場合(b)明治四十三年(地方費支辨のものは明治四十四年)四月一日以降大正九年七月三十一日迄に退職し又は死亡したる場合(c)明治四十三年(地方費支辨のものは明治四十四年)三月三十一日以前退職又は死亡したる場合の三種に分類し得る右の内(c)のものは後に述べるとして先づ(a)と(b)から説明しませう。

(a) 大正九年八月一日以降退職又は死亡したる場合 此の場合には其の普通恩給算出の基礎と爲る退職當時の俸給は其の最終俸給額其の儘とし其在職年に應じ唯恩給率の變更

がある丈である例へば大正九年十月に疾病退職した一文官の在職最終俸給年額千二百圓在職十五年とすれば従來の官吏恩給法では其の恩給年額は千二百圓の二百四十分の六十即ち三百圓であつたが更正に當りては千二百圓の百五十分の五十即ち四百圓となるのである。其の遺族の扶助料は此の普通恩給を基準として其の十分の八又は十分の五を給與せられる。

三千圓在職年二十年とすれば舊法では $3000 \times \frac{65}{240} = 812.5$ 圓(圓以下切上)即ち退職當時の恩給年額八百十三圓となるが之を新法で更正するには退職當時の俸給額を施行令第四號表に依り増額して四千五百圓として計算する即ち $4500 \times \frac{55}{150} = 1650$ 圓となるから更正普通恩給年額は千六百五十圓となる譯である(令三六、一)。

(c) 増加恩給の更正

増加恩給の更正は軍人、文官、教育職員及警察監獄職員等總て同一である即ち退職當時の階等傷病の原因及不具癱疾の程度に従ひ恩給法別表第二號表に依り定められるのである。従來増加恩給は軍人に就ては其の階等に従ひ親任乃至海軍五等卒迄十八階段の區分があり軍人以外の文官は其の普通恩給額の十分の七迄を給せらるる事となつて居た新法では軍人と其の他のものとの區別を設けず且階等區分を將官、佐官、尉官、准士官、下士及兵卒の六階級とした、此の更正に際し階等の定めあるものは差支ないが明かな階等の設けない準文官、準軍人、教育職員、準教育職員、警察監獄職員及待遇職員は如何にするかと云ふに

之れは施行令第二十五條乃至第二十九條の規定に依り定むる事となつて居る大體高等官に就ては待遇官等、判任官に就ては俸給額に従ひ判任官等級令に準じて之を定め待遇官等級の定なきときは高等官待遇なれば九等判任官なれば四等待遇と看做すのである故に巡查看守及小學校教員等は俸給額に拘らず總て判任官四等として取扱はれるのである。

増加恩給額決定標準の一となる傷病の原因には甲號（戦闘又は戦闘に準すべき公務）と乙號（普通公務）との二つある戦闘に準すべき公務の範圍は恩給法施行令第二十三條に列擧してある。其の内容に就ては孰れ本文で詳しく説明する事として省略するが唯軍人以外の公務員には從來甲號の適用がなかつたから更正には適用しないが將來一般公務員にも適用ある事と承知せられたい。

次に不具癘疾の程度即ち症狀等差の分け方は新舊法共格別の差がない即ち第一項乃至第六項に分れ第一項の者にして更に重き症狀の者には特別項として第一項の金額の十分の五以内を増額する事が出来る従前の増加恩給増加退隱料等を更正するに當つては施行令別表第六號表に従ひ従前の症狀等差を新法の症狀等差に當て換めて決定するのが原則である例へば官吏なれば官吏恩給法施行規則第十二條に依り現在受けて居る増加恩給の基礎となる症狀等差が定まつて居るから假に其の第一項とすれば新法乙號第一項の額に更正せられる譯である（令三六、一）。

以上一般の増額更正の大體を説明したが尙一言附加へて置きたい事がある即ち執達吏の

恩給は從來文官恩給の一部と看做し新法も亦同様であるが之に就ては特に規定があつて普通恩給算出は一定の手數料年額を俸給年額と看做し之を基礎として算出するのであるが其の一定額が大正九年七月迄は四百五十圓とし八月一日以後は六百圓として計算せらるる事となつて居る故に今回の更正にも特例を設け四百五十圓を基礎としたものは六百圓を基準として更正額を算出せしむる事としたのである（令三六、一）尙念の爲附加へるが巡查看守等は從來増加退隱料と云ふ特別の名稱なく單に公務傷病の場合には退隱料を増額すると云ふ形式になつて居る爲更正に際し普通恩給と増加恩給と二つを給せらるるや否やと云ふ様な質疑を受けるが是れは二つ受けて差支ないものと考へる即ち從來の退隱料中には普通恩給的部分と増加恩給的部分とがあつて各別に新法に依り更正せらるるものと解釋するのが穩當である。

(ii) 明治四十三年以前の退職者の恩給又は死亡者遺族扶助料の更正 前にも一寸述べた通り軍人以外の公務員の恩給及其の遺族の扶助料の更正は大體三段に分れ大正九年八月一日以降の分、明治四十三年（地方費支辨のものは明治四十四年）四月一日以降大正九年七月三十一日迄の分及明治四十三年三月三十一日以前の分となる。茲には此の最後の分の更正に就て述べて見た。

明治四十三年三月三十一日以前に退官退職又は死亡した者に對し特に恩給法第二百二條に特例を設けた理由は蓋し同年の一般俸給令の改正に依り新舊公務員の間に恩給額に著しき

差のある事を緩和せんが爲である事は疑ない故に明治二十四年八月十六日以降明治四十三年三月三十一日迄に退官退職又は死亡した文官、看守、警査、守衛又は其の遺族が明治四十三年四月改正前の俸給令に依る俸給を基礎として恩給又は扶助料を受けて居る場合に特別の増額を認めたとのである此の明治二十四年八月十六日と切つたのは其の際俸給令の改正があつて官吏は平均二割五分の減俸をせられたからである。

明治四十三年の俸給令の改正は地方費支辨の公務員に就ては一年遅れた故に恩給法第二百二條第二項に明治四十四年三月三十一日以前に退職又は死亡したる小學校、實業補習學校等初等學校職員及巡査又は其の遺族の規程を置いたと考へる。故に此の更正は當時俸給令の改正せられざりし中等教員、地方費支辨の郡判任官の如きは此の増額の特典に浴し得ない事と信ずる。

扱是等の者の恩給又は扶助料の更正を爲すには先づ退職又は死亡當時の俸給年額に施行令別表第七號表に定むる金額を加へ更に此の假定俸給を施行令別表第四號表に依り増額したるものを以て基本俸給とするのである例へば明治四十年に俸給年額四百八十圓で退職した者の假定俸給年額は第七號表に依り六百圓となり更に第四號表で之に五割と百二十圓を加へたる額即ち千二十圓が恩給更正額算出の基準となる故に若し其の者が在職十五年にして公務に因り死亡したるものとすれば其の遺族の扶助料は $(1080 \times \frac{150}{150}) \times \frac{8}{17} = 372$ 圓と更正せられる譯である。

右に述べた通り此の種の更正は單に基礎俸給が場合に依り約二割五分増額せらるる以外は總て前述(i)の一般の恩給更正と同一である。

(iii) 屯田兵又は其の遺族の恩給更正 北海道屯田兵の現役期間は従來其の一部分が軍人恩給法上の在職年中に通算せられて居たが新法では之を全部通算する様になつたと云ふ事は前にも申述べた通りである此の結果従來恩給を受ける資格のなかつた者が新に恩給の給與を受け得らるる様になつた者がある従つて此の際特に更正の必要がある然し此の更正は單に在職年の通算であるから新に恩給を給するか又は従來の恩給額を改定するか又は何等一般の原則と變りないから内容の説明は省略しよう(法二)。

三 更正手續

更正手續に就ては裁定廳の異なるに従ひ多少取扱が違ふが茲には國庫支辨のものの中内閣恩給局長の管掌に屬するものに就てのみ述べる。

(i) 大正六年更正手續 大正六年法律第六號に依り増額更正せらるべき恩給、扶助料等の更正手續は大正六年閣令第四號で規定せられて居る以下簡單に要領を述べれば左の通りである。

(A) 屯田兵恩給の更正 大正六年法律第六號で新に北海道屯田兵の服役期間の一部を軍人の現役中に通算せらるる事に改正せられた爲新に恩給、扶助料等を受け若は従來受けて居る恩給、扶助料等を増額せらるべき場合には其の請求書に履歷書其の他一般の規

定に依る添附書類を附し第七師團長を経て陸軍大臣に提出するのである。第七師團長は請求書類を調査し之に計算書を附して陸軍大臣に進達する。

(B) 其の他の場合 大正六年法律第六號に依る一般の更正請求は大體別紙雛形に依り陸軍大臣若し海軍大臣に宛たる請求書二通を作り之に居住地の市區町村長又は之に該當する官公署より當該市區町村又は之に該當する地域の居住者たることの奥書證印を受け之を現に恩給若し扶助料の支給を受くる郵便局又は新に其の支給を受けんとする郵便局を経由して貯金局長に差出すのである、貯金局長は更に之を陸海軍大臣に送付し陸海軍大臣より内閣に進達せらるる事となる。

軍人恩給法の前身である舊陸海軍恩給令等に依る受給者も更正を受けられるが其の請求手續は大體右に述べたのと同様である。尤も西南戰役當時臨時軍隊に編入せられたる元警視局員及其の遺族は軍人恩給を受けて居るが更正請求は内務大臣に宛て提出するのである。

六年更正の證書は夫々關係廳を経て最後に支給郵便局より本人に交付せられる。請求者は新恩給證書の交付を受けたら舊證書は速に内閣恩給局に返納せねばならぬ尤も舊證書が返納出來難い事情あるときは詳細に事由を具したる理由書を以て之に代へる事が出来る。

右に述べた如く大正六年の軍人恩給更正は本人の請求を俟つて初めて増額せらるるも

のであるが其の請求期間は大正七年一月一日より七年であるから大正十三年十二月三十一日迄に請求しなければ増額給與を受くる權利を失ふのである。

(ii) 大正九年更正手續 大正九年法律第十號に依る更正は一般的増額で且本人の請求を俟たず積極的に更正を行つたのである其の施行手續は大正九年閣令第八號に依り定められて居る。大正九年の更正は第一段として取敢ず従前の證書に新恩給額を表示した更正支給額票(白地藍色刷)を貼付して一時之で便宜支拂をして居つたが一方更正新證書は大正九年八月一日附で順次發行し舊證書と引換へたのである。此の更正證書の引換交付を受けるが爲には別紙雛形の交付請求書に現住地の市區町村長の現住證明を受け之に戸籍抄本(扶助料なるときは戸籍謄本)を添へ現に恩給又は扶助料を受くる郵便局若し將來新たに支給を受けんとする郵便局へ提出するのである。

九年更正新證書は既に全部發行済に爲り大部分の引換交付を終つたが未だ引換交付の請求をしない者が幾分あるといふ、夫れ故九年更正事務を打切る爲大正十二年閣令第五號第九條で舊證書無効の宣言をしたものと思はれる。即ち大正九年七月三十一日以前の日附ある證書は大正十二年十月三十一日限り其の效力を失ふと云ふのである。此の結果大正九年の更正を受けた以後の日附ある證書でなければ大正十三年一月渡以降の給與金の受領が出来なくなるのである。故に未だ大正九年の更正證書交付請求書を提出してないならば此の際速に請求せねばならぬ。尤も證書の效力がなくなつても原權迄失ふのではないから狼狽

する必要もない。

交付請求書は大正十二年十月十五日迄は支給局を経て貯金局に出す事となつて居つたが同日以後は支給局を経て内閣恩給局に提出する事となつたのである。故に一應は従來通り支給郵便局に提出して差支ないのである。更正證書の交付は大正六年更正と同様支給郵便局に於て舊證書と引換に交付せられる事となつて居る舊證書の返納し難き場合に理由書を以て代へられる事も大正六年の場合と變りがない。

(iii) 大正十一年法律第十八號に依る増額手續 此の増額は増加恩給、増加退隱料等の受給者に限らるる事は前に述べた通である。而して此の増額は大正九年更正と略同一の形式で施行せられた。即ち受給者の請求を俟たず増加金額を表示したる増加支給額票(赤色紙)を發行し之を従前の證書に貼附したのである。尤も此の増額は一時的のものであるから證書の書換を省略した(大正十一年四月一日以降大正十二年九月三十日迄に裁定せられる分は新證書に従前の恩給年額とを表示し別に支給額票を貼附しなかつた)

(iv) 恩給法に依る更正手續 恩給法に依る更正の手續も大體大正九年更正に従つたのである即ち應急の措置として受給者の請求を俟たず支給額票を發行し一面新證書を順次發行し交付請求書の提出ありたるものから引換交付をする仕組である。そこで今少しく詳細に説明すれば

(A) 大正九年八月一日以後大正十二年九月三十日迄の間に於ける日附ある證書に依り支

給するもの。

此の場合には受給者の請求を俟たず先づ更正年額を表示したる支給額票(第一號)を恩給局にて調製し貯金局を経て支給郵便局に送る。受給権者は支給郵便局から通知があつたら現に所持する恩給證書等を提出して之に前記支給額票の貼附を受け當分にて新増加年額を受取るのである。支給額票を亡失し又は毀損したときは貯金局を経て内閣恩給局に其の再交付の請求が出来る、受給権者が支給額票の貼附を受ける際郵便局で新證書の交付請求書用紙(第二號)を交付せられる筈であるから、之に所定の事項を記入し現住地の警察官署(外國居住者は領事館)の現住證明を受け表面に郵便切手を貼附し直接内閣恩給局に出すのである、若し現住地に警察官署又は領事館が無いので已むなき場合には町村役場若は之に準すべきものの現住證明を受けるのである。

此の警察官署の現住證明としたのは大に意味あることで従來市區町村長の居住證明を求めると往々にして虚偽の寄留届を爲し現住證明の請求を爲す者があるので其の弊害を防ぐ爲警察官署とせられたものであらう。

前述の交付請求書提出後現住地を變更したときは前と同様新現住地の警察官署等の現住證明書を添へ其の旨を支給局を経て恩給局に届出るのである。

恩給法に依る更正新證書が發行せられると貯金局を輕て發行通知がある。故に受給権者は其の通知を受けたときは従前の證書の表面餘白に左の記載例に依り新證書に對する受領

證印を爲し之を指定の支給郵便局に差出し引換に新證書を受領するのである。

更正證書受領證印記載例

更正證書 イ第一號

右受領候也

大正十三年四月一日

受領者 山田 一郎

新法の精神では新證書は絶對に本人の手に交付する事を望んで居るのであるから受給権者も行違のない様に努めて自身出頭し新證書を受領する事が必要である。止むを得ない事情で舊證書の引換が出来難い者は豫め内閣恩給局に其の事由を詳記した書面を出せば同局から承認書を交付せられる。此の承認書を舊證書に代へて新證書の受領が出来るのである。

恩給法に依る更正新證書の發行は大體大正十三年度中に完成せられた而して前記大正十二年閣令第五號第十條には「大正九年八月一日以後大正十二年九月三十日迄ノ間ニ於ケル日附アル證書及之ニ貼附シタル支給額票ハ大正十四年三月三十一日限り其ノ效力ヲ失フ」と規定してある。

以上述べた所は受給権者が現に年金恩給支給規則第十條に依り證書を貯金局に寄託し給與金の振替預入を爲せる場合でも同様である尤も支給額票は貯金局に送り貯金局にて證書に貼附して新保管證書を作り受給者に送付する又受給者が交付請求書を提出して之に對する新證書を恩給局で調製したときは便宜貯金局で舊證書と引換保管するのである。

(B) 大正十二年十月一日以後裁定すべきもの。

恩給法施行前に給與事由の生じた恩給、扶助料等にして大正十二年十月一日以後に裁定せられる場合には更正年額と従前の年額とを併せて表示した新證書を發行するから特に面倒な更正手續を踐まずに済むのである。

(C) 屯田兵恩給の更正。

(イ) 恩給法第百三條に依り屯田兵の現役期間を通算する爲新に恩給又は扶助料を受くるの權利を生じた者は一般の請求手續(附録請求書式雛形參照)に依り恩給請求書類を作り第七師團長及陸軍大臣を経由して内閣恩給局長に提出するのである。

(ロ) 従前の規定で現に恩給又は扶助料を受くる者が尙恩給法第百三條の規定の結果更正増額せらるる場合には先づ恩給法第百一條及第百二條の規定に依る一般増額は受給者の請求を俟たず之を行ひ第百三條の規定に依る増額は受給者の請求があつて初めて處置する事となつて居る。此の場合更正請求を爲さんとする者は別紙雛形の更正請求書(第三號)を作り第七師團長及陸軍大臣を経て内閣恩給局長に差出すのである。

之等の請求期間は恩給法施行の日より七年である。此の場合の恩給の進達裁定及證書の交付等は總て一般の規定に依るべきであると思ふ。

大正六年更正請求書式雛形

第一書式

退職(免除)恩給並増加恩給ヲ受タル者ノ更正ニ用フ

第一編 總論 第三章 恩給の更正

第一編 總論 第三章 恩給の更正

第二書式 扶助料ノ更正ニ用フ

第三書式 退職(免除)恩給ノミヲ受タル者ノ更正ニ用フ

第四書式 舊令ニ依ル恩給ノ更正ニ用フ

【備考】請求書ハ執レモ支給郵便局ニ提出スルコト

第一書式雛形(用紙美濃白紙)

(二通ヲ要ス)

退職(免除)恩給並増加恩給更正請求書

海軍大尉 山下源五郎

明治十年七月一日生

一 現役ヲ離レタル年月日

明治三十七年十一月三日

一 恩給證書ノ日附及記號番號

丙第一九五八號

一 退職(免除)恩給年額

金五百九十一圓

一 増加恩給年額

金百八十九圓

大正六年法律第六號ニ依リ前記恩給金額更正相成度此段請求候也

本籍地 茨城縣那珂郡川田村枝川八十三番地

居住地 東京府東京市京橋區炭町八番地

大正十二年十月二十一日

請求者

山下源五郎

海軍大臣 財部

彪殿

右請求者ハ當區居住者タルコトヲ證明ス

大正十二年十月二十一日

京橋區長 何

某

第二書式雛形(用紙美濃白紙)

(二通ヲ要ス)

扶助料更正請求書

(元)故 陸軍歩兵少尉新居三造寡婦

新居 某

明治十八年六月三日生

一 軍人死歿ノ年月日

明治三十七年五月一日

一 恩給證書ノ日附及記號番號

明治三十七年十月三十日 日乙第一三九二八號

一 扶助料年額

金百八十圓

大正六年法律第六號ニ依リ前記扶助料金額更正相成度此段請求候也

本籍地 東京府東京市麻布區六本木町三番地

居住地 東京府豊多摩郡澁谷町字上澁谷二百五番地

大正十二年十月二十五日

請求者

新居 某

陸軍大臣 田中 義一殿

右請求者ハ當區居住者タルコトヲ證明ス

大正十二年十月二十五日

澁谷町長 何

某

第三書式雛形(用紙美濃白紙)

(二通ヲ要ス)

(免除)恩給更正請求書

陸軍歩兵一等卒 大澤豊太郎

明治十五年八月四日生

一 現役ヲ離レタル年月日

明治三十八年六月十五日

一 恩給證書ノ日附及記號番號

明治三十八年十二月一日甲第一五六八〇號

一 (免除)恩給年額

金五十圓

第一編 總論 第三章 恩給の更正

第一編 總論 第三章 恩給の更正

大正六年法律第六號ニ依リ前記恩給金額更正相成度此段請求候也

本籍地 長野縣下伊那郡飯田町下荒町五番地

居住地 東京府東京市四谷區永住町十番地

大正十二年十一月二十日

請求者

大澤豊太郎

陸軍大臣 田中 義一殿

右請求者ハ當區居住者タルコトヲ證明ス

大正十二年十一月二十日

東京市四谷區長 何

某團

第四書式雛形(用紙美濃白紙)

傷痍扶助料(傷痍恩給)更正請求書

元陸軍歩兵卒 金山 藤七

嘉永元年一月七日生

一 現役ヲ離レタル年月日

明治八年十月十五日

一 恩給登錄寫帖ノ日附及番號

明治八年十二月一日第八號

一 傷痍扶助料(傷痍恩給)年額

金八十圓

大正六年法律第六號ニ依リ前記傷痍扶助料(傷痍恩給)金額更正相成度此段請求候也

本籍地 埼玉縣大里郡熊谷町熊谷一五七

居住地 同上

陸軍大臣 田中 義一殿

請求者

金山 藤七

右請求者ハ當町居住者タルコトヲ證明ス

大正十二年十月十八日

埼玉縣熊谷町長 何

某團

大正九年更正證書交付請求書雛形(適宜ノ用紙ニテ一通ヲ調製シテ戸籍抄本(扶助料ノ場合ハ謄本)ヲ添ヘ郵便局ニ提出スルコト)

更正證書交付請求書

一 現證書ノ記號番號 更丙第二五七〇號

一 受給者肩書氏名 元海軍一等兵曹 福山 甚太郎

一 支給郵便局名(又ハ新ニ支給ヲ受ケ) 牛込郵便局

大正九年法律第十號ニ依リ更正ニ係ル右更正證書交付相成度別紙戸籍抄(謄)本相添ヘ此段及請求候也

本籍地 新潟縣中頸城郡八代村字西ノ谷百十五番地

居住地 東京府東京市牛込區山吹町三番地

大正十二年十月二十日

受給者 福山 甚太郎

氏名印 康 慶

右受給者ハ當區村居住者タルコトヲ證明ス

大正十二年十月二十日

牛込區長 何

某團

恩給法に依る更正諸様式

第一號様式 更正支給額算

第二號様式 交付請求書

第三號様式 更正請求書

第一編 總論 第三章 恩給の更正

第一號 樣式

大正十三年一月渡以降更正支給額表

更正額	更正年	更正期	更正額
	四	一	四
現證書記號	現證書記號	現證書記號	現證書記號
番號	番號	番號	番號
及	及	及	及
氏名	氏名	氏名	氏名
肩書	肩書	肩書	肩書

(内閣恩給局)

注意 (一) 本票ハ證書表面金額ノ上都ニ貼附スル
 (二) 更正額ニ對スル新證書ハ追テ交付スルキニ付其ノ際現
 證書ハ之ヲ還納スル

第二號 樣式 雜形 (面裏)

交 付 請 求 書

イハ 第一號 第二號 第五號 第八號	元通信書記	高野長英	盛岡局	岩手縣
證書記號 受給者 氏名	支給郵便局名	現住地		

恩給法ニ依ル更正證書及請求候也
 現住地 盛岡市仁王町五番地
 受給者 高野長英
 氏名印
 右現住者タルコトヲ證明ス
 大正十二年十二月十五日
 盛岡警察(署)長 何 某
 (分署長) 町村長

(表裏)

きかは郵便

東京市中央局

丸之内

内閣恩給局 御中

郵便切手

貼付ノ

Carte Postale

- 【備考】一、本請求書用紙ハ郵便局又ハ内閣恩給局ヨリ交付セラルルモ略同一形式寸法ナレハ私製ニテモ差支ナシ
 (寸法官製ヘカキ版)
 二、現住證明ハ原則トシテ警察署長ノ證明ナルコト已ムヲ得サル時ハ町村長ノ證明ニテ可ナリ
 三、一度提出シタル住所ニ變更アルトキハ更ニ現住證明ヲ受ケ提出ノコト
- 第三號様式雛形(屯田兵恩給ノ更)
 正請求ニ用フ

更正請求書

退職年月日	陸軍歩兵一等卒	玉
證書ノ記號番號	明治二十八年八月十日	明治二年三月一日生
證書ノ日附	は甲第五六五〇號	
現恩給又ハ扶助料年額	大正九年八月一日	
支給郵便局名(又ハ新ニ支給ヲ受ケ)	金百二十圓	
恩給法第百三條ノ規定ニ依リ前記(恩給)年額更正相成度此段請求候	札幌	
本籍地	北海道札幌市山鼻町一番地	
現住地	同上	
大正十二年十一月三日		
内閣恩給局長	下條 康 廣 殿	請求者 玉 井 伍 六

(注意)

- 一、用紙適宜一通ニテ可ナリ
- 二、請求書ハ第七師團司令部ニ差出スコト
- 三、請求書提出後本籍地又ハ現住地ヲ變更シタルトキハ速ニ内閣恩給局ニ届出ツルコト支給郵便局ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

文官恩給

文官の普通恩給

第二編 文官恩給

第一章 文官の普通恩給

文官とは何を云ふかは既に公務員の説明中に明かにして置いたのであるが恩給法上所謂文官は一般に用ひらるる文官とは其の範圍が違ふ即ち武官又は宮内官以外の官に在る者を指すのが原則であると共に恩給法上他の種類の公務員に屬せざる者を云ふのである故に判任官以上の教育職員及警部補は一般の意義に於ては文官であるが恩給法上は之を文官と見ないのである扱文官は如何なる場合に如何なる條件の下に普通恩給を受くるの權利を生ずるのであるか。勿論茲には増加恩給を伴はない所謂年功恩給としての普通恩給を説明するのである。

第一節 文官は如何なる條件にて普通恩給を受けられるか

恩給法第四十五條に依れば公務員所定の年數在職し退職したるときは之に普通恩給又は一時恩給を給すと規定してある此の規定を受けて恩給法第六十條中に文官の普通恩給を給せらるべき條件を規定してある即ち普通の文官は在職年十五年以上で退職したならば普通恩給を給せられるのである之を分解すると

(イ) 十五年以上在職すること、在職年の計算に就ては後に詳細説明するが此の在職は

普通恩給を受くるの要件

必しも引續きたる在職なる事を要しない又同種の公務員としての在職でなくても差支ない恩給法の規定に依り合算、通算、加算、除算せられた終局の在職年が十五年以上であれば良い。

(ロ) 退職すること、退職は恩給権完成の最後の条件である假令在職十五年以上であっても退職の事實が無ければ恩給権は生じない單に恩給を受けるの希望又は資格があるのみである此の退職と云ふ言葉に就ても恩給法上特種の意義があるから後に説明を加へませう新恩給法では恩給権發生の條件が極めて簡單で以上述べた二つの條件に適合し且資格消滅の原因となるべき事實がなければ普通恩給を受けられるのであるが從來の官吏恩給法では尙此の外に退職原因に關する面倒な條件を要求した即ち(i)年齢満六十歳以上にて退官するか(ii)傷疾を受け若は疾病に罹り其の職に堪へず退官を許されたるか(iii)廢官廢廳若は官廳事務の伸縮又は非(休)職満期に依つて退官する場合及法令を以て設立した議會の議員並市長、町村長、助役、収入役、名譽職參事會員、東京市京都市大阪市北海道の區長、沖繩縣區制に依る區長及居留民團の民長、助役、會計役となる爲め退官したる場合(市町村中)に全部組合を包含す)でなければ恩給を給せられなかつた換言すれば六十歳以上の者でなければ自己便宜退官(兵役に服する爲の退官は自己便宜と看做さざる慣例なり)に對して恩給権の發生を認めなかつた然るに新法では此の制限を撤廢して自由なる退職を許したのである。

文官の普通恩給年限は十五年であるが國務大臣として退官する者に限り國務大臣としての在職年五年以上であれば普通恩給を受けられる此の條項は從來の官吏恩給法にもあつたのであるが其の儘新法に入つたのである此の規定は國務大臣としての退官者で且國務大臣としての在職であらねばならぬから他の親任官として退官した場合は適用なく且他の親任官の在職年を五年の計算内に入れる事の出来ないのは勿論である又五年以上十五年迄は總て十五年としての計算をされるのであつて五年を十五年と看做すのではないと云ふ事に特に注意を要する。

第二節 文官の普通恩給金額

扱以上の要件の下に完成された文官の普通恩給の金額は如何なる計算に依つて算出されるかと云ふと其の退職當時の俸給額と在職年の年數に依つて定められるのである即ち

(イ) 最低限 在職年十五年以上十六年未滿に對しては退職當時の俸給年額(月俸の者は月額の十二倍)の百五十分の五十に相當する金額例へば年俸千五百圓の者は五百圓。

(ロ) 在職一年毎の増加率 十五年以上一年を増す毎に其の一年に對し退職當時の俸給年額の百五十分の一に相當する金額例へば年俸千五百圓の者は一年に付十圓宛増加す。

(ハ) 特別加給 (ロ)の増加は十五年以上の者全般に一率に加へられる恩給金額の増加であるが尙此の外特別の勤務に對し附加的に加給せらるる場合がある此の種のもは文官には外國勤績加給のみであるが學校職員及警察監獄職員には特に勤績加給なるものがあ

此の外國勤績加給は外國に實勤績在職する事十五年以上の場合其の勤績在職年中十五年を控除した残りの勤績在職年一年に付退職當時の俸給年額の三分の一に相當する金額を加給するのである例へば外國に二十年在勤した者であれば二十年中より十五年を控除した残りの五年に對し一年三分の一の加給があるのである。

此の外國勤績は實勤績である事を要する即ち加算を含まない引續き在職であらねばならぬ。

(ニ) 最高限 在職年四十年以上の者に給する恩給の年額は之を在職四十年として計算する換言すれば勤績加給を除き恩給の最高限は百五十分の七十五即ち二分の一となる譯である。

尙序に一言して置きたい事は公務傷病に因り在職十五年以内で普通恩給と増加恩給とを併給せらるる場合の普通恩給及國務大臣として在職年十五年以下で普通恩給を給せらるべき場合は在職年限十五年の者に給すべき普通恩給の額を給せられるのであります(法六〇)。茲にも一つ附加へて置きたいのは大正十年裁判所構成法の改正に依り所謂定年法の適用を受けて退職する判事又は檢事の恩給でありますが之は特別規定を以て其の恩給額の五割に相當する金額を加へたものを其の恩給年額とすると云ふ規定がありました此の規定は大正十二年恩給法制定の際一部改正せられて五割が三割に減ぜられました而して此の法

基礎俸給

律の適用を受けるのは大正十年六月一日迄に任官し同日現に在官する者に限られて居るのであります(大正十年法一〇二號)。

第三節 基礎俸給

文官の普通恩給の金額が退職當時の俸給と在職年數に依り定まる以上先づ次には順序として基礎俸給の事を話しねばなりません。

基礎俸給と云ふのは恩給額の算出の基礎となる俸給の意味でありまして即ち退職當時の俸給額の意味である茲に注意すべきは本(在)職最終の俸給と退職當時の俸給の差異であります従來の官吏恩給法には退官現時の俸給と云ふ文字を用ひたので特に非(休)職満期に由て退官したる者の恩給は其在職最終の給額に依て之を算定すと定め又公立學校職員退隱料法等にも特に本職最終の俸給と云ふ文字を用ひてあります之れ休職中の者、外國傭聘中の者、懲戒減俸中の者等に付疑義を生ずる事を避けたのでありませうが新法では別段之を區別せず休職、傭聘、罰俸等の場合は其の基本と爲れる最終俸給を退職當時の俸給と看做すと云ふ了解の下に出來た規定と思ひます。

次に恩給法では基礎俸給に對し一定の意義を與へて居る即ち

(イ) 俸給を本俸及之に準すべきものとに區分し本俸に準すべきものの範圍は勅令を以て左の如く之を定められた。

一年功に因る加俸

本俸
本俸に準すべきもの

- 二 府縣知事の攝定地加俸
- 三 官立大學の教授又は助教の職務俸

以上の通り限定されて居るから外國在勤手当殖民地在勤加俸等は基礎俸給中に入らない事從來と同様である。

(ロ) 公務員二以上の官職を併有し各官職に付俸給を給せらるる場合に於ては俸給額を合算したるものを以て其の者の俸給額とする。

此の各官職と云ふのは恩給法上異種に屬する公務員としての官職併有を指すのであつて例へば縣技師と産業技師とを併有するが如き場合を云ふのである(法四四)故に兼職に因る加俸は之に當らないのであります。

終に執達吏は執達吏規則に依り官吏に準じて恩給を受けられる事となつて居るが其の基礎俸給は年額六百圓と假定せられて居る(執達吏規則一九、二〇)。

第四節 在職年

普通恩給年額を算定するに必要な在職年の計算は恩給法規中重要な部分である此の在職年は(イ)固有の在職年即ち本來當然に恩給年限に數へられる在職年(ロ)通算に因る在職年即ち當然には恩給年限中に算入すべからざる在職年にして法律の規定に依り恩給年限中に算入せらるる年月(ハ)加算年即ち實際勤務した年月の外に法律の規定に依り従として割増せられる想像上の年月(ニ)除算年即ち固有の在職年又は通算に因る在職年中法律の規

官職併有者の俸給

執達吏の基礎俸給

在職年

定に依り除外せらるるものの四種から成立つて居る。

第一固有の在職年 新恩給法では原則として總ての公務員の在職年は之を固有の在職年として合算する事を前提として出來上つて居る然るに從來の法律では文官、軍人、教員、巡查、看守等皆各別の恩給法規を有して其の間に交渉の規定あるものの外は大體通算を行はれなかつた従つて新法に於ては固有の在職年と云ふ事が格別實益なき區分となつたが舊法では重要であつたと云ふ事が了解せられるであらう。

固有の在職年の計算は就職の月から起算し退職又は死亡の月を以て終るのである(法二八)故に先づ就職及退職と云ふ意義を説明しませう。

- (一) 就職 恩給法上就職とは左の各號の一に該當する事を云ふのである。
 - 一 文官に在りては任官(終身官たる文官例へば判檢事、行政裁判所評定官、會計検査院の検査官の如きは復職も亦就職と看做さる)。
 - 二 (イ) 現役軍人に在りては任官(兵卒出身に非ざる下士以上)又は入營若は入團(兵卒出身のもの)、(ロ) 非現役軍人に在りては召集に依る部隊編入又は志願に依り軍人たる勤務に就くこと。
 - 三 (イ) 教育職員にして官吏たるもの(例へば官立學校職員)に在りては任官、(ロ) 其の他の教育職員(例へば公立學校職員)は任命。
 - 四 (イ) 警察監獄職員にして官吏たるもの(例へば警部補)に在りては任官、(ロ) 其の他

固有の在職年

就職

の警察監獄職員(例へば巡查看守等)に在りては任命但し巡査若は判任官の待遇を受くる消防手警部補に任ぜられ又は警部補が巡査若は判任官の待遇を受くる消防手に就職するときは之を轉任と看做す。

五 待遇職員に在りては任命。

右の中で警部補、巡査、消防手相互間の轉職を特に轉任と看做したのは是等は恩給法上警察監獄職員として同一に取扱はれるので其の相互間の轉職は之を繼續したる勤務と認め加給の利益に浴せしめんが爲である(法五)。

退職

(ii) 退職 次に恩給法に所謂退職とは左の各號の一に該當する事を云ふのである。

一 文官に在りては免官、退官又は失官(但し終身官である文官に在りては退職も亦當然茲に所謂退職に入る)。

二 (イ)現役軍人に在りては現役を離れること、(ロ)現役以外の軍人で召集されたものは召集解除、志願に依り軍人たる勤務に服する者は解職。

三 (イ)教育職員にして官吏たるものに在りては免官、退官又は失官、(ロ)其の他の教育職員に在りては免職、退職、解職又は失職。

四 (イ)警察監獄職員にして官吏たるものに在りては免官、退官又は失官、(ロ)其の他の警察監獄職員に在りては免職、退職又は失職(但し警部補他の官職に轉じ又は他の官より警部補に轉じたるときは之を退職と看做す)。

五 待遇職員に在りては免職、退職又は失職。

右の中免官と云ふのは自己の發意又は國家の意思に基き官を免ぜられる事で退官とは法令上當然官を退く場合の中失官を除きたるものを意味し失官は刑罰宣告に依り法律上當然官を失ふ場合を指したるものと思はれる免職、退職、失職の意義も大體免官、退官、失官と同様な意味に用ひられたものと思ふが特に教育職員中解職の文字を使つてあるのは在外指定學校職員の解職の場合を想像したものと見て良からう(法二六)。

尙も一つ注意して置きたいのは警部補と他の官職相互間の轉任である。警部補は本來文官であるのに恩給法上之を警察監獄職員として取扱ふ爲め警部補と他の官職相互間の轉任を退職と看做さないと恩給權發生の要件が完成しないので不合理が生ずる爲特に想像上の退職を規定したのである然し之は後に述ぶるが如く單に想像上の退職であつて轉任の場合には退職の當時尙他の公務員として在職するものであるから總ての公務員を退職するに非ざれば恩給は給しないのである(法五二) 例へば巡査より警部補に昇進し一定年間在職したる者警部に轉じたるときは其の轉任を退職と看做し警察監獄職員としての恩給權は發生するも其の際恩給の請求を爲さず警部退官の際巡査、警部補、警部の在職年を通じた文官としての恩給と前の警部補迄の在職に對する警察監獄職員としての恩給とを比較し其の一を給するのである。從來の規定では斯様な場合警部在官中でも警部補迄の在職年に對し恩給を給し其の後の文官の在職は全然獨立したものと見て居たのであるが新法に依つて其の取

扱が違ふ事と爲つた。以上述べた就職及退職に関する説明中文官に関するものは準文官に教育職員に關するものは準教育職員に準用せられる。唯準軍人に就ては特別の規定がある即ち準軍人の就職とは職務、戒嚴地境内の勤務又は外國の鎮戍に服することを云ふ退職とは其の勤務を終ることを云ふのである(二法) 所謂職務、戒嚴地境、鎮戍等の語の意義に就ては加算年の説明の所で詳細に解説致しませう。

扱以上を以て就職及退職の概念を述べたから次に固有の在職年の計算上總則的二三の條文に就て説明しませう。

重複する在職年の計算

(iii) 重複する在職年の計算 公務員が二以上の官職を併有する場合例へば縣技師と産業技師を併任して居る様なときに其の重なり合つた在職年の計算は如何にするかと云ふに從來は格別に規程を有して居たので互に全然没交渉に重複に計算せられて居たのであるが新法では斯様な場合には年數計算に關し利益なる一官職の在職年に依る事と定められた(二九) 故に將來は時を同ふして在職が重複せる場合には一個の恩給しか給與せられない事となるのである而して此の重複する在職年とは全部が重複する事を要しない在職年中の一部の重複部分に付ても適用があるのである。

軍人の在職年の計算

(iv) 軍人の在職年の計算 公務員としての最後の退職が軍人であつたなら軍人としての恩給權が発生する譯であるが此の場合軍人としての普通恩給權發生の最低年限である十一年に達する迄は軍人以外の他の公務員の在職年を全然軍人の在職年と同一價値と認める事

は全般の權衡上不均衡となるので恩給法に特例を設けられた即ち軍人又は警察監獄職員以外の公務員としての在職年は其の四分の三に當る年月數を以て之を計算するのである(三〇) 例へば文官十二年在职後軍人と爲り二年在职したる者退職するときは前の文官の在職年は其の四分三即ち九年として計算し軍人十一年に對する普通恩給を受けるのである之れは十一年に達する迄であるから十一年以上は同價値として計算せらるる事勿論である即ち前の例で文官二年、軍人十一年であつたら軍人十三年としての恩給を受け得られる又此の換算充當の順序に依つても大分不利を生ずるのであるが此の場合には利益に解するを相當と考へられる。

警察監獄職員の在職年計算

(*) 警察監獄職員の在職年の計算 警察監獄員としての恩給權に付在職年を計算する場合も(iv)の場合と同様十年に達する迄は警察監獄職員又は軍人以外の公務員としての在職年は其の三分の二に當る年月數を以て之を計算する事と爲つて居る(三一) 例へば文官六年、軍人一年、警察監獄職員五年在职したる者の在職年の計算は文官四年軍人一年警察監獄職員五年計十年として計算せられるのである。

尙各種の公務員としての在職年を有する者に付其の在職年の計算を如何にすべきや例へば巡查五年、文官一年、軍人三年更に文官二年、巡查二年と云ふが如き場合

巡查 文官 軍人 文官 巡查
5年 + 1年 + 3年 + 2年 + 2年 = 12年

$$\begin{matrix} \text{憲兵} & \text{軍人} & \text{憲兵} & \text{文官} & \text{文官} \\ 5年 + 3年 + 2年 + 1年 + 2年 = 13年 \end{matrix}$$

の二通りの計算法があり先に有利なものを充當するときは實際問題として大なる利益がある此の問題は法文解釋としての當否は別として有利に充當し得るものと爲すを可と信ずる。尙前に述べた軍人としての在職年の計算及此の警察監獄職員として在職年の換算計算は軍人又は警察監獄職員として恩給を受くる場合の事であつて毎時でも換算されるものと誤解してはならぬ。

舊法時代の固有の在職年

(vi) 舊法時代の固有の在職年 舊法時代に於て文官の固有の在職年とは文官恩給を受け得られる官職に在る總年月である。如何なる官が完全なる恩給性を有するかと云へば原則としては文官判任以上にして國庫より俸給を受くるものである之が例外として郡區判任官、臺灣地方廳稅務吏、都市計畫地方委員會職員等は國庫より俸給を受けなくても完全な恩給性あるものと看做された。又臺灣の警部補丈は沿革的に一般文官と同一に取扱はれ其他の警部補は巡查看守退隱料に關する規程の適用を受けた。執達吏は單獨には完全な恩給性があるが、他の文官の在職年とは通算せられない例であつた。

以上の例外を除いては文官は官の種類、俸給支辨の一般會計なるや特別會計なるや等の區別なく總て固有の在職年として相互合算せられた。故に文官相互間の轉任は勿論引續きたる在官と見られるが尙廢官、廢廳若は官名改定の場合即日他の官に任命せられたときも

亦引續きたるものと看做された(明治二十六年勅令第九十八號)此の即日は實際の取扱上翌日をも含むことになつて居た。

在官年數の計算は初任の月から退官の月迄曆に従ひ月計算と爲す事は新法と變りがない但し明治四年八月以前より任官して居た者は四年八月より起算する然し其の場合には四年七月前の勤務に對しては四年八月の現官等に相當する月俸の半額を以て在官年數の一箇年に當て其の年數に對して一時金を支給する事となつて居る(官吏恩給法第七條)中途で一旦退官し再任した場合の在官年數の計算は(i)前の退官の際恩給年限に達しないで退官賜金を受ける資格しなかつた場合には前の在官年月數と後の在官年月數とを總て合算する。即ち前の在官の端月數も後の在官年月數に加へられるのである(ii)反之前的の退官の際年金的恩給を受けた者が再任した場合には前の在官年中恩給の基礎となつた年數以外の端月數は切捨てられ後の在官年數に加へないのである。例へば前に十一年三ヶ月在官して十一年に相當する退官賜金を貰つた者が再任し三年九ヶ月在官すれば通計十五年と爲つて恩給を貰ふ事が出来る然るに曩に十五年十ヶ月在官して十五年に相當する恩給を受けて居る者が再任し一年三ヶ月在勤したときは其の在官年は前の十五年と後の一年三ヶ月とを合せて十六年三ヶ月となり十六年に相當する恩給を受けるのであつて十七年一ヶ月と計算する事は出来ないのである。第二次以下の再任官亦同様である。新法では孰れの場合でも再任の時は前在職の端月數を合算する又退官の月内に再任した場合は一ヶ月と計算されるのであつて双方一月宛二月と計算すべからざるは行政裁判所の判決例があるが新法では明文を置いてある。尙茲に所謂再任には終身官の復職を含み退官と謂ふ内には終

通算に因る在職年

身官の退職及陸軍理事の豫備編入（現在はなくなつた）を含む事を御承知願ひたい。
第二通算に因る在職年 新恩給法は原則として各公務員の在職年の相互合算を前提として居るので通算に因る在職年は比較的少ないが舊法では此の通算年が中々重要な問題であつた先づ新法に規定せられたる通算年に付説明を加へませう。

新法の通算年
宮内職員

- (i) 新法の通算年 恩給法上認められたる通算年は左の四種である。
- 一 宮内官の恩給規程に依り宮内官恩給権の基礎と爲るべき宮内職員としての在職年月数。

宮内官は本來文官であるが其の俸給其の他の給與は皇室費から出て居るので従前から一般官吏に關する規程の適用を受けないものとしてある故に今回の恩給法でも文官の中から宮内官を除外し宮内官に對しては宮内省恩給令（大正十二年皇室令第十六號）で恩給の件を規定して居る。然し政府側の恩給法と連絡をとつて互に在職年を通算し各最終官職の種類に應じて恩給を給する事となつたので此の通算條文を置かれたのである。此の條文に宮内官恩給権の基礎と爲るべきと云ふ事は宮内官として恩給を受くる資格ある在職年の意味である又特に宮内職員と云つたのは宮内省恩給令に依つて恩給を受くるものは官吏のみならず待遇者等を含むからである。

準軍人

- 二 準軍人の在職年月数。
- 準軍人の意義は既に公務員の種類の項で述べたが茲に準軍人の在職年月数と云ふのは其

試補見習

の服務年月数と云ふ事とは違ふと云ふ事を特に注意して戴きたい。準軍人の在職とは戰務戒嚴地境内の勤務又は外國の鎮戍に服したるときより其の勤務を終る迄の期間を云ふのである従つて茲に在職年月数と云ふも其の意味であるから誤解せられない様に願ひたい。

- 三 高等文官の試補又は判任官見習引續き公務員と爲りたるときは公務員としての就職に接續する其の勤續年月数の二分の一に相當する年月数。

高等文官の試補とは高等官試補、司法官試補、法務官試補等法令の根據に依り認められたる高等文官の試補を云ふのである又判任官見習とは同様法令の根據に依り一定の待遇を受くる判任官の見習であつて雇の如き單に判任官の見習をする者と云ふ様な意味ではない。
（明治四三年勅令二七五號）
（大正八年勅令四〇號參照）

試補見習の在職年月数を公務員の在職年に通算せらるる爲には試補又は見習から引續き公務員と爲りたる事を要する此の引續きと云ふ事は事實上の接續と解せられるから其の間に時日の隔りがあれば通算し得ざる事となる。又其の通算せらるる期間は公務員の就職に接續した勤續年月数でなければならぬ故に例へば試補が在職一年にして退職し暫くして再び試補となり一年の後本官に任命された場合の如き前の試補の期間に及ばないのは勿論である。

試補見習は完全なる恩給性あるものと看做されないので其の在職は二分の一に相當する期間丈しか通算せられない。

四 準教育職員引續き教育職員と爲りたるときは教育職員としての就職に接續する其の勤続年月数の二分の一に相當する年月数。

準教育職員の意義は曩に公務員の種類の項で述べて置いた通りですが此の條文は大體前號の試補、見習と同一精神で立法されたものと思はれます唯此の場合には特に準教育職員から引續き教育職員と爲る事を要求して居ます従つて例へば準訓導から文官に任命されたと云ふ場合には通算規定の適用がないと思はれます。

此の準教育職員の在職年通算規定は法文には現はれて居ますが實は當分適用がないのであります夫れは孰れ教育職員の恩給の部で詳細に説明する積ですが教育職員の在職年の計算は恩給法第九十九條に依つて當分の内従前の例に依る事となつて居るからであります。従つて他の公務員との間の通算のないのは勿論教育職員との間に於ても法律の規定する利益を受けられないのである。詳細は後に述べませう。以上新法に規定する通算に因る在職年の大體を説明致しましたが此等の通算年の計算に當り其の期間の計算方法等は一般公務員の在職年の計算と同様恩給法第二十八條第二十九條乃至第三十一條の規定を準用して居ります尤も準軍人の在職年を軍人の在職年に通算する場合は就職より退職迄の完全な年月數を加へるので第三十條の規定の適用はありませぬ(法二)

(ii) 舊法の通算年 舊法の下に於ては各種公務員に對しては概ね各獨立の單行法規があつたので特に通算の規定のある場合の外原則としては各公務員間の在職年の合算を認め

なかつた従つて此の通算規定が中々重要であつた其の主なるものは次の通である。

(イ) 判任以上出仕官に在るの月數 出仕官と謂ふのは現行法の上には無い餘程以前に待遇官としてあつた。

(ロ) 軍人の服役年 軍人の服役年を述べる際説明する。軍人の服役年を文官の在官年に算入する場合前に軍人として年金的恩給を受けない場合には軍人の服役年月日數の全部を文官に加へ既に前に軍人としての年金的恩給を受けたものなるときは再任の場合と同様年數のみを加へ端月日數は加へない。尙軍人の服役年中には從軍加算年其の他軍人としての在職年を包含するものである。軍人と謂ふ中には兵卒をも含む事勿論であるが屢々官吏の在官年中に兵卒の期間が加へられるかと謂ふ質問を受けるから之に加へられると謂ふ事を特に明示して置く。

(ハ) 宮内官の在官年 茲に宮内官と謂ふのは宮内省所屬の職員で宮内官の恩給規程に依り恩給を受けられるものを謂ふ宮内官の在官年の計算は文官と同一である。故に之を文官の固有年と同價値にて算入するのである。宮内官の在職年を通算する場合前の退職に依り年金的恩給を受けざりし者は總ての宮内官としての在官年月は通算せられ前に宮内官として年金的恩給を受けたときは再任改定と同様に前在官の年數のみを加へられる。尙此の宮内官恩給權の基礎たる在官年中には宮内省準官吏の期間も入るので自然文官の方にも通算される事となる。

貴衆兩院速記
技手の在職年

臺灣總督府雇
員の在職年
舊韓國官吏の
在職年

加算年

新法の加算年

宮内官の在官年中には加算年をも含む事軍人の場合と同様である。(官吏恩給法第八條)
以上述べたものの外例外として経過的に通算を認められたものが二三ある即ち明治三十年勅令三四九號及同年勅令三五〇號施行前より貴族院又は衆議院の速記に從事し同令に依り貴族院又は衆議院の速記技手に任用せられ且明治四十四年四月二十一日以後迄勤続したものは其の任用前の勤務年月(明治四四年法律六七號)臺灣總督府條例施行前臺灣總督府所屬の雇員にして官吏の職務に從事したる者の其の在職年月(明治二九年法律七八號)舊韓國人にして韓國政府、統監府又は其の所屬官署に文官判任以上として勤務したる者の明治三十九年二月一日より日韓併合に至る迄の在官年月及明治四十三年勅令第三百十九號第五項の規定に依り官吏の待遇を受けたる在職年數(大正七年法律三十號)等が是である。

第三加算年 加算年と云ふのは在職年の計算に當り想像上實在職年の從として算入する年月數である。此の加算年を附すべき場合は法令に明文を設けてある即ち一定の勤務に服した場合には其の勤務も多からうし又消極的に獲得能力喪失の度合も多かるべしと云ふ假定の下に例へば普通の勤務に一年附いたものと比較し倍以上の價值ありと認めれば更に一年の年數を加へ實際の在職一年を二年と見やうと云ふ譯である。此の加算と云ふ語と合算又は通算と云ふ語とは全然別義であるのに時々之を混同した質疑を受ける事がある其の加算の意義を了解して戴きたい。

(i) 新法の加算年 新法で規定せられた加算年には從軍加算、外國交戰擾亂地域内勤

從軍加算

務加算、戒嚴地境内勤務加算、外國鎮戍加算、航空加算、潜水艦加算、邊陲又は不健康地勤務加算、不健康業務加算、遠洋航海加算及殖民地在勤加算國境警備又は理蕃勤務加算等がある以下順次説明を加へやう。

一 從軍加算 狹義に於て從軍と云へば戰爭に從事する事である。戰爭と云ふのは對立する二以上の國家又は交戰團體の武力的闘争である。従つて内亂の如きは嚴格な意味に於ての戰爭ではないが恩給法第三十二條に規定する從軍加算の中には廣く戰爭に準すべき事變をも包含せしめ特に同條第二項に戰爭に準すべき事變に際し職務に服したる場合にも之を準用すべき事を定めた。戰爭は又戰闘とも其の範圍を異にして居る戰闘と云へば戰爭の一經過として起る事實上の争闘であつて其の準備行為迄は包含しない。而して戰爭に關聯して起る此の戰闘の準備的行為及戰闘等の總ての行為を職務と云つて居る。

戰爭の期間即ち其の始期及終期、戰爭の地域(所謂戰地)、職務の範圍並戰爭に準すべき事變は實際問題として各場合毎に決定する外はないので其の都度勅裁を以て定める事となつて居る。此の勅裁は勅令の形式を取らず從來の慣例では御裁可を受けた案を告示を以て公布する事となつて居る。

扱以上述べた如く公務員が從軍するときは一定の加算を附けられるのであるが其の從軍は職務を以てしたものでなければならぬ故に例へば巡查在職中充員召集に依り軍

人として従軍したと云ふ場合には軍人としては従軍加算があるが巡査としては加算せらるる限でない。之に反し例へば逓信省の官吏が野戦郵便吏として出征軍に従属して戦地に行く場合の如きは勿論文官として従軍加算があるのである。

従軍加算は戦地服務と戦地外服務とに依り相違がある即ち

(一) 戦地に在りて職務に服したるときは従軍期間の一月に付三月

(二) 戦地外に在りて職務に服したるときは其の期間の一月に付一月半

となつて居る舊法では従軍年を外國戦と内國戦とに分けてあつたが新法では此の區別を設けなかつた即ち恩給法第三十二條に規定する此の従軍加算は其の相手方の一方が日本なる場合を想像して居るのであるから其の戦場が内國なりや外國なりやに依り區別を設くるの必要なしと認められたものであらう(三法)

加算の始期終期に對する原則は恩給法第四十條第二項に規定してある即ち「加算年ヲ附スヘキ基礎在職年ハ加算事由ノ生シタル月ヨリ之ヲ起算シ其ノ事由ノ止ミタル月ヲ以テ終ル」とある。例へば大正十二年十月三日から加算事由が生じ同年十二月十日に事由を終つたものとすれば十、十一、十二月の三月に對し一月に付三月又は一月半宛の加算をするのである。然し従軍加算の如き是丈の規定では尙計算方が明瞭でないので更に其の細則を恩給法施行令第十二條で定められた。

(A) 戦地に在りて職務に服したるときは計算方

(a) 戦争開始後戦地に到りたる者に付ては戦地に到るべき事由の生じたる當時所在する地の屬する地域を離れたる月より加算す。

(b) 戦争中戦地より歸還したる者に付ては其の歸還すべき地の屬する地域に到着したる月迄加算す。

茲に所謂地域と云ふのは内地、朝鮮、臺灣、樺太、關東州、南洋群島及之に準すべき外國の地區を謂ふのである例へば宣戰布告後出動を命ぜられたる朝鮮所在軍隊に屬する軍人は朝鮮を離れた月から加算する、反對に戦争中負傷の爲内地へ後送せられた軍人は内地に到着した月迄加算せられるのである。

(B) 戦地外に在りて職務に服したるときは計算方

(a) 動員(要塞戰備、應急準備、臨時編成等動員に準すべきものを含む以下同じ)部隊に編入せられたる者に付ては編入の月、動員下令前より其の部隊に在りたる者に付ては其の下令の月より加算す。

(b) 戦争開始後職務に服すべき地に到りたる者及戦争中其の地より歸還したる者に付ては(A)の場合と同様に計算せられる。

以上の加算年の計算方法は戦争に準すべき事變に際し附せらるべき戦務加算に準用せられる。

二 外國交戰擾亂地域内勤務加算 公務員が外國の交戰地域又は擾亂地域内で危險を顧

外國の交戰擾亂地域内勤務加算

みず其の職務を以て勤務したときは在勤期間の一月に付二月宛の加算が附せられる。此の加算には三の要件がある。

(a) 外國の交戦地域又は擾亂地域内に勤務すること

外國の交戦擾亂とは當事者双方が日本以外の國家又は交戦團體なる事を意味する其の當事者の一方が日本であるなら其の交戦又は擾亂の地域が外國であつても一に述べた従軍加算となるべきである。又勤務する事を要するが故に單に其の地域を旅行したと云ふ如き場合は含むまいと思はれる。

如何なる地域が外國の交戦地域擾亂地域であるか又其の期間は何時から何時迄であるかと云ふ様な具體的の事項は其の都度勅裁を以て定められる。

(b) 危険を顧みず勤務すること

勤務地たる外國が交戦地域、擾亂地域であるとしても客觀的に觀察して勤務者に何等危険を感じない様な場合には之に加算する必要がない尤も客觀的に危険ありや否や公務員が此の危険を顧みざりしや否やは恐らく裁定廳が最終決定を與ふる外はありまい。

(c) 其の職務を以て勤務すること

職務上在勤する事を要する故に其の所に在勤する事が職務外であつたなら加算はせられない。

戒嚴加算

此の外國交戦擾亂地域内勤務加算は新法に初めて認められた規定である(法三)

三 戒嚴地域内勤務加算

公務員が戒嚴地域内で勤務した場合には其の勤務場所が外國なるときは其の期間の一月に付二月勤務場所が内國なるときは其の期間の一月に付一月の加算が附せられる此の戒嚴地域内勤務加算には二の條件が付いて居る。

(a) 危険を顧みず勤務すること 此の條件は從來の戒嚴加算と相違する重要な點である此の條件あるが故に將來は單に戒嚴地域内で勤務したと云ふ丈では加算が附かぬ夫れに危険の伴ふことを要する危険を顧みざりしや否やは事實の認定で結局は裁定官廳の裁決に俟つの外はない。

(b) 其の職務を以て勤務すること 此の點は前の外國交戦擾亂地域内勤務の加算と同様である。

此の處で序に説明を加へたいのは昨年九月一日以後の震災の際に布かれた戒嚴である。戒嚴と云ふのは御承知の通憲法第十四條に規定せられるものであつて同條に依れば「天皇ハ戒嚴ヲ宣告ス。戒嚴ノ要件及效力ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム」とある。然るに實際上此の戒嚴の要件及效力を定むるものは明治十五年太政官達戒嚴令である。而して戒嚴令の第一條には「戦時又ハ事變ニ際シテ兵備ヲ以テ全國又ハ一地方ヲ警戒スルコトヲ謂フ」とある。昨年九月震災の際の戒嚴は戦時又は事變と見る事が出来ぬ故に嚴格な意味の戒嚴でないといふので憲法第八條に依る緊急勅令を以て戒嚴に準したる形式

を採用したものと政府では解釋して居る様である戒嚴地域には臨戰地境と合圍地境との二つがある其の都度地域を劃して布告せられる一昨年の場合には此の臨戰地境に準せられたのである故に此の點から見て十月一日以後の戒嚴は眞の戒嚴ではないのみならず危険もなかつたので加算はないものと解釋せらる又九月三十日迄の分に對して如何なるかは舊法の加算の部で更に述べやう。

四 外國鎮戍加算 鎮戍加算は舊法にも規定があつたが其の趣旨は同一であつて變りがない唯加算が從來一年以内は一箇年であつたものを其の服務期間の一月に付一月半と爲つたのである。又從來國外の鎮戍とあるのを外國鎮戍とした茲に所謂外國と云ふのは我統治權の行はれて居らぬ土地を云ふのである従つて關東州及南洋群島は外國でないといふと云ふ解釋である。

鎮戍と云ふのは武力を以て地方の平穩を維持する事である然し外國に於て武力を用ひ其の地方の平穩を維持すると云ふ事は穩やかでない様である。實際は支那、西伯利亞等に駐屯する軍隊又は近海警備の艦船で在留民保護の任に服する場合に適用せられるので軍人以外には本規定の適用は殆んどない(三五)

鎮戍加算の計算方法は原則として恩給法第四十條第二項に依り加算事由の生じたる月より起算し其の事由の止みたる月迄で終るのであるが之には特に例外があつて公務員が鎮戍の爲内國、關東州及南洋群島をも含む以下同じ)を出發した場合には内國を離

鎮戍加算

航空加算

れたる月より加算し鎮戍の終了後直に内國に歸還した場合には内國歸著の月迄加算せられる(一三)例へば朝鮮駐在の軍隊が滿洲駐屯を命ぜられた場合の如きは朝鮮國境を離れた月から加算せられ東京所在の軍隊が北京に駐屯を命ぜられた場合の如きは最終の内國港灣を離れたる月より又其の軍隊が駐屯地から直に内國に歸還を命ぜられ關東州朝鮮等を通じて歸つた場合は關東州又は朝鮮國境等に入りたる日の屬する月迄關東州等内國を通過せず直に外國港灣より乗船し内國港灣に歸著したる場合の如きは最初の内國港灣に入りたる日の屬する月迄加算せられる。

五 航空加算 航空加算は新に設けられた加算であつて外國には立法例もあるが我國では次の潜水加算と共に最も新しい制度である。立法の趣旨は是等の勤務が健康上不良なる影響を與へて護得能力喪失の度を大にすると共に發達の道程にある我航空界の勇者を優遇すると云ふ政策的意味を含むものと見て差支なからう。

航空加算には左の要件がある。

(a) 航空機乗員たること 航空機と云ふのは人が搭乗して空中を航行する機具である主なるものは飛行機、航空船、氣球である。航空の態様は必しも前後左右に限らない上下運動も含むと思ふ故に落下傘(パラシュート)も恐らく此の中に入るべきものと思はれる航空機乗員と云ふのは常時航空機に搭乗する事を職務とする者を云ふのである故に必しも其の運轉操縦に従事する者でなくて良いと共に假令運轉操縦

に従事しても偶に試験的又は娛樂的に搭乗する者や便乗者として客扱を受ける者を含まない。

(b) 職務上航空勤務に服すること 航空機乗員と云ふ定義から自然乗員は職業的の者に限られるのは當然であるが更に一層嚴重に職務として航空勤務に服する事を要求して居る假令航空機乗員であつても陸軍の飛行隊の軍人が民間飛行場で職務外に於て飛行機に搭乗したと云ふ様な場合は勿論加算はしない。

航空加算の率は航空勤務に服したる期間の一月に付二月以内と規定せられてある(法六)其の区分は次の如くである。

(a) 同月内に飛行時數五時間以上飛行機に搭乗し航空勤務に服したるとき又は航空機に搭乗し特に危険と認むる航空試験に従事したるときは其の一月に付一月半。

飛行時數五時間は必しも連続でなくても良い然し月計算で打切るから兩月に跨つて五時間以上飛んでも各別に計算すべきものと思ふ。

航空試験の中には航路試験の外空中演習等を包含する又特に危険なりや否やは各個の問題に付裁定應に於て決定すべきものと思ふ。

(b) 同月内に於て飛行時數一時間以上飛行機に搭乗し又は五時間以上航空船、航行中の艦船繫留の氣球若は自由氣球に搭乗し航空勤務に服したるときは其の一月に付一月。

飛行機と航空船の相違の主たるものは氣囊を有するか否かにある。之れは危険率も顧慮して加算率を定めたものと思ふ、艦船繫留氣球は其の艦船が航行して居る間は行動を共にするので殆んど其の危険の程度は航空船に比敵するものと見たのであらう自由氣球は勿論繫留氣球に對して稱せられる名稱で繫索なしに自由に航空する氣球の意味である。

(c) 前二號に掲ぐるものを除くの外航空機に搭乗し航空勤務に服したるときは其の一月に付半月。

此の部類に入るのは飛行機、航空船、氣球(繫留氣球にても可なり)等に搭乗したる場合搭乗時間の制限なしに加算せられるのである。

六 潜水艦加算 潜水艦加算は航空加算と同様新に認められた加算であつて潜水艦に勤務する者に限つて與へられた特典である従つて主に適用を受けるのは海軍々人である。此の加算には次の二の條件が必要である。

(a) 潜水艦乗員たる公務員なること 潜水艦(潜水器を包含せず)は現在海軍で所有する丈である其の乗員でなければならぬ、乗員と云ふのは航空機の場合と同様常時潜水艦に乗じて運航する職務を有する者に限られる故に便乗者の如きは含まない。

(b) 職務として在役潜水艦の勤務に服すること 職務として搭乗することを必要と

するは航空機の場合と同様である在役潜水艦と云ふのは豫備艦艇に對應する名稱で現に使用活動中の潜水艦の意味である。

潜水艦加算は其の服務期間の一月に付一月である又其の加算の始終期は恩給法第四十條第二項の原則に従ふべきである。

邊陲不健康地加算

七

邊陲又は不健康地勤務加算 此の加算は本來從來の殖民地勤務加算に代るべき制度であつた然し種々沿革的の理由で從來の殖民地加算は尙當分の間從來通りとし附則中に規定せられたけれども早晚附則中に規定された殖民地加算は廢止せられて本制度が之に代るべき運命を有するものと思はれる。此の加算には左の條件が必要である。

(a) 公務員が其の職務を以て邊陲又は不健康の地域に在勤すること 職務として在勤するものでなければ加算がない從來の殖民地加算に於て殖民地官署所屬の者又は陸海軍に屬する者等に限定したのは此の趣旨を一層強めたのである。新法では其の所屬等は制限しないが職務を以て在勤する事を要件としたのである。

邊陲と云ふのは文明の中心から距つて居ると云ふ意味であるから地理的距離の遠近にのみ依らない内地でも深山孤島の如きは邊陲と見ても差支ないのである。

不健康と云ふ事も相對的の問題で熱帯の住民と寒帯の住民とでは不健康な地と云つても大變相違がある茲には一般的に内地居住邦人を基準としての不健康と解して差支なからう。

(b) 引續き一年以上在勤すること 假令邊陲不健康の地域でも僅か一年以内位であつたら其の精神的身體的影響も少ないから敢て加算を爲すの必要なきものと見たのであらう。

邊陲若は不健康地相互間の轉勤は之を引續きたる在勤と看做す事は法律上明文がある然し轉勤でなく一旦其の地の在勤が終つてから又更に新しい關係で他の邊陲不健康地に在勤を初めた時は引續いた在勤ではない。

在勤と云つても出張や賜暇歸朝は如何かと云ふ疑問が起る是れも事實問題に付各個に定める外はないが一時的に在勤地を離れる事に依つて直に一年と云ふ制限に中斷事由を與へるものでない事は後に述べる恩給法施行令第十六條第二項の規定に徴して明かである。

以上の條件に當れば其の在勤期間の一月に付一月以内の加算がある。此の邊陲不健康の地域及加算の率は勅令で定められて居る(法三八、令一五)

邊陲不健康勤務加算は加算の一般原則に依り本來は其の在勤職務を始めた月から起算し其の在勤を止めたる月迄附すべきであるが之には特別規定がある即ち在勤地外の地から其の在勤地に赴任した者は在勤地に到着した月から其の在勤地に就職した者は其の就職の月から之を起算し其の在勤の止んだ月迄を以て終る(令一六一)

前に述べた如く引續きたる在勤と云つても絶対に其の地を一寸でも離れてはならぬ

特に直接従事する勤務と規定したのは間接従事例へば書物の上で研究するとか製造所の事務室で少しも危険の無い状態で勤務する者等を除外する意味である又瓦斯に就て例へば「フオスゲン」等とあるのは列擧された瓦斯と同等以上に有毒なるものを含ませる意味と思はれる。

衛生試験所、研究室、作業室等の語は實質的に判断すべきものと思はれる例へば實際は細菌試験所と云ふ名稱であつても實質が衛生試験所なれば之を衛生試験所と見て良からうと思ふ同様に研究室作業室も實際個々の場合には實驗室、製造室等の名稱を用ひても夫れは差支はなからう。然し此の研究室作業室は出來得る限り限定された範圍に極限する爲め一々指摘列擧したのであるから餘りに手心を用ゆる事は立法本來の趣旨を没却する結果を招來する虞がある。

第二號中の水雷艇は其の後廢されたので新に掃海艇が加へられた此の掃海艇の中には特務掃海艇は包含せられて居らぬと云ふ事に特に注意を要する又在役のと云ふ事は前に潜水艦に就て述べたと同様現に活動の状態に置かれてある艦艇の意味である。

鐵道事業と特に限定したのは業務的鐵道運輸以外のものを除いたのである例へば土木に附隨して一定の區間丈の土芥運搬の如き之である又蒸汽機關車と限定したので勿論電氣機關等を含まず又機關車以外の乗務員例へば車掌の如きは入らない。

第三號は鑛山中特に炭坑の切羽勤務の者丈に限定したのである之れは鑛山生活中最も非衛生的と認められたのであらう、連續的現業勤務者と云ふのは現場に常時勤務する責務ある者を云ふのであるが事實問題としては休暇休憩等斷續あるも差支なき事勿論である。

第四號は急性傳染病に對する慢性恒久性傳染病中代表的なもの三つに就て精神的影響を參酌して起案せられたものであらう直接看護と云ふ中には診療は含まない時同診する程度では加算を認めざる趣旨と解すべきである。

(b) 引續き一年以上服務すること 不健康業務も相當期間引續き服務するに非ざれば其の健康に及ぼす影響も少ないものと見て茲に引續き一年以上と云ふ制限を設けたのである。此の引續きと云ふ事も前の邊陲不健康地域勤務加算と同様程度問題であるが特に恩給法施行令第十七條第二項に不健康業務に従事中引續き三十日以上服務せざるときは全く服務せざる月に對しては不健康業務の加算を爲さざる旨を規定して居る。

不健康業務相互間の轉勤は引續きたる在勤と看做すべきや否やは明 がない恩給局の解釋は之を引續きたる在勤と看做して居る様である。

以上に述べた不健康業務の加算の率は恩給法上其の期間の一月に付一月以内と爲つて居るが施行令により總て一月に付半月の加算と定められて居る尙此の不健康業務加算

航海加算

と前に述べた航空加算に對しては其の所屬長官が勤務日誌を作り恩給請求の際其の寫を提出する事となつて居る(法三八)。

九 遠洋航海加算 遠洋航海加算は從來の外國航海加算の形を變へたものである從來は海軍々人に限り外國に航海するときは從軍年に準じ内國港灣出發の日より一航海を半個年に加算された(十二個月以内は數航海あるも半個年加算あるのみ)然し追々海運も發達し外國との境界が近接する様になつた現今の國情から殊に海軍々人のみに此の加算をする事は不權衡と認められたのであらう、新法では一般海上勤務に服する公務員が其の職務上遠洋航海を爲したるときは其の期間の一月に付半月の加算をする事に改めた。此の結果將來は海軍々人のみならず官船の乗員、船舶内郵便局電信局員等にも適用がある事となつた。

遠洋航海とは如何なる範圍迄を云ふかは勅令を以て規定される事となつて居る恩給法施行令に依れば「遠洋航海トハ北緯五十度以北、東經百六十度以東、東經百六十度北緯四十度ノ點ト東經百四十度北緯二十度ノ點トヲ連結スル線ノ以東以南、北緯二十度以南及東經百十度以西ノ海面ヲ航行シ一航程千哩ヲ超ユル航海ヲ謂フ」とある。

(法三九、
令一八)

航海加算の始終期は特別の規定を置かねば疑義を生ずる虞があるので特に恩給法施行令第十九條の規定を設けられた。即ち航海加算は原則として初發港出發の月から同

港に歸著するか又は到達港(片便の場合)に達する日迄之を附ける但し出發又は歸著の際初發港以外の内國港灣を經由する場合には其の内國港灣が恩給法施行令第十八條に規定する海面に在るときは原則の通りとし同條に規定する海面に在らざるときは其の最後又は最初の港灣を基準として始終期を定める例へば門司を出發し基隆を経て歐洲へ行く船は基隆出發の時が加算の始期と爲るも門司を出發して南洋パラオを経て濠洲へ行く船があるとすれば此の場合には門司が加算の始期となる同様に歐洲から臺灣に寄港せず直接長崎に歸著した船があるとすれば其の加算は長崎で終るが米國から樺太大泊を経て横須賀に歸著した船は大泊が加算の終期と爲る。

航海加算と云ふのであるから航海しなれば加算のないのは當然の様であるが船舶とても、修理、荷役、炭水食糧の供給等の理由で一時碇泊する事あるは當然で之を一々計算から除外するのは大變である然し稍長期に亙る碇泊であつたら之に加算を爲すべき理由がない故に恩給法施行令第十九條第二項では航海中引續き三十日以上航行せざるときは全く航行せざる月に對しては航海加算を爲さずと規定した故に假に一月十五日より二月十八日迄碇泊したと云ふ様な場合には三十日以上航行せざるも全く航行せざる月がないから一、二月共加算せられる若し一月十五日から三月一日迄碇泊したとすれば一月三月は加算があるが二月は全く航行せざる月であるから加算せられない。

十 殖民地加算 以上述べ來つた九種の加算は恩給法上本來の加算年として認めら

殖民地加算

れたものであるが尙從來の沿革、現状及政策等の立場から一時的に恩給法附則に依り當分の内認められた加算が二つある。其の一は茲に述べる殖民地在勤加算で、も一つは次に述べる國境警備又は理蕃勤務加算である。

殖民地に在勤加算等は殖民地に勤務する官公吏等が内地に在勤の者に比し種々な點に於て精神上の勞苦が多いと云ふ事と概して云へば内地に比して不健康な地であると云ふ意味から設けられたものと思ふ然し殖民地も追々開拓せられ或地方の如きは殆んど内地と大差なく反つて内地の僻村に比し遙かに良い様な所もあるので其の不健康な方面は特に不健康地勤務加算で補つて殖民地加算を廢すべしとの議論も有力であつたが尙當分の内從來の儘存置して早晚廢止せらるる事となつたと傳へられて居る。殖民地に在勤加算を附せられるには左の條件が必要である。

(a) 内地人たる公務員なること 内地人とあるから本州、四國、九州、北海道、沖繩等の内地の何處にか本籍を有する者でなければならぬ。理論から云へば朝鮮人が臺灣又は南洋に在勤する場合の如きは内地人と同様不健康であり得べき事であるが之は一般不健康地域勤務加算に譲り茲には單に從來の儘で當分此の制度を存置すると云ふ意味で擴張はしなかつた。

(b) 其の職務を以て臺灣、朝鮮、關東州、樺太又は南洋群島に在勤すること。職務上在勤すれば必しも總督府、關東廳、樺太廳又は南洋廳等の所屬職員でなくて

も差支ない、關東廳及其の所屬官署職員丈は南滿洲鐵道附屬地に在勤する場合にも加算せられる。尙南洋群島は不健康地域として全部一月に付半月以上の加算があるので此の條文の實益が殆んどない。

(c) 一定の期間引續き在勤すること 此の期間は軍人は六月警察監獄職員は二年其他の總ての公務員は三年である此の場合の引續き在勤は恩給法施行後のみならず其の施行前からも引續き事實として在勤して居れば良い例へば大正十年十月一日に朝鮮へ上陸赴任した文官は滿三年即ち大正十三年九月三十日以後になれば在勤加算を附せられる資格が付く而して此の場合の計算は大正十年十月一日以降大正十二年九月三十日迄は舊法に依る加算を附せられ同年十月一日即ち恩給法施行の日以後は新法に依る加算を附せられるのであつて新法施行後更に三年在勤する事を條件としなくても良いと思ふ、茲に問題となるのは從來の加算資格條件たる在勤年と新法の要求するものが異なる場合にどうするか例へば臺灣總督府所屬の警部補のみは從來一般の例外として文官の取扱を受けて居たが新法では之を警察監獄職員として居る故に文官ならば三年であるのに警察監獄職員なれば二年で資格が付く譯である反對に朝鮮で警部補をして居た者が在職二年後警部に轉じた場合の如き警部としては三年経過せねば加算資格がないが警部補としてなら既に加算される資格があると云ふ様な場合に如何に解決するか此の問題は未だ確定された意見はない事と思はれ

(b) 國境警備又は理蕃の爲め勤務すること 國境警備と云ふのは主として朝鮮國境であつて此の邊は馬賊不逞鮮人の警戒に當る警官軍人等の勤勞が中々容易ならぬものと認められたのである理蕃は主として臺灣の生蕃に對するものであつて之れも追々には歸順開化して行く様であるが未だ或一部には凶暴な蕃人が居住して之が警備に當る警官軍人は一方ならぬ苦心をするのである夫れ故當分此の國境警備又は理蕃勤務の公務員に加算を與へる事となつたのである。

右に述べた國境警備又は理蕃の加算は在勤期間の一月に付一月半である又其の加算の算則は恩給法第四十條及恩給法施行令第十六條の規定を準用して居るから國境又は理蕃の在勤地で就職した者は其の就職の月から、在勤地で就職した者は朝鮮又は臺灣に著いた月から起算し其の在勤を止めたる月迄加算せられる又在勤中引續き九十日以上警備又は理蕃の勤務に就かないときは全く勤務に就かなかつた月は除かれる事勿論である。
(法九二、
令三二)

以上新法に規定する加算年の大體を説明した而して其の加算の算則は各條に付別に定められたものの外恩給法第四十條に依り算定せられるのである即ち加算年は實在職年に從たるものであるから實在職年がなくして加算年のみは成立しない故に實在職年が除算される様な場合は加算も付かない事となる又加算年を附すべき基礎在職年は加算事由の生じたる月から之を起算し其の事由の止みたる月を以て終る事は前にも説明した通りである尙又二

舊法の加算年

種以上の加算年を附せらるべき期間に對しては最も利益なるものに依り其の一を附せられるのみである例へば朝鮮在勤加算と國境警備加算とが附せられる場合警備加算の方が利益であるから朝鮮在勤加算は吸収せられる又同月内に戦地勤務の加算と遠洋航海加算とか附けられる様な場合戦地勤務加算のみが附けられる如き總て二種以上の加算は一つしか選べないものである(法四〇)。

(ii) 舊法の加算年 舊法の加算年は規定不充分なるが爲個々の補充的規定やら解釋例等で取扱つて居たので計算は中々困難であつた然し新法施行前に於ける加算年の計算は例外なしに舊法の規定に依るのであるからどうしても恩給法の研究上一通りは知つて居らねばならぬ以下成るべく簡単に舊法の加算年に就いて述べませう。

在勤加算

一 在勤加算年 在勤加算年とは或一定の地域に在勤する事を理由として一般在職年の外に附加へられる加算年である、在勤加算をされる地域は法律で定めてある。舊法では臺灣、朝鮮、樺太、關東州及南洋群島に限られて居た。在勤加算年を附せらるるには引續き三年以上(警察監獄職員に該當するものは二年、)其の地域に在勤するを要し其の在勤期間の計算は其の地域にて任官した者は任官の日から其の他の者は其の地域に到着した日から退官又は該地域を離れた日(轉任の場合)迄である尤も休職の場合は休職期間中在勤加算をしない例である。尙在勤と謂ふのは嚴格な意味ではないので出張又は休暇等の爲内地に歸つても加算

上は引續きたる在勤と看做すのである。加算年は實在職月數一月に付半月とし此の場合には月計算でなく加算年を附すべき在勤の初日より其の翌月の應當日の前日迄を一月とする。又一月未滿の日數には加算年を附けない。例へば大正九年三月一日に臺灣に於て任官した文官が大正十一年四月十日に辭職したとすれば普通の在官年數は三年二ヶ月であるが實際在職は三年一ヶ月十日で加算年は一年六ヶ月十五日となり合計四年八ヶ月十五日と算出される譯である。

在勤加算の特典を受ける者の範圍は臺灣及樺太に在勤する文官は其の總てであるが朝鮮及關東州に在勤する文官は朝鮮總督府關東廳又は其の所屬官署に在勤する内地人たる文官及陸海軍又は帝國大學所屬の内地人たる文官に限られ南洋群島に在りては同地に在勤する内地人たる官吏一般に適用される。内地人とは本州、四國、九州、北海道、琉球及其の附屬諸島に本籍ある者を謂ふのである。

在勤加算年は從軍加算年を附せられる期間内は附けない、例へば朝鮮に在勤する陸軍所屬の文官が大正十年八月一日より九月十五日迄所屬軍衙と共に從軍したとすれば後に述べらる從軍加算年の算則に依り從軍期間一ヶ月十五日に對し二年の從軍加算がある故に九月十五日に朝鮮に復歸してから再び朝鮮に在勤加算があるとすれば重複になる此の場合には從軍加算年の效果の及ぶ期間即ち大正十年八月一日より一ヶ年の間は在勤加算年は附かず大正十一年八月一日から再び朝鮮に在勤加算が初まるのである。

序に述べて置くが統監府及其の所屬官署並鐵道院韓國鐵道管理局及朝鮮鐵道管理局に於ける在職は朝鮮總督府及其の所屬官署に於ける在職と看做され亦明治三十三年四月一日以前に臺灣に在りたる官吏は在勤の初めより、朝鮮總督府に在勤の官吏には明治三十九年二月より、關東廳に在勤の官吏には明治三十九年九月より、南洋群島に在勤官吏にして大正十一年四月一日現に南洋群島に在勤する者は在勤の初めより孰れも加算年の規定の適用を受けるのである。

從軍加算

二 從軍加算年 官吏恩給法には文官にして從軍したる者には軍人恩給法の算則に従ひ從軍加算年を附すと謂ふ規定がある是れは勿論文官が文官として從軍する場合を謂ふのであつて文官にして軍人たる者が軍人たる資格で從軍した場合は軍人としての加算がある譯である尤も此の場合若し最後に文官として退官し文官恩給を受ける際に軍人としての在職年と謂ふ意味で通算される事は勿論差支ないのである。

狹義に從軍と謂へば戰爭に従事する事であるが恩給法では少しく廣く戰爭及事變に従事する事を謂つて居る。從軍加算年は戰爭又は事變に参加する方法、勤務、場所等により國外戰地勤務、國內戰地勤務、戒嚴地境內勤務、國外鎮戍、内地勤務有效蹟の五者に分ける事が出来る國外に在りて出征軍隊又は軍衙に屬し戰地勤務を爲したるときは在勤一年に付二年、一年以上一年を増す毎に二年宛の加算がある。戰場が國內であつたら二年の加算は其の二分の一の一年の割合になる。戒嚴地境内の勤務は國外は二年、國內は一年、國外鎮

除算年

新法の除算年

成は一年以下は一年の加算、爾後一年毎に一年の加算である。内地勤務有效蹟者は一年以下に付一年であるが文官に就ては殆んど適用がない。尙従軍加算に就ては軍人恩給の部でも少し詳細に説明する考であるから茲に省略する。

第四除算年 除算年と云ふのは法律の規定に依り固有の在職年又は通算に依る在職年中より除外せらるべき在職年を云ふのである。

(i) 新法の除算年 恩給法上除算せらるべき在職年は左の通である。
一 普通恩給又は増加恩給を受くるの権利消滅したる場合に於て其の恩給権の基礎と爲りたる在職年。

普通恩給又は増加恩給を受くべき権利の消滅原因中主なるものは死亡、六年以上の懲役若し禁錮の刑又は夫以上の重罪の刑罰、國籍喪失、請求時効の完成等である其の中で死亡に付ては問題を生じないが其の他の原因で権利が消滅したとき(資格の消滅と區別するを要す)には其の基礎在職年は消滅する。普通恩給又は増加恩給を受くるの権利とあるから其の他の一時恩給基礎在職年を含まない此の點は舊法の或ものとは稍異なる點であるから注意を要する例へば從來の巡査看守退隱料の如きは一時金を受け又は受くべき者再就職したる場合に前後の在職年を通算すべき事を定めて居る而して從來の先例は一時金を受けたる事を絶對要件として居るので一時金を受けなかつた場合には再就職しても前の一時金を受けなかつた在職年は除算する事となつて居た然し新法では此の場合必

しも一時金を受けたる事を要件として居らぬ。

増加恩給を受くる権利の基礎となりたる在職年と云ふのは少しく云ひ表はし方が不十分である蓋し新法では増加恩給を受くる場合には常に普通恩給をも給せられるからである。然し此意味は例へば在職十年で公務の爲不具癡疾となりたる官吏が増加恩給を受けたとすれば其の十年と云ふ在職年を指すものと見るを至當と考へる。

二 恩給法第五十一條の規定に依り公務員が恩給を受くるの資格を失ひたる在職年。恩給法第五十一條に依れば公務員が恩給を受くるの資格を失ふべき場合が二つある即ち(A)懲戒、懲罰又は教員免許狀褫奪の處分に因り退職したるとき及(B)在職中陸軍刑法若し海軍刑法に依り死刑、懲役刑若し一年以上の禁錮の刑に處せられ又は其の他の法令に依り禁錮以上の刑に處せられたるときである。

以上の資格喪失の原因たる事實あるときは其の在職に引續きたる在職(例へば前に五年在職し其の後再就職し三年にして懲戒免職となりたる場合に於ては三年又は引續きたる在職として失格す)に限り恩給を受くるの資格を失ふのである。

三 在職中六年未満の懲役又は禁錮の刑に處せられたる場合に於ては其の月より刑の執行を終り又は執行を受くる事なきに至りたる月迄の在職年月數但し刑の執行猶豫の言渡を受けたる者に付ては此の限に在らず其の言渡を取消されるときは取消の月より刑の執行を終り又は執行を受くることなきに至りたる月迄の在職年月數。

本規定の適用のあるのは下士以下の軍人に限られるのであつて下士以上の軍人又は

文官其の他にありては懲役又は禁錮の刑に處せらるれば失官するので本規定の適用がない然るに下士以上の軍人で六年未満の懲役又は禁錮の刑に處せられ失官したものが降等して兵卒となり又は下士以下の軍人が同様の刑罰に處せられたときは當然には退職とならず尙其の身分を保有するので其の刑期中の期間は黙つて居れば在職年として恩給年限に加はる事となる故に茲に其の除算の規定を置いたのである。

要するに在職中六年未満の懲役又は禁錮の刑に處せらるる大部分は恩給法第四十一條第二號に依り除算せられ尙足らざる所を補ふ爲に同條第三號の規定があるものと考へて良し但し前掲の如く此の第三號の場合に刑の執行猶豫の言渡を受けた者は其の言渡を取消さることなく無事に執行猶豫の期間を経過すれば除算せられないのである又其の期間中に執行猶豫の言渡を取消されたときは取消の月から先の刑期間中除算される事となつて居る。

舊法では執行猶豫の言渡を受けた場合でも尙除算されたので短期體刑の場合は在職年の計算に付ては寧ろ執行猶豫の言渡を受けない方が利益になる様な變な結果になつて居たのを新法で改めたのである。序に茲で説明して置くが刑罰に因り權利消滅した場合には爾後大赦、特赦、復権等があつても其の基礎在職年は復活する事のないのが原則である唯明治三十年の英昭皇太后崩御の際の懲戒、懲罰の免除のみが例外として其の效力を過去に遡及せしめ一旦消滅した恩給權を復活せしめた例がある。

四 公務員の不法に其の職務を離れたる月より職務に復したる月迄の在職年月數。

此の主なもの軍人の逃亡中の月數であるが文官其の他の公務員が法規に反して職務を離れた場合も勿論本規定に依り除算される。

此の規定に該當するものは軍人恩給法等にもあつたが日計算であつたのを新法では月計算に改めた従つて月跨りになつた場合には満一月未満でも二ヶ月除算せられることとなつた。

五 宮内職員としての在職年月數にして宮内官の恩給規程に依り除算せらるべきもの。

宮内職員の在職年は恩給法上の公務員の在職年に通算せらるる事を原則とする事は屢に説明した(四法)此の場合其の宮内職員の在職年中宮内官恩給令で除算される様な年月數があれば勿論之を除くべきである如何なる場合に宮内官恩給令は除算するかは同令第二十七條に規定してある其の要領は概ね前掲第一號第二號及第四號に相當するものである詳細は特に再述する機會があるであらう。

以上新法の規定する除算年の大略を述べたから次に舊法の除算年に付少し述べて見ませう(四法)。

(ii) 舊法の除算年

官吏恩給法には在官年數中より除算すべき在官年として六つの場合が擧げてある。其の中には當然であつて單に注意的規定と見られるものもあるが兎も角一應説明する事とす

る。

(イ) 年齢二十歳未満者の在官月数 未成年中の期間を何故除くか茲に議論を述べても仕方がないから單に年齢計算に就て二三の注意をするに止めたい。年齢の計算は民法の規定に従ひ出生の日を算入し翌年の應當日の前日の満了で一年となる、應當日の無いときは其の月の末日とすべき事民法の規定通りである。曆月の中途で成年となつた時は如何に除算するか問題となり得るのであるが成年となつた月は一月と計算して居る又軍人の服役年が文官に通算せられるとき軍人は満十七歳未満の在職年を除算するので十七歳から二十歳迄の期間を除算するかどうかと謂ふ問題があるが官吏恩給法には軍人恩給法に依り除算すべきものを除算すとあるから十七歳以上の在職年数は通算して差支ないものと思はれる。序に一言したいのは明治三十五年に年齢計算に關する法律が出て居るが此の時迄は明治六年布告で年齢は月計算であつた。故に明治三十五年を境として未成年期間計算に一月の差がある事を御承知願ひたい。

(ロ) 高等官試補及判任官見習中の月数 此の期間は本來通算せられないものであるから當然除算すべきであつて單純なる注意的规定と見る外はない。

(ハ) 郡區判任官及臺灣總督府地方廳稅務吏を除くの外政府より俸給を受けざる官職に在る月數及商業を營むことを得べき官職に在る月數 政府より俸給を受けざる官職及商業を營むことの出來る官職に就ては既に述べた所であるから説明を省く。

(ニ) 御用掛雇等外出仕勤仕の月数 御用掛と謂ふのは殆んど囑託と同性質のものである。雇は官吏の待遇を與へられるが官吏ではない。従つて其の在職期間は當然在官年には入らないのである。等外出仕と謂ふのは太政官時代に在つたので官吏の待遇を與へられたが官吏ではなかつた。

(ホ) 軍人としての在職年を文官の在官年に通算すべき場合に在りては軍人恩給法に依り除算すべき日數 軍人恩給法に依り除算すべき日數の何たるやは軍人恩給の所で述べることとし此の場合軍人としての在職年中に曾て文官又は宮内官としての在官年がある場合には共に除算される例である。

(ヘ) 自己便宜に依り退官したる後又は懲戒處分若くは刑事裁判に依り免官したる後再び任官したる者に在ては其前官の月数 自己の便宜に依り退官したときは恩給を受くるの資格を失ふのである。従つて其の退官前の在官年は總て除算される。故に單に自己便宜退官に接續する在官年許りでなく前に適法に退官した時の在官年も通算に依る軍人其他の在職年も一切打切られてしまふのである此の點は良く誤解される所であつて屢々問題になるが實際の取扱例も行政裁判所の判例も一致して居る。唯前に一度退官して恩給を受けた場合には其の恩給の基礎となつた在官年を消滅させる事はなく單に自己便宜退官に接續する在官年丈が除算される。尙念の爲自己便宜に非ざる退官退職を列舉して參考に供さう。

(甲) 自己の意思に因らざる退官

- (a) 廢官又は廢廳に因る當然の退官
- (b) 休職(非職)又は待命滿期に因る當然の退官
- (c) 官制又は定員の改正に因り過員を生じたるに因る免官
- (d) 身體若は精神の衰弱に因り又は傷痍を受け若は疾病に罹り其の職に堪へざるに因る免官

(乙) 自己の意思に因るも自己便宜と看做さざる退官

- (a) 年齢六十歳以上の者の依願免官
- (b) 傷痍を受け又は疾病に罹り其の職に堪へざる爲の依願免官
- (c) 官廳事務伸縮の爲論旨に因る依願免官
- (d) 法令を以て設立したる議會の議員、市町村長、助役收入役名譽職參事會員、東京市京都市大阪市北海道沖繩縣の區長、居留民團の民長、助役會計役と爲りたる故の依願免官
- (e) 警部補(臺灣在勤の者を除く)への轉任
- (f) 入營の爲にする依願免官

刑罰に因る當然の失官は禁錮以上の刑の確定判決である。執行猶豫となるも資格は消滅し猶豫期間の経過に依り復活する事はない。

以上恩給額算出の基礎となる在職年に關する説明を終へ同時に普通恩給算出の基準は説

文官の傷病恩給

第二章 文官の傷病恩給

明を濟ませたから更に進んで公務傷病に因る普通恩給及増加恩給に付述べる事とする尙再就職の場合の在職年計算に就ては後に述べる事として茲に之を説明しませぬ。

文官は原則として在官十五年以上でなければ恩給が受けられないのであるが公務に基因して傷痍を受け又は疾病に罹り不具癱疾と爲つた場合には在官年に拘らず普通恩給及増加恩給を受け又既に恩給年限に達して居る者なれば一般普通恩給の外増加恩給が受けられる。斯様な場合の恩給を傷病恩給と謂ふのである(法^{四六})。

第一節 公務傷病とは何か

文官が傷病恩給を受くるには公務に因り傷痍を受け若は疾病に罹り不具癱疾と爲る事を要する此の不具癱疾と爲つた状態を公務傷病と謂ふのである。即ち公務傷病の觀念を分析すれば(イ)傷痍を受け若は疾病に罹ること(ロ)其の結果不具癱疾となること(ハ)其の傷痍又は疾病に爲つた原因が公務であることを要する。其の一々に就いての説明は専門的になるから省略するが二三特に注意すべき點を述べて見たい。

公務傷病は傷痍であつても疾病であつても其の間に孰れを重くすると云ふ様な相違はないのである唯舊法では不具の方を主として症項等差を定めてあるので往々不具を重く扱つて癱疾は比較的閉却されると云ふ様な誤解を起す事があつた又不具と謂ひ癱疾と謂ふのは

公務傷病とは何か

永久的障害を指す事は同一であるが前者は有形的身體缺陷で後者は無形的機能障害を謂ふのである。而して不具も癱疾も夫れ自身には恩給評價上の差違はない。即ち一肢を失つた者の評價と是に相當する様な内臓の機能障害とは常に同一に取扱はれて居るのである。

次に公務に因りと謂ふのは如何なる事を意味するか。是れは恩給裁定の上に於て最も困難なる問題である。一般に公務に因りと謂へば公務の執行が傷疾疾病の原因たる事で、云ひ換へれば公務の執行と傷病とか因果關係を持つ事である。是れは理論の上からは極めて明瞭であるが現是を實際問題に當つて見ると頗る惑はしい場合が尠なからず在つて判断に苦しむ事が多いのである。要するに適當條件と見らるるや否やの因果の價值判断は裁定官應の認定に俟つの外はないのである。

傷病恩給の金額

第二節 傷病恩給の金額

公務傷病に因る恩給は普通恩給と増加恩給とを併給せられるのであるが其の普通恩給は一般の場合と同率である其の受給者が在職年十五年以下の者なるときは十五年の額を給するのである之と併給せられる増加恩給の年額は退職當時の階等傷病の原因及不具癱疾の程度に因り恩給法別表第二號表の金額を給せられるのである(六五)。

第一公務傷病に關する規定の適用に付ての階等 文官の傷病恩給の金額は舊法では普通恩給の十分の七以内と定めてあつたが新法では其の退職當時の階等に從ひ文武官共一率の増加恩給を給せられる事となつた此の階等は本官あるものは高等官官等俸給令文武判

階等

任官等級令等に定められたる等級である判任官の分は大體左の通である(明治四三年勅令二(六七)文武判任官等参照)。

特別俸	一等	二級俸	三級俸	四級俸	五級俸	六級俸	七級俸	八級俸	九級俸	十級俸	十一級俸
	月俸九十五圓以下八十五圓以上	月俸八十五圓未満五十五圓以上	月俸八十五圓未満五十五圓以上	月俸八十五圓未満五十五圓以上	月俸八十五圓未満五十五圓以上	月俸八十五圓未満五十五圓以上	月俸八十五圓未満五十五圓以上	月俸八十五圓未満五十五圓以上	月俸八十五圓未満五十五圓以上	月俸八十五圓未満五十五圓以上	月俸八十五圓未満五十五圓以上

例へば判任四級俸のものであれば恩給法別表第二號表判任二等三等の欄に當たる故に軍人なれば下士に相當する増加恩給を受けるが如きである。

第二傷病の原因 公務傷病の原因は恩給法上戦闘又は戦闘に準すべき公務と普通公務とに

傷病の原因

戦闘

分たれて居る(四九)。

(イ) 戦闘 戦闘と云へば戦争の過程に行はれる事実上の武力争闘を云ふのである故に實質的には戦闘と逕庭なき武力争闘であつても戦争中の一経過として起つたものでなければ戦闘とは云はぬ之に反し戦争の一過程に起つた事實であつても武力争闘と直接の因果關係なきものは戦闘ではない例へば戦時行軍中に凍傷に罹つた場合の如き戦闘に起因する疾病とは見ないのである然し這般の歐洲戦亂に屢々用ひられた毒瓦斯に因る傷痍疾病の如きは多分戦闘に起因する傷痍疾病と認められるであらう佛國恩給法の如きも之を戦闘に因る傷病として取扱つて居る。

準戦闘

(ロ) 戦闘に準すべき公務 嚴格な意味の戦闘ではないが恩給法の取扱上戦闘に準すべきものとして取扱はるる公務の範圍は恩給法施行令に定められて居る即ち次に列擧せられたものは戦闘に準すべき公務に因る傷痍疾病と認められるのである(令三三)。

一 戦地ニ於テ勤務中敵ノ設置若ハ遺棄シタル危險物ニ因ル又ハ敵對行動中ノ不可抗力ニ因ル傷痍疾病

前段の方は戦地に於て勤務中の出来事である事を前提要件として居る戦地の範圍は其の都度勅裁を以て定められるが其の戦地で傷痍を受け又は疾病に罹りたる原因が敵の設置若は遺棄した危險物にある場合を云ふのである例へば戦場に設置した地雷の爆發であるとか敵が遺棄した爆彈が戦場掃除中破裂したと云ふが如き之である敵の遺棄せる傳染病菌に因り疾病に罹つた場合の如き多少の疑問があるが恐らく此の

中に入るであらう唯後方勤務の者が戦利品の整理中偶然爆發したと云ふ如き場合は普通公務として取扱はれる方が法の精神に適しはしないかと思はれる。次に後段の敵對行動中不可抗力に因る傷痍疾病の例は甚だ稀である強いて求むれば戦備行軍中の凍傷、對戦中の落雷の如き此の場合に當るのであらう。

二 暴徒鎮壓又ハ集團ヲ爲ス馬賊海賊蕃人等討伐中ノ敵對行動ニ因ル又ハ敵對行動中ノ不可抗力ニ因ル傷痍疾病

暴徒鎮壓とは殆んど内亂的騷擾に際し暴力を用ふる集團を鎮撫する武力的手段を云ふのであるから實質に於ては戦闘と大差がない若し其の集團が交戦團體と認めらるれば戦争となるので此の號から除かれて所謂戦闘となる。馬賊海賊蕃人等の討伐も個々のものなれば強盜の逮捕と大差がないが先方が集團を爲す場合は規模の小さい戦闘と見られるので此に掲げられたのであらう但し集團とは如何なる程度を云ふかは事實問題に付決定するの外はない單に其の人數等にのみよりて決し難い。

此の號に掲げられた場合は直接敵對行動から起つた場合と敵對行動中の不可抗力に因る場合とに分けられてある之れは餘程戦闘に類似したものと認められた結果であらう。

三 外國ノ交戦若ハ擾亂ノ地域内ニ於テ勤務中又ハ該地域内ヲ職務ヲ以テ旅行中ニ於ケル該交戦又ハ擾亂ニ因ル傷痍疾病

外國の交戦若は擾亂の地域如何に付ては既に加算年の條で説明した通りであるが是

等の地域内に勤務中又は該地域内を職務上通過旅行せねばならぬ場合は殆んど其の危険は戦地の勤務若は戦地旅行と選ぶ所がない夫れ故に右の場合に其の交戦又は擾亂に原因して受けた傷病を準戦闘と認められたのである而して本號の場合には前二號と異なり不可抗力に因る傷病を除外してある事に特に注意を要する。

四 航空機ニ乗シ航空勤務中又ハ潜水艦ニ乗シ潜航勤務中ノ不可抗力ニ因ル傷病

本號以下の準戦闘公務は前三號と異なり其の原因たる事實が實質的に戦闘に類似して居ると云ふのではなく餘程政策的色彩を加味せられて居る事に注意せられたい航空機又は潜水艦の如きは現在の發達程度では尙非常に危険なものと見られて居る從つて其の乗員で飛行機なり潜水艦の發達の犠牲となりたる者を優遇する事は斯界の發達を奨励する上からも大切な事である故に其の勤務に對して既に述べた如く一定の加算を與へると共に萬一事故を生じて傷病に罹り又は死亡した場合之を戦闘に準すべき公務として取扱ふと云ふのが本號の精神である。

五 職務ヲ以テ兇賊又ハ脱獄囚ヲ逮捕スルニ當リ危害ヲ加ヘラルヘキコトヲ豫斷シ得ルニ拘ラス危險ヲ冒シテ其ノ職務ヲ執行シタル爲加ヘラレタル傷病

本號及次號は恩給法に依り新に認められた規定であつて其の立法の精神は孰れも公共の安寧維持の上から見ても將亦死を賭して職務に當ると云ふ立場から見ても軍人の戦場に於ける名譽の負傷又は戦死と擇ぶ所がない事を認められたもので主とし

て此の規定の適用を受くべき下級警察監獄職員等の爲に與へられた大なる特典と見られる。

本號の規定の適用を受くる爲には客觀的要件として(イ)職務上の行爲なること(ロ)兇賊又は脱獄囚を逮捕する目的なること及主觀的要件として危害を加へらるべきことを豫め判断し得る場合なることを要し尙進んで其の危険を冒して職務を執行したる爲加へられたる傷病疾病なることを要求して居る故に舉動不審の者を誰何したるに突然兇器を以て負傷せしめた場合の如きは未だ本號の全部の要件を満たさないものと思ふ。

六 職務ヲ以テコレラ又ハベストノ防疫、診療又ハ看護ニ直接從事シ之カ爲罹リタル該疾病

本號は職務上急性傳染病中最も恐れられて居るコレラ及ベストの防疫、診療又は看護に直接従事し之が犠牲となりたる者に對する特典を定めたのである。コレラ及ベストの如き傳染病の防疫、診療、看護の如きは期間は比較的短時日であるから加算の問題とせず一朝之が爲該疾病に罹りたる時は厚く取扱ひ従事員をして後顧の憂なからしむるの趣旨である。

以上準戦闘の大體に付説明を加へたが茲で特に注意を願ひたい事は此の點に關し新法は舊法と主義の上に著しい差違のある事である。即ち舊法では準戦闘に基因する不具のみを認め療疾を認めなかつたが新法では傷病疾病と改めたことが其の一である又舊

法では軍人のみに戦闘及準戦闘を認め其の他の公務員には及ぼさなかつた夫れ故に例へば同じく蕃人討伐中飛行機が墜落して負傷又は死亡したとしても乗員が軍人なれば準戦闘となり警部又は巡查等であつたら普通公務として取扱はるる實情であつたが新法は之を平等に取扱ふ様になつたのは當然とは云へ大なる改正であると云はねばならぬ。

普通公務

(ハ) 普通公務 普通公務とは戦闘又は戦闘に準すべき公務以外の公務を云ふのである。如何なる場合如何なる程度迄を公務と云ふかの抽象的基準は到底求め難い様である唯多くの先例に依つて大體どの點迄を公務に起因したものと認定するかを決するの外はない而して其の認定は人と時代に依り多少の差違ある事を免かれ難いが若干の相當の経験ある者が集まつて決定し之を多數人が見ても一應首肯し得る程度に達すれば先づ可とせねばならぬ。新法の規定に依れば此の公務の認定は一應裁定應がするのであるが其の裁定に不服があれば具申を爲し更に進んで訴願又は行政訴訟を爲す事が出来る其の訴願の際は恩給審査會に諮問せられ、行政訴訟となれば審判官の合議を経て決定せられるのであるから先づ此の程度を以て満足する外はない。行政救済に付ては尙後に述べるが曾て取扱つた事例の中で二三の實例を述べて普通公務認定上の参考に供しやう。

(1) 某海軍病院看護兵某性來健康ニシテ遺傳性系統ノ認ムヘキモノナシ健康診断上ノ異狀ナキヲ確メ肺結

核患者ノ看護ニ従事セシメ若干年ヲ經過セリ結核病室勤務中認ムヘキ原因ナクシテ漸次榮養衰へ結核症狀ヲ呈シ遂ニ肺結核ニ罹患セルモノト診断セララルニ至ル此ノ場合看護年月ノ長短外部ヨリノ原因介入ノ有無等ヲ審査シ公務ト認ムヘキヤ否ヤヲ判断ス。

(2) 某陸軍砲兵卒砲車ニ駕乗シテ陣地進入演習中砲車ノ震動ト惡路ノ爲砲車ヨリ振り落トサレ負傷シ不具トナレリ本人ノ重大ナル過失又ハ故意ナカリシ場合ハ公務ト認メラルモノノ如シ。

(3) 某鐵道乗務員列車ニ乗シ勤務中列車衝突ノ爲負傷シ不具トナレリ多クノ場合公務ト認ムヘキモノノ如シ。

(4) 某陸軍將校出征中部下軍人ニ不都合ノ所爲アリタルハ自己ノ責任ナリト感シ官舎ニテ自殺セリ公務ナリヤ否ヤ。

(5) 某技術官雷雨ノ日屋外ニテ職務ニ従事中落雷シ電撃ニ依リ死亡セリ公務ナリヤ否ヤ。

右に擧げた數例は公務か非公務かの限界頗る不明瞭なものを選んだのである即ち(1)に付て云へば素質の有無、他よりの原因力の介入等は容易に判断し得るものでない許りでなく看護に従事した年月數を抽象的に何年以上とか何月以上と區切つて區別を付ける譯にはゆかぬ要するに各個の問題に付常識で定める外はない(2)(3)は常に他の者よりも危険率の多い職務に従事して居る者換言すれば危険に暴露して居る者が當該危険に犯された例であつて海軍々々が軍艦の沈没、激浪の襲來に對する危険の多いのも同一の立場にある若し職務外の者例へば宮内省の官吏が北海道に出張を命ぜられて汽車旅行中仙臺附近で列車顛覆して死亡したものとすれば出張せざりせば起らざりし災厄ではあるが殊に宮内官なるが爲に大かりし危険ではないので之を公務と見るのは

公務擬制

如何であらうか更に(4)は原因は兎に角自殺と云ふ死の直接原因が面白くない尤も恩給法上の因果関係は刑法や民法等で云ふ因果関係とは必しも同一ではない。果に達する直接の原動力は自己の力でも第三者の力でも自然力でも差支なく又其の結果を豫断し得ても得なくても差支ないのが原則ではあるが公務の爲精神錯亂し亡覺的症狀の下に自殺した場合は別として一般自殺の場合は餘程慎重に決定せねばならぬ(5)の場合には自然力の介入に依つて因果関係を中斷せりや否やを判断するのであつて之亦非常に面倒である尙恩給法上の因果関係は他日機會があつたなら別に研究して見たいと考へて居るので茲には單に難問題として二三を擧げて置くに止める。

第三公務擬制

以上述べた通り公務の爲傷病を受け又は疾病に罹りたるものと認めるか否かは非常に六ヶ敷い問題であるが法律は次の三つの場合に限り當然公務に因りたる傷病と看做す旨を規定して居る之を便宜公務擬制と云つたのである。

一 勅令を以て指定する地域に在勤中其の地に於て流行病に罹りたるとき。

舊法では臺灣又は南洋に在勤する者に限り其の地の風土病又は流行病に罹りたるときは之を公務に因る疾病と看做す規定があつたが適用の地域が狭過ぎて居るのに反し風土病、流行病の限定が明瞭でなかつたが新法では地域と其の地の流行病の種類とを列擧して此の點を明瞭にした次の表が夫れである(法四八、令二一)。

特別不健康地

地域	流行病
八重山列島	マラリア(黒水熱ヲ含ム以下同シ)、赤痢
朝鮮	猩紅熱、チフス、バラチフス、赤痢、肺チストマ病
臺灣	マラリア、腸チフス、バラチフス、赤痢
南洋諸島	マラリア、腸チフス、バラチフス、赤痢、黄熱
滿洲東洲	ベスト、腸チフス、バラチフス、赤痢
支那(滿洲ヲ除キ香港ヲ含ム)	マラリア、猩紅熱、コレラ、發疹チフス、腸チフス、バラチフス、ベスト、赤痢、カラアザール
露領西伯利亞(薩哈連州ヲ含ム)	發疹チフス、腸チフス、バラチフス、ベスト、回歸熱、赤痢
比律賓諸島	マラリア、コレラ、腸チフス、バラチフス、赤痢
蘭領東印度諸島	マラリア、コレラ、ベスト、赤痢
佛領印度、暹羅、緬甸、馬來半島	マラリア、コレラ、發疹チフス、ベスト、赤痢
英領印度	マラリア、コレラ、ベスト、赤痢、カラアザール
中央亞米利加、南亞米利加	マラリア、腸チフス、バラチフス、赤痢、黄熱
墨西哥	マラリア、發疹チフス、黄熱
亞弗利加	マラリア、ベスト、回歸熱、赤痢、トリパノソーム病、黄熱

戦地又は公務旅行中の流行病

一 戦地に於て又は公務旅行中流行病に罹りたるとき。

舊法にも大體之れに似た規定があつたが本規定と前號と異なる主な點は前號は在勤中

其の地に特に指定された疾病に罹る事を要するのであるが本號は在勤でなくとも通過でも差支なく且左記の種類の流行病であれば何くの地で孰れの病に罹つても良いと云ふ點が相違する但し脚氣丈は特に衛生設備の悪い戦地に限り認める事となつて居るのである(法四八、令二二)。

- 一 マラリア(黒水熱ヲ含ム)
- 二 猩紅熱
- 三 コレラ
- 四 脚氣(戦地ニ限ル)
- 五 發疹チフス
- 六 腸チフス
- 七 パラチフス
- 八 ベスト
- 九 回歸熱
- 十 赤痢
- 十一 流行性腦脊髄膜炎
- 十二 流行性感冒
- 十三 肺チストマ病
- 十四 トリパノゾーム病
- 十五 ワイルス氏病
- 十六 カラアザール
- 十七 黃熱

不慮の災厄

戦地又は公務旅行中の流行病を公務と推定する理由は衛生救急の設備が不完全なりと云ふにあると考へられる従つて例へ戦地又は旅行中發病しても戦地に到る前又は旅行前に流行病に罹つて居たものと推定される様な場合には勿論本規定を適用すべき限りでなからうと思はれる、又旅行と云ふ觀念も非常に厄介なもので必しも宿泊する事を要しないが平生の勤務場所から離れた状態を指すので各個の場合に付常識を以て判断する外はない。

三 公務員たる特別の事情に關聯して生じたる不慮の災厄に因り傷痍を受け又は疾病に罹り恩給審査會に於て公務に起因したると同視すべきものと議決せられたるとき。

前にも屢々述べた如く公務傷病の多くの場合は不慮の災厄であつて其の中でどの程度迄を公務に起因するものとして打切るかと云ふ丈であるが時に依ると理論上はどうしても公務に起因したと見られないで單に其の個人の災難であるが如く而かも其の災難は公務員としての特別の事情に關聯して居ると云ふ様な場合恩給審査會に附議して衆智を聚めて決しやうと云ふのが此の條文である實際問題として如何なるものが審査會にかけられるかは今の所見當が付けられぬが非常に限界の不明瞭な場合公務なりや否やを争ふ場合は將來澤山出て來るのではあるまいか。

第四 不具癡疾の程度 増加恩給金額決定の基準となる不具癡疾の程度即ち傷病等差は恩給額決定上非常に重要なものであるが其の内容は中々精細な區分を要するので法律は之が

不具癡疾の程度
傷病等差

規定を勅令に委任して居る恩給法施行令第二十四條が之れである。新法では不具廢疾の程度を次の如く七項に分けて居る。

特別項症

- 一 常ニ就床ヲ要シ且複雑ナル介護ヲ要スルモノ
- 二 重大ナル精神障礙ノ爲常ニ監視又ハ複雑ナル介護ヲ要スルモノ
- 三 身體諸部ノ障礙ヲ綜合シテ其ノ程度第一項症ニ第一項症乃至第六項症ヲ加ヘタルモノ

第一項症

- 一 複雑ナル介護ヲ要セサルモ常ニ就床ヲ要スルモノ
- 二 精神的又ハ身體的作業能力ヲ失ヒ僅ニ自用ヲ辨シ得ルニ過キサルモノ
- 三 咀嚼及言語ノ機能ヲ併セ廢シタルモノ
- 四 兩眼ノ視力カ視標〇・一ヲ〇・五メートル以上ニテハ辨別シ得サルモノ
- 五 肘關節以上ニテ兩上肢ヲ失ヒタルモノ
- 六 膝關節以上ニテ兩下肢ヲ失ヒタルモノ

第二項症

- 一 精神的又ハ身體的作業能力ノ大部ヲ失ヒタルモノ
- 二 咀嚼又ハ言語ノ機能ヲ廢シタルモノ
- 三 兩眼ノ視力カ視標〇・一ヲ一メートル以上ニテハ辨別シ得サルモノ
- 四 兩耳全ク聾シタルモノ
- 五 腕關節以上ニテ兩上肢ヲ失ヒタルモノ
- 六 足關節以上ニテ兩下肢ヲ失ヒタルモノ

第三項症

- 一 咀嚼又ハ言語ノ機能ニ大ニ妨アルモノ

- 二 兩掌丸ヲ全ク失ヒタルモノ
- 三 肘關節以上ニテ一上肢ヲ失ヒタルモノ
- 四 膝關節以上ニテ一下肢ヲ失ヒタルモノ
- 五 兩耳ノ聽力カ耳鼓ニ接セサレハ大聲ヲ解シ得サルモノ

第四項症

- 一 泌尿器ノ機能ニ大ニ妨アルモノ
- 二 兩眼ノ視力カ視標〇・一ヲ二メートル以上ニテハ辨別シ得サルモノ
- 三 腕關節以上ニテ一上肢ヲ失ヒタルモノ
- 四 足關節以上ニテ一下肢ヲ失ヒタルモノ

第五項症

- 一 鼻ヲ失ヒ其ノ機能ニ大ニ妨アルモノ
- 二 頭部、顔面等ニ大ナル醜形ヲ殘シタルモノ
- 三 一眼ノ視力カ視標〇・一ヲ〇・五メートル以上ニテハ辨別シ得サルモノ
- 四 一側總指ヲ全ク失ヒタルモノ

第六項症

- 一 頸部又ハ軀幹ノ運動ニ大ニ妨アルモノ
- 二 一眼ノ視力カ視標〇・一ヲ一メートル以上ニテハ辨別シ得サルモノ
- 三 一側拇指及示指ヲ全ク失ヒタルモノ
- 四 一側總趾ヲ全ク失ヒタルモノ

前項ノ各症ニ該當セサル傷病ノ症項ハ前項ノ規定ニ準シ之ヲ査定ス
視力ヲ測定スル場合ニ於テハ屈折異常ノモノニ付テハ矯正視力ニ依リ視標ハ萬國共通視力標ニ依ル

右に掲げた傷病等差は大體の基準を示されたものである故に之に該當しないものは七項

中の孰れの程度に匹敵するかを考へて査定するのである。尙此の等差例に付左の二三の點を注意して戴きたい。

(1) 此の等差例の組立方は大體方針として獲得能力喪失の程度を基準としたものであつて第一項は其の全能力の喪失を目標とし第六項は略其の二分の一程度として其の兩程度の間四項を區分したものである而して其の挟み方は症項の高くなるに従つて差を減じてある事に注意を要する。

(2) 右の如く獲得能力喪失の立場から見れば或程度以上の不具廢疾は醫學的に見て程度の差があつても能力喪失の程度には差違がない例へば肘關節以上にて兩上肢を失つた者は普通では全く稼ぎが出来ないと見られるが更に其の上の一眼が盲しても稼ぎが出来ない程度には大した變りがない故に理論的に云へば第一項以上の程度の者には第一項の金額で止めて差支へないと思ふ然し其所には慰藉とか介護とか云ふ様な多少感情的分子も混じり且從來軍人丈には一項の外に特別項があつたと云ふ様な沿革的理由も包含せられて第一項の上に更に特別項が加はつたと云ふのが立法の真相であるらしい。然し既に新法では増加恩給丈は我國の財政状態から考へて寧ろ其過ぎる程に高めた上に更に特別項に多額の割増をするの必要もないので從來第一項の金額の十分の六以内を増給すとあつたのを第一項の金額の十分の五と改めた。此の十分の五以内の金額の區分方は全く裁定廳の自由裁量の範圍内にあつて別段基準はない唯特別項は第一

項の症状に更に第一項乃至第六項以上の症項を併せた程度の症状と云ふので大體の基準は自ら定まつて來ると思ふ即ち第一項に第一項を加へた程度以上が最高で第一項に第六項を加へた程度が最低である。但し特別項たるには常に二つ以上の症項の併合症である事を要しない單に抽象的基準として査定すべきである。

(3) 特別項症に付て良く尋ねられる事は例へば兩眼の視力が視標〇、一を〇、五メートル以上にては辨別し得ざるもの(専門家の所謂盲)は第一項であるが常に複雑なる介護を要するから特別項であらうと云ふが如き質問である、然し此の場合は全く第一項に當る外別に第一項乃至第六項に當る様な程度の障害がない限り特別項とはならない。特別項の表はし方が少々明瞭を缺くが立法の趣旨は第一項症に第一項乃至第六項症を加へた程度以上と云ふ事が基準となつて居るのを注意すべきである。之れは獨り特別項許りでなく各項に掲げられた各號の症項程度は大體同一程度のもを集めたものと見るべきである。

(4) 新法では四肢の障害を相當細かく區分した舊法では此の點が大區分であつた爲腕一本全く無い者も手首丈を失つた者も同様と云ふ様な取扱であつた且舊法では拇指一本を失つても第六項の恩給を受けられたが新法では一側拇指及示指を全く失ひたる程度以上でなければ年金たる恩給は受けられぬ事となつた。

(5) 視力を基準とする症項等差の査定には眼鏡を用ひて視力を矯正し得る者は其の矯

正した視力を以て恩給の査定をするのである。
(6) 傷病等差の各項の二以上を併せ持つ場合に之を組合せて作る等差を綜合等差と云つて居る此の綜合等差の組合せ方は別段規定がないので各裁定廳で個々のものに付定める外はない。

以上極めて大體であるが傷病等差の説明を加へた扱之を實際に適用する段になると實に困難である所謂恩給評價(エヴァリュエーション)が之である英米佛獨等では此の方面も相當研究せられ専門の著書もあり學者もあるが我國では未だ其の程度に達して居らぬ他日機會があつたら此の點をも研究して見たいと考へて居るが専門的であるから茲には省略する。

第三節 退職後の症項決定

公務員が公務の爲傷痍を受け又は疾病に罹り不具廢疾と爲り失格原因なくして退職したる時は之に普通恩給と共に増加恩給を給せらるる事は既に述べた。通例不具廢疾と爲つた時期と退職の時期とは大した距りがないのである。夫れ故舊法では或場合には不具廢疾に因つて其の職に堪へず退職した事を要件とするものもあり又之を要件とせざるも退職後極めて短かい期間に限り公務に基因したものと認め得る事となつて居た新法では不具廢疾と爲つた事と退職とを關聯させて見ると云ふ方針を採らず單に失格原因なくして退職した事を要件として居るのみである而して退職後長期間を経てから増加恩給の審査請求を許す事

とすれば審査上非常な困難が伴ふので無制限に之を許す事は出來難い。と云つて退職迄に不具廢疾と決定せず又は退職後に程度の増進した場合の如きは之を改定しない譯にもゆかぬ。故に恩給法では左の二つに分けて退職後の症項査定を許して居る。

一 公務員公務の爲傷痍を受け又は疾病に罹り失格原因なくして退職したる後五年内に之が爲不具廢疾と爲り又は其の程度増進したる場合に於て其の期間内に請求したるときは新に普通恩給及増加恩給を給し又は現に受くる増加恩給を不具廢疾の程度に相應する増加恩給に改定す。

此の場合(イ)退職後五年内に不具廢疾と爲るか又は不具廢疾の程度化進すること(ロ)退職後五年内に請求することが要件と爲つて居る。斯様に退職後傷病重症に越く事を爾後重症と云つて居る舊法では此の爾後重症を認むべき期間を(イ)一肢の用を失ひ若は之に準すべき者は退官後二年(ロ)一肢を亡し或は二肢の用を失ひ又は兩眼を盲し若は二肢を亡し若は之に準すべき者は退官後三年内とし此の期間内に請求しなければ爾後救済の途が絶對になかつた(法四六II)。

二 前項の期間を経過したるときと雖恩給審査會に於て不具廢疾が公務に起因したること顯著なりと議決したるときは決議後之に相當の恩給を給し又は改定す。

此の規定は新法で初めて認められたもので受給者に對しては誠に有利な規定であるが實際の適用に付ては餘程慎重に取扱はねば限りのないものとなりはせぬかと云ふ心配が

ある。而して此の「前項の期間を経過したるときと雖」と云ふ條文に付ても疑問がある即ち請求期間の五年を経過してもと云ふ意味なりとすれば症状は少なくも退職後五年内に確定して居らねばならぬかどうか。文字解釋から云へば其の方が正しいやうであるが自分等の知つて居る範圍では元來此の規定を設けられた趣旨が日露戰役當時官管銃創を受けたる軍人が十數年を経た今日夫れが爲不具廢疾となつて居ると云ふやうな顯著な場合を救済しやうと云ふ立法精神であると聞いて居る果して然らば不具廢疾と公務との因果關係だに顯著に證明せらるれば期間の點は總て除却されて恩給を給すべきであると思ふ恩給局の解釋も大體同様であるらしい。此の規定は前に述べた通り運用の仕方に依つては實に有り難い規定であると同時に濫用される事となつたら大變な結果を來たす事となるのであるから先づ原則としては恩給法第四十六條第二項の規定に依り退職後五年位に確定した者に限るとして置いて稀な場合に此の規定を活かす事としたいと思つたのであるが扱實際に人間の慾程淺間しきものはなく充分なる給與を受けて居る輩迄も何とかして少しでも多くの給與を受けやうとして新法施行後再審査の請求を爲す者が非常に多いさうである。然し恩給審査會にかけるか否かは裁定應の意見で定まる事であるし且退職後症項確定して其の程度が新法の査定に従ひ第六項以上であるか又は既に増加恩給を受けたる者であれば新法の基準に従ひ更に一項以上の症項増進の跡が認められなければ審査會に附するの必要のないものと考へられる。審査會の決議すべき事項は不具廢疾が公

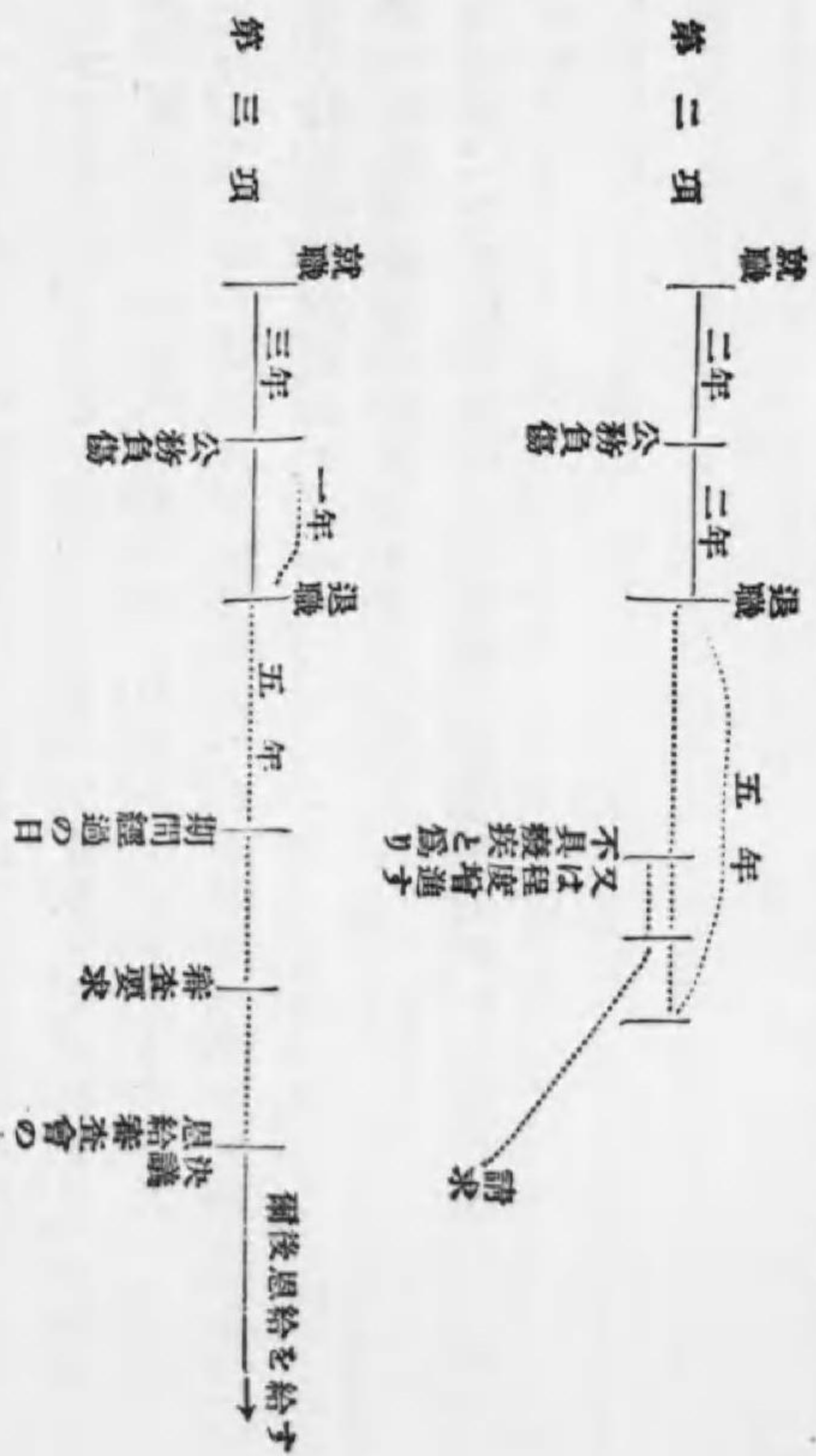
改定恩給給與の時期

務に起因したること顯著なりや否やにある従つて不具廢疾の程度の決定給與裁定等は裁定應の權限である。

本規定に依る新規の給與又は給與の改定は如何なる時期より初むべきか規定には「決議後」とある之れは決議の時よりと解すべきものであるから審査會の議決が給與の始期に重大な關係がある又恩給法第三條には「年金タル恩給ノ給與ハ之ヲ給スヘキ事由ノ生シタル月ノ翌月ヨリ之ヲ始メ」とあるから不具廢疾の確定したときから給すべきではないかと云ふ説もあるが恩給法第四十六條第三項は殊更に「決議後」の文字を用ひて恩給法第三條に對し特異の給與時期を定めたものと見る方が良いと思ふ。而して決議の時よりと云つても日計算であるか月計算であるか其の間多少利害を異にするが余は此の場合に限り特異の給與始期を定めたものと見て決議の當日より給する方が良いと思ふが恩給局の解釋は決議の翌月よりとして居るらしい(法四六三)。

右に述べた恩給法第四十六條第二項及第三項の規定は少しく込み入つて居るから圖解しませう。

重大過失と傷病恩給



第四節 重大過失と傷病恩給

公務員が公務の爲傷病を受け又は疾病に罹り不具瘵疾と爲つた場合でも公務員の側に重大なる過失があるときは傷病恩給を給せずと云ふのが新法に認められた主義である舊法には此の規定が無かつたので審査の際公務員側に責むべき故意過失あるときは之を公務と認めずして傷病恩給を給せざる外方法がなかつた然し場合に依ては不具瘵疾の原因は明か

に公務であるが餘りに馬鹿らしき重大過失が公務員側にあると云ふ時もないではない故に新法では此の點を明かにしたのである如何なる程度が重大なる過失なりやは個々の裁定に付裁定應で決する外はない元來傷病恩給の關係では過失は元より時に依りては結果に對する故意を持つて居ても恩給請求には差支ない場合がある例へば軍人が戰場で戦ふ場合は劍戟の御見舞は覺悟の上であり又夫れが職務行爲となるが如き之れである従つて恩給權を失ふべき故意過失は公務員側の責むべき故意過失で恩給の負擔者側の負ふべき限にあらざる賠償責任であると思へば大體の基準を得られるであらう尙此の點に付ては將來行政裁判所の判例等に充分注意して研究したら面白からうと思ふ(法四六IV)。

有期恩給

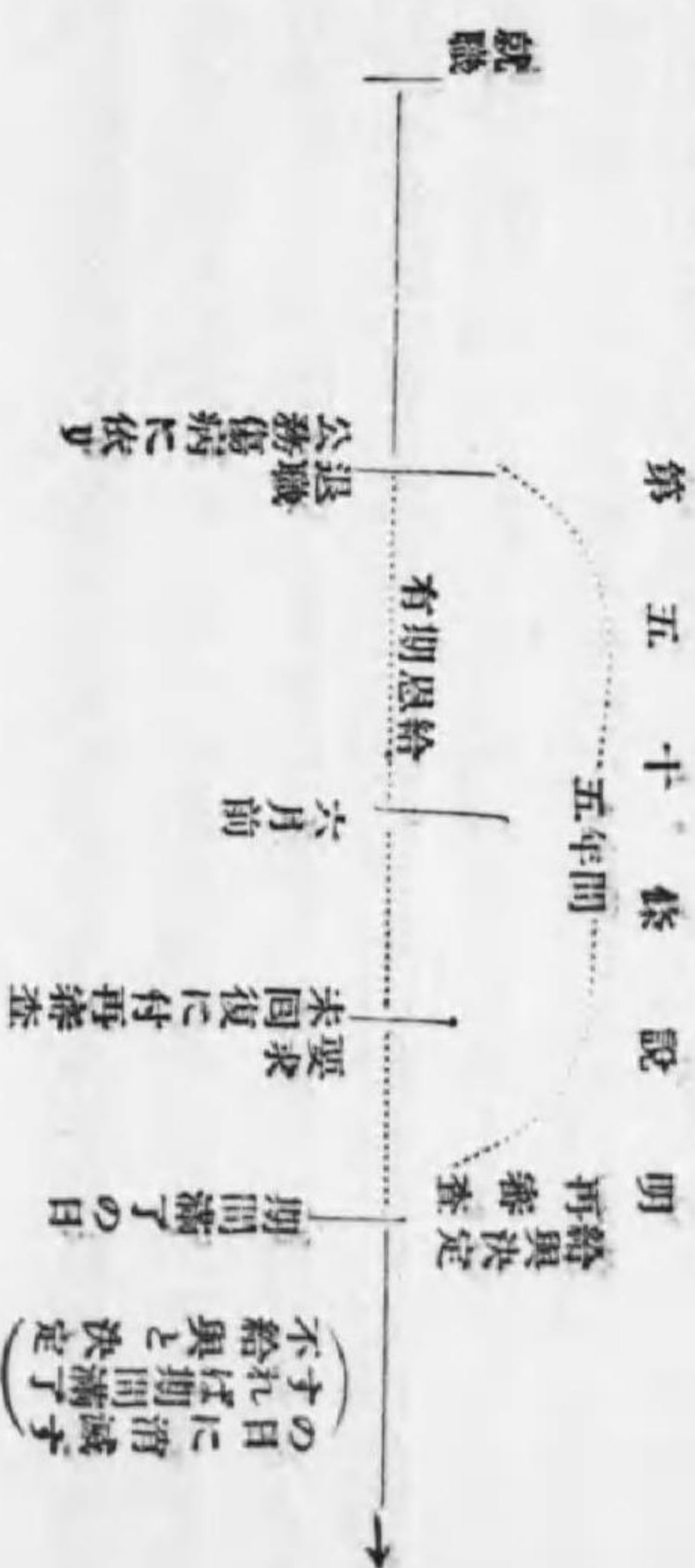
第五節 有期恩給

不具瘵疾は本來永久的機能障害であらねばならぬが現今の醫學の程度では數年或は數十年に亙る様な機能障害を豫斷する事は非常に困難であるらしい殊に内臟の機能障害の如きは一層困難である従つて退職當時に瘵疾と決定しても數年或は數十年の間には惡變することも好變する事もあるべきは想像に難くない現に曾て獨逸で瘵兵の現症調査を行つたら其内の數割は快復又は程度が低下して居たと傳へられる又我國の瘵兵中にも増加恩給を受けながら殆んど健康快復して常人と同様な活動を爲して居る者が相當ある事も事實に於て之を認められるのである。故に米國の官吏退職恩給法では獲得能力を快復した者には恩給の給與を廢する規定がある。我舊法には此の點に關して何等の規定もないのが甚だ遺憾で

あつたが新法では此の點を顧慮して期間附恩給を給し得るの規定を設けた之れ茲に説明せんとする有期恩給である。即ち裁定官應は増加恩給の裁定を爲す際將來其の不具廢疾が回復し又は其の程度が低下することがあるかも知れぬと認めるときは五年間の期間を附して之に普通恩給及増加恩給を給することが出来る此の場合五年内に不具廢疾が回復し又は其の程度低下して第六項以下と爲つたら普通恩給及増加恩給共消滅する尤も此の場合本來普通恩給を受けられる年限に達して居る者ならば勿論増加恩給が消滅するのである。

五年の期間満了の六月前迄に傷疾疾病が回復しなかつた者は再審査の請求が出来る此の再審査の結果尙恩給を給すべきものなりと認めらるれば更に之に相當の恩給を給し得るのである(法五〇)。

右を圖解すれば次の如くである。



準文官の傷病恩給

第六節 準文官の傷病恩給

準文官とは如何なるものであるかは既に説明した(第一編)。

準文官に對しては原則として年功に因る普通恩給を給せられないが公務に起因して不具廢疾と爲つた場合には傷病恩給を給せられる而して此の場合の傷病恩給は大體文官の傷病恩給に關する規定を準用されて居るから便宜茲で説明をしませう。扱準文官の公務傷病は大體文官と同様で特に異なる點が非常に尠ないが恩給金額に關聯して二三相違の點を擧ぐれば次の通りである。

準文官の傷病恩給の金額

第一準文官の傷病恩給の金額 準文官の公務傷病に因る恩給は文官と同様普通恩給と増加恩給である然るに準文官は單獨には普通恩給の基礎と爲るべき在職年を認められないので此の場合に限り特別の規定がある即ち恩給法第六十條末項の規定が之れである同條に依れば「準文官ニ給スヘキ普通恩給ノ年額ハ退職當時ノ俸給年額ノ百五十分ノ五十二ニ相當スル金額トス」とある故に準文官として何年在職しても普通恩給額は總て俸給の百五十分の五十である。

準文官の階等

第二準文官の階等 準文官の公務傷病に因り給せられる増加恩給の年額は文官と同様退職當時の階等、傷病の原因及不具廢疾の程度に依り恩給法別表第二號表の金額を給せられるのであるが準文官の公務傷病に關する規定の適用に付ての階等は特に勅令に委任規定として定められて居る即ち左の區分に依るのである(法四九)。

- 一 高等官ノ試補ハ判任官一等トシ判任官見習ハ同四等トス
- 二 國庫ヨリ俸給ヲ給セサル官ニ在ル者ニ付テハ其ノ官等等級ニ依ル

以上述べた以外の事は傷病の原因、公務擬制、不具癱疾の程度、退職後の症項決定、重大過失と傷病恩給並有期恩給等總て文官の場合と同様である唯一言注意すべきことは舊法では準文官の公務傷病に對しては不具癱疾と爲り退官退職した場合に限り退官又は退職當時の俸給年額の四分の一に相當する金額を終身給するも此の給與金は普通恩給とも増加恩給ともつかぬ一種の傷病恩給で而かも本人丈に限られ遺族の扶助料には及ばなかつたのであるが新法では遺族に迄及ぶ事となつた。

第三章 文官の一時恩給

一時恩給の意義及一時恩給權發生の一般的要件は既に説明した(第一編)故に茲には特に文官の一時恩給即ち從來の退官賜金に關し新舊を對比して二三説明を加へて置く事にした。

文官の一時恩給
退官賜金の沿革

第一節 退官賜金の沿革

退官賜金は舊官吏恩給令では年金的恩給と共に其の中に規定せられたのであるが官吏恩給法制定の當時退官賜金は滿年賜金の變形であつて恩給と謂ふより寧ろ俸給の性質を有するものであると謂ふ元老院の意見に依つて之を恩給法から除いて勅令に譲つたのである是

が明治二十三年勅令第九十八號である。斯様な沿革があるのであるが新法では再び退官賜金は恩給の性質を有するものであるとして文官の一時恩給として恩給法中に規定したのである。退官賜金は(イ)文官判任以上の者(ロ)在官一年以上にして(ハ)瑕疵なくして退官し(ニ)其の退官に依つて恩給又は退隱料を受けざる場合に給與せらるるのである。

在官一年以上でなければ受けれないが一年以上の年數の制限がない従つて十五年以上になつた場合恩給退隱料を受ける事の出来ないときには十五年以上に相當する退官賜金を想像する事が出来る例へば普通文官として十六年在官し教育文官に轉し一年在官後更に學校教員と爲り一年在職して罷めた場合の如き文官在官の年數に應じ退官賜金を受けられる譯である。茲で瑕疵なき退官とは(i)自己便宜に由らざる事(ii)懲戒處分若は刑事裁判に由り免官免職したる者に非ざる事を謂ふのである。其の退官に依つて別に恩給退隱料を受けられる場合には勿論退官賜金は給與せられない唯前掲勅令第九十八號には單に「恩給又ハ退隱料ヲ受クル者……ニハ本令ノ賜金ヲ給セス」とあるので既に巡查看守小學校教員等の退隱料を受けて居る者が退職後文官判任以上と爲り在官十五年未滿で退官した場合に疑問が生ずる然し茲に恩給退隱料を受くる者とは當該退官退職に際して恩給、退隱料を受くる者即ち文武官の恩給權又は學校教員の退隱料權の基礎たる在職年に付通算關係を有する場合を除外したものである例へば小學校教員たりし者一般文官となり官吏恩給年限に達せずして退官した場合には前に小學校教員として退隱料を受けたると否とに拘らず

後の文官とは何等通算關係を持たぬ従つて後の文官としての在官年數に應じ退官賜金を受ける然るに小學校教員たりし者教育事務に従事する文官と爲り退官したる場合には明治二十九年法律第十三號の規定に依り小學校教員の在職年は後の文官に通算せられるのであるが若し文官の在官年を通算して算出した退隱料が小學校教員としてのみの退隱料より其の額が少ない場合には小學校教員としてのみの退隱料を給せられるのである此の場合文官の在官年は退隱料の立場から見れば無駄奉公であるが制度上已むを得ないのであつて文官退官の際小學校教員の退隱料を請求すれば文官としての退官賜金は受けられぬ例であつた、是れ特に「文官ヨリ退職給與金ヲ受クヘキ官職ニ轉シタル者退官退職シタルトキハ文官ノ在官年數ニ應ジ退官賜金ヲ給ス但シ退職給與金ヲ受クヘキ文官ノ在官年數ニ付テハ此ノ限ニ在ラス」との規定ある所以である茲に退職給與金と云ふのは教育職員との退職給與金の意味である。

舊法の退官賜金の率は在職一年に付退官當時の俸給月額額の二分の一に相當する額であつた。

新法の一時恩給

第二節 新法の一時恩給

新法では文官在職年一年以上十五年未満で退職した時は退職當時の俸給月額に相當する金額に在職年の年數を乗じたる金額を一時恩給として給せられる事となつて居る(六七)故に新法では十五年以上と云ふ一時恩給はないのである又新法には特に他の恩給を給せらる

る時は給せずと云ふ規定はないが同一の事由により二つ以上の恩給を受ける事は出来ない

ので結局は其の規定があるのと同じ事になる(八法)。

在職年の計算は總て文官の普通恩給の所で述べたのと同様である従つて舊法では退官賜金の基礎在職年に加算年を入れなかつた例であるが新法では當然其の基礎となる又舊法では未成年の期間は除算されたが新法では將來は未成年の期間も入る事となる又從來軍人其の他の公務員の期間が入らなかつたのが將來は通算せられる事となつた。但し教育職員との間の關係は既に述べた如く恩給法第九十九條の除外例があるので通算せられない(第一參照)之が爲教育職員との關係に於て特別の經過規定を要する事となつた之が恩給法第九十九條第三項の規定である。即ち教育職員との間の在職年不通算の期間内に文官から教育職員又は教官其の他教育事務に従事する文官に轉任した者が失格原因なくして退職し其の際年金たる恩給を受けなかつた場合には文官の在職年數に應じ之に文官の一時恩給を給するのである勿論教育職員としての在職年に對しては同時に教育職員としての一時恩給を請求し得るのである。

第四章 再就職改定

既に恩給を受くるの權利を有する者が再び公務員として就職し更に失格原因なくして退職したる場合には其の恩給を改定せられるのである之を再就職改定と云つて居る恩給法第

再就職改定

五十四條乃至第五十七條の規定は此の場合を指して居るのである然し尙此の外に恩給を受けるの権利を有するに到らずして退職した者が再就職した場合も澤山ある筈である然し此の場合は唯前後の在職年の計算の問題が起る丈で改定ではない。

恩給法第五十四條には「普通恩給ヲ受クル者云々」とあるが其の中には普通恩給のみを受くる者と普通恩給と増加恩給とを併せ受くる者がある譯で更に其の改定も(1)普通恩給の改定(2)普通恩給と増加恩給の改定と(3)増加恩給のみの改定とがある譯である。恩給の改定は左の場合に起る。

- 一 再就職後在職一年以上にして退職したるとき
- 二 再就職後公務の爲傷疾を受け又は疾病に罹り不具廢疾と爲り退職したるとき
- 三 再就職後公務の爲傷疾を受け又は疾病に罹り退職したる後五年内に之か爲不具廢疾と爲り又は其の程度増進したる場合に於て其の期間内に請求したるとき

第一號の場合は普通恩給を普通恩給に改定する場合で第二號第三號の場合には増加恩給のみの改定、普通恩給と増加恩給の改定又は新に増加恩給を給する場合とが想像し得る然し孰れの場合でも新法では形式上一應裁定を改定するの方針を採用して居る改定の方法に付ては之より以下に詳細説明するが特に注意すべきは第一號の場合再就職後の在職一年以上とは引續きたる一年でなくても良いと云ふ説がある余は舊法の例及立法精神に鑑み連續一年以上なることを要件とするを可と信ずるも議論があるであらう又前記第三號の場合に於ても恩給法第四十六條第三項の規定が準用されて居るので五年の期間經過後でも恩給審

普通恩給の改定

査會に於て不具廢疾が公務に起因したること顯著なりと議決したるときは決議後之に相當の恩給を給し又は改定する事が出来るのである(法五四)。

第一節 普通恩給の改定

恩給法第五十四條の規定に依り普通恩給を改定する場合には前後の在職年を合算し普通恩給年額算出の一般的規定に従ひ其の金額を定めるのである例へば文官恩給で前の在職十五年後の在職五年後の退職當時の俸給年額千二百圓とすれば

$$1200 + \left(\frac{50}{150} + \frac{5}{150} \right) = 440 \text{圓}$$

となる即ち此の場合であれば在職年の年數と退職當時の俸給年額とに依り改定額が決せられるのである(法六〇)。

再就職の場合に於ける在職年の計算方に付ては明文がある即ち左の通りである。

退職シタル後再就職シタルトキハ前後ノ在職年月數ハ之ヲ合算ス但シ一時恩給ノ基礎ト爲ルヘキ在職年ニ付テハ前ニ一時恩給ノ基礎ト爲リタル在職年月數ハ之ヲ合算セス
退職シタル月ニ於テ再就職シタルトキハ再在職ノ在職年ハ再就職ノ月ノ翌月ヨリ之ヲ起算ス

此の在職年の計算方は普通恩給を受くる者再就職したる場合と未だ普通恩給を受けざる者再就職したる場合とを包含する。而して孰れの場合にも原則として前後の在職年月數は合算せられる但し後の退職に因り普通恩給を受けられず一時恩給のみを受ける場合には前に一時恩給の基礎となつた在職年の年月數は除かれるのである然し除かれるのは一時恩給

再就職の在職年計算方

を受けられる場合丈であるから後の退職に依り普通恩給を受けられる場合には勿論前に一時恩給の基礎となつた在職年の年月数も亦當然合算されるのであるから特に注意を願ひたい。退職の月と再就職の月とが同月内である場合の計算方は舊法中の或るものは不備であつたので新法では統一して明文を置いたのである尙之れは恩給権の消滅時効の中斷の所で説明すべきであるが新法では恩給権者退職後一年内に再就職するときは恩給の請求時効は其の再就職中中斷され再就職に係る官職の退職の日から再び進行を初めるのである(六法)。

増加恩給の改定

第二節 増加恩給の改定

再就職改定に依り初めて増加恩給を受くる場合なるときは一般の規定に依り退職當時の階等、傷病の原因及不具廢疾の程度に應じ恩給法別表第二號表を適用して其の恩給金額を定めるのである。

既に増加恩給を有する者が再就職改定に依り更に増加恩給の改定を受ける場合にも之と同様退職當時の階等、傷病の原因及不具廢疾の程度に依り恩給法別表第二號表を當てはめるのであるが上述孰れの場合にも前に受けたる公務傷病があるならば前後の傷病又は疾病を合したるものを以て不具廢疾の程度とし其の恩給年額を定めるのである舊法では此の點に關する明文がないので二個以上の公務傷病の原因があれば各別に給したが新法では一つに纏める方針に變更した。

前後の傷病又は疾病を合すべき場合に於て前後の傷病又は疾病の原因が異なるとき例へ

ば前には戦闘であつたのが後のは普通公務であると云ふ様な場合は左の區分に依り恩給の年額を定めるのである。

- 一 後ノ傷病又ハ疾病カ戦闘又ハ戦闘ニ準スヘキ公務ニ起因スルトキハ別表第二號表甲號中前項ノ規定ニ依リ定メタル不具廢疾ノ程度ニ相應スル増加恩給年額ヨリ前ノ増加恩給年額ト別表第二號表甲號中其ノ不具廢疾ノ程度ニ相應スル増加恩給年額トノ差額ヲ控除シタルモノヲ以テ増加恩給ノ年額トス但シ後ノ傷病又ハ疾病ノミニ因ル増加恩給年額カ前後ノ傷病又ハ疾病ヲ合シタルモノニ依ル増加恩給年額ト同額ナルトキハ此ノ控除ヲ爲サス
- 例へば前の傷病原因(A)は普通公務で等差は第六項で後の傷病原因(B)が戦闘で其の綜合等差は第四項と假定し判任四等の受給者とすれば

(576) — (360) — (288) = 501圓

(甲第四項) (甲第六項) (乙第六項)

が改定増加恩給と爲るのである何故斯様な計算をするかと云へば後の傷病等差第四項は戦闘を原因とする者に給せらるべき額であるが實は其の中第六項に相當する部分迄は前の普通公務に依つて受けた分子が入つて居るから其の第六項を基準として戦闘と普通公務との額の開きを控除して純粹の戦闘に起因する者との間の權衡を保たせやうと云ふのである尙但書に該當するのは例へば後の傷病のみで特別項症になると云ふ様な場合で前後合しても増加恩給年額は同額であるから更に之の中から控除せぬ事としたのである。

二 後ノ傷病又ハ疾病カ普通公務ニ起因スルトキハ別表第二號表乙號中前項ノ規定ニ依リ定メタル不具廢疾ノ度

ニ相應スル増加恩給年額ニ前ノ増加恩給年額ト別表第二號表乙號中其ノ不具發疾ノ程度ニ相應スル増加恩給年額トノ差額ヲ加ヘタルモノヲ以テ増加恩給ノ年額トス

前と丁度反對の場合で後の傷痍又は疾病(B)が普通公務で前の傷痍原因(A)が戦闘又は準戦闘である場合を定めたものである例へば前の傷病等差が甲號第六項兵卒の額で後の綜合等差が乙號第二項判任二三等の額とすれば次の通りになる(法五五)。

$$(660\text{圓} + (300\text{圓} - 240\text{圓})) = 720\text{圓}$$

(乙第三項)(甲第六項)(乙第六項)

第三節 改定に關する諸規定

普通恩給及増加恩給の改定方法は、大體前述の通りであるが、恩給を改定する場合其の改定年額が従前の恩給年額より少なきときは従前の恩給年額を以て改定恩給の年額とするのである(法五六)。

改定額と従前の年額とが全く同額なるときは如何と云ふに舊法では少なきか同額なるときは改定せずして其の儘に放置したのであるが、余は此の場合にも形式上一應裁定すべきものと思ふ。若し然らざれば同額なりや少額なりやが決定せられないからである。

宮内官の恩給規程に依る恩給を受くる者が公務員と爲り退職した場合にも上述の例に依り其の恩給を改定せられるのである(法五七)。

改定に關する諸規定

國庫納金

第五章 國庫納金

恩給法に依つて廢止せられた官吏遺族扶助法中には官吏の國庫納金に關する規定があつた。元來國庫納金の負擔を爲す公務員の種類は文官、中等學校以上の教育職員及待遇職員であつて、他の軍人、初等教員、警察監獄職員等は納金の義務がないのである。夫れ故恩給法制定の際公務員全般より納金を徴するか又は全廢すべしとの議論も相當あつた様であるが結局從來徴收したものは其の儘徴收する事となつた。尤も宮内官は其の恩給令中納金の規定を廢止された。

右の事情で文官は毎月其の俸給の百分の一に相當する金額を國庫に納付せねばならぬ(法五九一)。此の國庫納金は從來の通毎月俸給給與の際控除徴收せられる其の手續は恩給金額分擔及國庫納金收入等取扱規則及同上取扱細則を參照せられたい。

第六章 轉任轉職と恩給關係

轉任と云ふ語は本來退職と就職とが條件的に同時に起る場合を云ふ然し退職と就職とが條件的に關聯し其の間に間隙なき場合は常に轉任かと云ふに必しも左様ではない。前後の官職の關係で或場合には轉任と看做され或場合には然らざる事がある例へば警部補から警部に昇進した場合には一般行政法の觀念からは轉任であるが恩給法上は警察監獄職員の退

轉任轉職と恩給關係

職と文官の就職との二つの事實が間隙なく連續して起つたものと見ねばならぬ之に反して教育職員である中等學校の教諭が教育事務從事文官たる視學に任ぜられた場合は一般行政法上の關係としては本來教諭の退職と文官の就職とが起る譯であるが之に付ては「官公立學校又ハ圖書館職員ト教育事務ニ從事スル文官トノ間ノ轉任ニ關スル件」(明治三十二年勅令四五六)と云ふ特別規定があつて其の相互の轉職は轉任と看做される事となつて居る從つて恩給法上の取扱は引續きたる在職である。若し此の特別規定がなければ轉任とはならぬ。

要するに轉任と云ふ觀念が目今の行政法上餘り明確でないので恩給の給不給の決定に當り實際問題としては解釋上厄介な場合があるのである。

尙此の外に「官吏ノ勤績ニ關スル件」(明治二十六年勅令一九八)と云ふのがあつて「廢官廢廳若クハ官名改定ノ際其ノ廢改ニ係ル官職ニ在ル者即日他官ニ任セラルルトキハ勤績者トス」と規定してある此の規定は一般行政法上の適用あると共に恩給法上の解釋にも適用せられ且解釋上即日他官の場合をも含むものとして取扱はれ來たが恩給法施行令第三十五條に左の規定を置かれた。

第三十五條 廢官、廢職、廢廳、廢校又ハ官職名改定ノ際其ノ廢改ニ係ル官職ニ在ル者即日又ハ翌日他ノ官職ニ任セラルタルトキハ恩給法ノ適用ニ付テハ之ヲ勤績ト看做ス

以上述べたものの外退職の當時尙他の公務員として在職する場合がある例へば文官在職

中に軍人として召集せられ恩給法上二種の公務員の資格を有する者が召集を解除せられたる場合の如きである此の場合は轉任とは違ひ一方の公務員には明かに退職の事實があり他の公務員としては引續きたる在職である。

恩給法第五十二條は是等の場合の恩給の給否を規定したのである即ち

(1) 公務員が其の退職の當時仍他の公務員として在職するものに付ては總ての公務員を退職する時迄は現實には恩給の給與をしない。前の例で云へば文官在職中軍人として召集せられ其の召集解除に依つて軍人としての恩給を給せらるべき場合であつても召集解除當時尙文官在職中なら文官の退職迄は恩給權發生せず文官退職の際前の軍人召集解除當時の恩給と後の文官退職當時の恩給とを比較し孰れか一方を選択させる(法五二一)。

(2) 公務員にして退職の當日又は翌日他の公務員に就職し之を勤績と看做されるもの(例へば前掲恩給法施行令第三十五條の如き)に付ては後の公務員を退職する迄は之に恩給を給しない(法五二二)。

(3) 轉任の事に付ては特に恩給法に明文がないが轉任の主たる効果は引續きたる在職と看做される事である當然の歸結として轉任の時に於て恩給を給すべからざるものと云ふ事が出来やう唯前に述べた警部補が警部となつた場合の如き其の轉任の際一應警察監獄職員としての恩給權を發生すべき状態にあるも退職の當時仍他の公務員として在職するものと解し(1)の適用に依り直に恩給を給せざるものと解する外はあるまい。但し此の説には

異論がある事と思ふ。

(4) 公務員が恩給を給せざる官職に轉し退職したるときは其の轉任を退職と看做して之に恩給を給す(法五三三)例へば通信書記として既に恩給を受くべき年限資格を有する者が三等郵便局長に轉任した場合の如き本來轉任の時にも恩給を受けられず三等局長退職の時は原則として恩給を受けられない結果となる故に此の場合には三等局長退職の時に通信書記から轉任の際の基準に依り其の轉任を退職と看做して恩給を給するのである勿論恩給の給與は三等局長退職の翌月よりである。

(5) 公務員が其の退職の當時仍宮内官の恩給規程に依り恩給を受くるの資格ある宮内職員として在職するときは恩給法に依る恩給は之を給しない。此の場合は恩給法上の公務員と宮内職員とが併有せられ其の一方である恩給法上の公務員のみを退職した場合であるが同様に恩給法上の公務員が宮内職員に轉任した場合にも恩給權は發生せざるものと解すべきである(法五三)。

軍人恩給

第三編 軍人恩給

本編に於ては主として軍人の恩給に付て述べる積りであるが軍人と準軍人とは大體同じ様な規定に支配されるから以下便宜軍人と準軍人とを併せて説明しませう。

軍人及準軍人の普通恩給

第一章 軍人及準軍人の普通恩給

軍人及準軍人の如何なるものであるかは既に説明した(第一編)軍人は公務員であるから一定の年限在職し失格原因なくして退職すれば普通恩給を給せらるる事は當然であるが尙準軍人も一定年限在職し且其の身分を免ぜられたるときは普通恩給を給せられる如斯準公務員にして年功に依り普通恩給を給せられるのは準軍人丈である。

第一節 軍人及準軍人は如何なる條件にて普通恩給を受けられるか

軍人又は準軍人が年功に依つて受ける普通恩給は孰れも在職年十一年以上にして退職したる事を要件として居る。茲に所謂退職は勿論恩給法上の退職であつて必しも退役又は兵役免除の意味でない。如何なる場合が退職であるかは曩に文官の部で説明したが現役軍人に付て云へば離現役、非現役軍人に付ては召集せられたる者は召集解除志願に依り軍人たる勤務に服する者に付ては解職である(法二六)。

軍人恩給を受くるには在職年十一年以上である事を要するが此の在職年は必しも軍人としての在職年のみでなくとも良い唯前にも述べた通り恩給法第三十條の規定に依り十一年に達する迄は軍人又は警察監獄職員以外の公務員としての在職年は其の四分の三に當る年月數を以て之を計算するのである。例へば巡查三年文官八年の前歴ある者引續き軍人となり二年在職したる後退職したる場合は巡查三年及軍人の二年は同價値とし文官の在職八年

軍人及準軍人は如何なる條件にて普通恩給を受けられるか

は其の四分の三即ち六年と看做し合計十一年の軍人恩給を給與せられる。

準軍人に付ては軍人に關する規定を準用する事となつて居るから同様の解釋を與ふべきものと思ふが規定は稍々明確を缺く。又準軍人に付ては所定の年限在職し退職したる事の外尙其の身分を免ぜられたる事を要件として居る。蓋し準軍人の在職年とは職務、戒嚴地境内勤務又は外國鎮戍に服したる期間を云ふので其の勤務を離れたる場合は恩給法上の退職となるも準軍人たる身分は失はないから其の身分を免ぜられたる場合に限り恩給を與へる事としたのである。

軍人及準軍人の普通恩給金額

第二節 軍人及準軍人の普通恩給金額

軍人及準軍人の普通恩給の年額は退職當時の階等及其の在職年の年數に依り恩給法別表第一號表の金額を給せられるのである。例へば在職二十年の大尉の恩給年額は高等官六等の欄九百二十三圓となる又在職十一年の陸軍曹長であつたなら判任官二等の欄年額二百八十五圓となる。準軍人も同様に例へば海軍一等兵の待遇を受くる準軍人十一年の部は二百圓となる。

外國勤務加給

外國勤務加給のある事は文官と同様である即ち其の在職年中に外國實勤績在職年十五年以上のものを含むときは其の勤務在職年中十五年を控除したる殘の勤務在職年一年に付退職當時の軍人の階等に應じ恩給法別表第一號表の十一年の額と十二年の額との差額の二分の一に相當する金額を之に加給するのである例へば在職年三十年中外國實勤績在職二十年

の大佐であつたとすれば高等官三等の三十年の年額二千百十三圓に二十年中十五年を除いた残り五年に對し一年毎に高等官三等の十一年と十二年との差額の二分の一即ち十五圓を加給し合計二千百八十八圓と爲るのである。

軍人恩給の最高限

文官の恩給の最高限は在職四十年の額であつたが軍人丈は特に之を五十年とし在職五十年を超ゆる者に給すべき恩給年額は之を在職五十年として計算される。

在職十一年以下の者の恩給金額

恩給法第四十六條第四十七條又は第五十四條第一項第二號若は第三號の規定に依り在職年十一年未滿の者に増加恩給と共に給すべき普通恩給の年額は在職年十一年の者に給すべき普通恩給の額である。

第三節 恩給の算出基礎たる階等

恩給の算出基礎たる階等

軍人恩給の算出の重要な基礎は退職當時の階等である陸海軍高等武官に付ては高等官官等俸給令別表第一表に定められてあるし判任武官に付ては文武判任官等級令に規定がある尙其の他陸軍武官官等表(明治三十五年)海軍武官官階(大正九年)がある兵卒に付ては陸軍兵卒等級表(明治四〇年)海軍兵職階に關する件(大正九年)がある。

以上述べたのは一般的の階等であるが此の外恩給規定の適用上特に定められた階等がある。

(イ) 最高俸を受けた准士官

陸海軍の准士官は本來等級令から云へば判任官一等である然し恩給法第六十一條第六項

に依り特別の待遇を與へられて居る即ち陸海軍准士官にして其の官に對する最高の俸給を受けたる者には高等官八等の額を給せられるのである。此の規定は舊法にもあつた軍人恩給法第六條但書中に規定してある此の規定に依ると「陸軍一等樂長及海軍兵曹長同相當官ニシテ最高ノ俸給ヲ受ケタル者ニハ高等官六等ノ額、其ノ他ノ海軍兵曹長同相當官ニハ高等官七等ノ額、陸海軍准士官ニシテ其ノ官ニ對スル最高ノ俸給ヲ受ケタル者ニハ高等官八等ノ額ヲ給ス」となつて居る。現今では陸軍一等樂長は大尉相當官であるから當然高等官六等であるが以前は高等官七等であつたから最高俸を受けた者は六等の額を給すべき特例を設けたのである又海軍兵曹長は特務士官であつて階等は高等官八等であるが特に高等官六等又は七等の恩給を給せられたのである然し大正九年四月の改正で從來の海軍兵曹長は廢せられ海軍特務大、中、少尉の三階級となり各科大、中、少尉と同一の取扱を受ける事となつたので軍人恩給法第六條但書中陸軍一等樂長と海軍兵曹長に關する規定は其の適用の對象を失つて實質的に空文となつた。舊制海軍兵曹長に當る新制の海軍特務少尉に對し尙軍人恩給法第六條但書の規定の適用ありとして行政訴訟を起した者があつたが申立相立たずとして敗訴した例がある。

准士官に付ても補職准士官は前記軍人恩給法第六條但書の適用がない然るに補職准士官たる憲兵上等伍長の職に在つた元曹長が此の點に關する行政訴訟を起した例があるが之亦原告の敗訴となつた。

最高の俸給とは特別俸を除外したものであるかどうか此の點は俸給令の書き方如何に依るが曾ては特別俸の最高限が最高の俸給と見た時代もあるが現今は一級を最高俸とし一級以上特別俸迄を最高の俸給とするものとして處理して居る様である。

尙茲に注意すべき事は恩給法第六十一條第六項の階等に關する規定は普通恩給に關して規定して居るが尙増加恩給に關する規定の適用上も同様であると思ふ即ち此の階等に關する規定の位置が宜しくない爲め疑を生ずる事と思ふ。

(ロ) 名譽進級者の階等 名譽進級者の階等に就ては恩給の更正の章で一才説明して置いた(第一編)如く離現役と同時に進級をさせる制度で現今は之に相當するものがないが名譽進級者には進級後の階等に應ずる恩給を與へる。名譽進級に類似した制度としては豫備及國民軍召集中の進級がある之れは戦時でも平時でもあり得るが此の場合新法では再就職となるから前後の在職年を合算して新たに普通恩給を受けられる場合か恩給法第五十四條乃至第五十六條に依り改定せられる場合でなければ新階等の恩給は受けられないのである。此の點は時々誤解せられて豫後備役演習召集中に進級したのに恩給の更正をしないのは如何なる理由か等と尋ねられるが夫れは所謂名譽進級ではないから特に注意して欲しい。

(ハ) 準軍人の階等 準軍人の普通恩給及増加恩給等を算出する基礎となる階等は恩給法施行令第二十六條に左の通り規定せられて居る(六二viii)。

一 陸軍ノ見習士官及海軍ノ候補生ハ列任官一等トス

第三編 軍人恩給 第一章 軍人及準軍人の普通恩給

二 前號ニ掲ケサル陸軍ノ士官候補生、陸軍士官學校生徒、海軍兵學校生徒、海軍機關學校生徒、海軍經理學校生徒及海軍機備生徒ハ判任官三等トス

三 前二號ニ掲ケサル陸海軍諸生徒及海軍機備練習生ノ階等ハ兵卒ニ準ス

右の中で兵卒に準ずと云ふのは例へば陸軍一等卒の階級にある生徒は一等卒として取扱ふと云ふ意味である。

第四節 在職年

軍人又は準軍人の在職年も恩給法上は總て公務員又は準公務員の在職と爲るのであつて其の大意は既に文官恩給の部で述べたから以下軍人及準軍人の在職年中特に注意すべき點を説明するに止めませう。

借軍人及準軍人の在職年の研究には勢ひ舊法の規定をも比較對照をせねばならぬから前提として舊法の軍人恩給に付極めて簡單に説明を加へて置きたい。

軍人恩給法第一條には「陸海軍人ニシテ現役ヲ離レタル者ハ此ノ法律ノ規定スル所ニ依リ恩給ヲ受クルノ權利ヲ有ス」とあるが此の「現役ヲ離レタル」とは新法の退職と略同意義であると解釋せねばならぬ然し尙豫備後備に在る者平時召集中は舊法では再就職と看做さないので特に此の場合職務の爲め死歿し又は傷痍を受け若くは疾病に罹りたる時は恩給を給すべき旨を規定して居る(軍人恩給法第三十九條)。

準軍人に就ても同様軍人恩給法第四十條に陸軍見習士官、海軍候補生、陸海軍諸生徒及海軍水雷夫は第四條第二第三に因り死歿し又は傷痍を受け若くは疾病に罹り服役に堪へざ

在職年

る者に限り恩給を受くるの權利を有すと規定して居るのである。軍人恩給法では年金たる恩給の種類を退職恩給免除恩給及増加恩給として居る。其中退職恩給は准士官以上に給すべき普通恩給であつて左の場合に給せられる(軍人恩給法第四條)。

- 一 現役十一年以上にして定限の年齢に達し又は定限の年齢に達せざるも傷痍を受け若くは疾病に罹り服役に堪へず退職したるとき
- 二 戦闘及戰時平時に拘はらず公務の爲め傷痍を受け一肢以上の用を失ひ若は之に準すべき者にして退職したるとき
- 三 戰地に於て流行病に罹り又は戰時平時に拘はらず公務の爲め健康に有害なる感動を受けるを顧みること能はずして勤務に従事し爲めに一肢以上の用を失ひ若は之に準すべき者にして退職したるとき

四 現役十一年以上にして未だ定限の年齢に達せずと雖休職、停職、満期若は諭旨に依て退職したるとき

次に免除恩給は下士以下の軍人に給せられる普通恩給であつて左の場合に給せられる(軍人恩給法第五條)。

- 一 現役十一年以上にして定限の年齢に達し又は定限の年齢に達せざるも服役満期となり或は傷痍を受け若くは疾病に罹り服役に堪へず免官若は現役を免除したるとき
- 二 前記退職恩給の第二又は第三に當る理由で免官若は現役を免除したるとき

茲で特に注意すべきは第一號の場合服役満期とあるが爲め陸軍々人服役令に依つて素行修らず再服役許可を取消された時の如きは免除恩給を給せられない結果となる之れは結果から見て甚だ酷であると云ふので大正十一年に服役令を改め再服役中再服役の許可を取消す場合には現役満期と爲すことが出来る様になつた。

軍人恩給法の増加恩給は大體新法の増加恩給と同じである。以上軍人恩給法上の年金たる恩給の種類を述べたから次に舊法の在職年を説明しませう。

軍人恩給法では新法の在職年に該當する語を服役年と稱して居る舊法の服役年の計算上
新法と異なる著しい點は新法が月計算なるに對し殆んど總て日計算である事である此の軍人の服役年の計算は中々面倒であるから新法の在職年と對比して説明を加へる事とする。
第一固有の在職年

(i) 新法の固有の在職年 新法固有の在職年は前に文官の部で説明した通り恩給法上の公務員としての就職から退職迄の實在職年である(法二五、二六、二八乃至三〇)。

唯注意すべきは前にも一寸述べた如く軍人としての恩給を受くる場合には十一年に達する迄は軍人又は警察監獄職員以外の公務員としての在職年は其の四分の三に當る年月數を以て之を計算する事である。

(ii) 舊法の固有の在職年 軍人恩給法では通算と云ふ語を混同して用ひて居る即ち軍人恩給法第十八條の如き固有の在職年として當然合算せらるべきものと法律の規定に依り

固有の在職年
新法の固有の
在職年

舊法の固有の
在職年

服役年の始期

初めて軍人の在職年中に計算せらるるものとの二つを含んで居る然し觀念上軍人恩給法は軍人としての恩給法であるから固有の在職年としては軍人の就職より退職に至る期間でなければならぬ。軍人恩給法第十七條に規定する服役年の始終期は左の通りである。

(イ) 退職恩給、免除恩給に係る服役年の始期

- 一 下士以上ハ初任ノ日(即チ學生生徒ノ期間ヲ含マス)陸軍兵卒ヨリ出身ノ下士以上ハ入營ノ日海軍卒(又ハ海)ヨリ出身ノ下士(下士官)以上ハ五等卒(五等卒制ノ廢)トナリタル日但シ陸軍下士上等兵及同等級者カ陸軍懲罰令ニ依リ又ハ素行修マラス若ハ其ノ職務ヲ辱シムルニ依リ官職ヲ免セラレタル者ナルトキハ其ノ兵卒ト爲リタル日又陸海軍下士及諸卒カ普通刑法其ノ他ノ罰則ニ依リ禁錮ノ刑ニ處セラレ若ハ陸海軍刑法ニ依リ「將校ニ制官ヲ附加スヘキ禁錮ノ刑」ニ處セラレタル者ナルトキハ其ノ刑ニ處セラレタル者ナルトキハ其ノ刑期滿限ノ翌日(將校ニ制官ヲ附加スヘキ陸海軍刑)
- 二 兵卒ハ入營ノ日海軍卒(又ハ海)ハ五等卒(五等卒廢止)トナリタル日但シ普通刑法其ノ他ノ罰則ニ依リ禁錮ノ刑ニ處セラレ若ハ陸海軍刑法ニ依リ「將校ニ制官ヲ附加スヘキ禁錮ノ刑」ニ處セラレタル者ナルトキハ其ノ刑期滿限ノ翌日
- 三 北海道ニ移住ノ際定規ノ給助ヲ受ケタル屯田兵下士卒ヨリ出身ノ准士官以上ハ其ノ准士官ニ任シタル日

(屯田兵ノ在職年ニ付テハ大正六年法律第六號及新恩給法ニ特別カアルカ後ニ述ヘル)

- 四 陸軍軍人及海軍准士官以上ニシテ明治四年八月以前ヨリ勤仕ノ者ハ同月一日
- 五 海軍下士以下ニシテ明治二年五月一日以前ヨリ勤仕ノ者ハ同月一日

(ロ) 服役年の終期

- 一 現役を離れたる日

右に述べた服役年の始期より終期に至る迄は軍人としての固有の在職年である然るに軍

服役年の終期

人恩給法第十八條は此の固有の在職年迄を通算年として規定してある今同條中固有の在職年に該當するものを擧ぐれば左の通りである。

- 一 服役年ノ始期ヨリ終期ニ至ル迄ノ日數
- 二 豫備後備ニ在ル者戰時若ハ事變ニ際シ召集セラレタルトキハ其ノ召集中ノ日數
- 三 海軍軍人轉シテ陸軍軍人トナリタルトキハ海軍服務ノ日數陸軍軍人轉シテ海軍々人トナリタルトキハ陸軍服務ノ日數
- 四 現役ノ者陸軍見習士官、海軍候補生若ハ陸海軍諸生徒トナリ再ヒ現役ニ就キタルトキハ前後ノ日數
- 五 現役ヲ離レタル後再ヒ現役ニ就キタルトキハ前後ノ日數

以上は殆んど當然の事を列記したに過ぎないから別段説明を加へない。

第二通算に因る在職年

(i) 新法の通算年 新法の通算年は既に文官の部で説明した所であるから詳細は第二編を参照せられたいのであるが尙一應軍人として特に關係ある部分を説明して置ませう。新法の通算の規定は恩給法第四十二條第九十三條乃至第九十五條及第三百三條の規定である。其の中で第九十三條乃至第九十五條は警察監獄職員に關するものであるから其の部分の説明の際に譲るとして茲には第四十二條と第三百三條の規定に就て特に注意すべき點を述べたい。恩給法第四十二條に規定する通算年は左の通である。

- 一 宮内官ノ恩給規程ニ依リ宮内官恩給權ノ基礎ト爲ルヘキ宮内職員トシテノ在職年月數
- 二 準軍人ノ在職年月數
- 三 高等文官ノ試補又ハ判任官見習引續キ公務員ト爲リタルトキハ公務員トシテノ就職ニ接續スル其ノ勤続年月數

の二分の一に相當する年月數
四 準教育職員引續キ教育職員と爲りたるときは教育職員としての就職に接續する其の勤続年月數の二分の一に相當する年月數

以上各號の説明は第二編でして置いたが軍人として比較的關係の多いのは第二號の準軍人の在職年月數である。準軍人の在職とは職務、戒嚴地境内の勤務及外國鎮戍である事は前にも述べた通で此の條件に當てはまらねば恩給法上の在職年と見る事が出来ないのである。然し準軍人の在職年は通算する場合には他の準公務員の如く勤続年月數の二分の一と云ふ如き制限なく一般公務員と同價値にて計算せられるのである。

次に恩給法第三百三條の通算年である之れは全く軍人としての在職に對する特例の又特例であるが此の際一寸屯田兵恩給問題に付て述べて置ませう。

屯田兵は御承知の如く明治初年に北海道開拓及北門警備の目的を以て設けられた制度で初めは内地の士族中より希望者を募り家族共に北海道に移住せしめ戸主は兵役に服せしめ其の餘暇耕農に従事せしむると共に家族は専ら農業に従事せしむる事とし概ね一般兵卒は土地五町歩を耕作し且家屋を貸與し家族には鹽菜料を給した。而して耕地が成功すれば兵役終了後其の土地を與へられる事となり兵役をも世襲として居たのであるが數次の變革後世襲制は廢せられ一定年限の現役豫備役後備役に服すこととなつたのである。

斯様な沿革から成立つたので當初屯田兵に對する恩給と云ふ事は全く考へられなかつたが明治十八年七月太政官達第四十號陸軍恩給令附則で屯田兵恩給の事を定められた之れに

依れば屯田兵上長官士官の恩給及屯田兵下士中北海道移住の際定規の給助を受けざるもの恩給は陸軍恩給令に依り之れを給せられた而して給助を受けた下士卒出身の士官は士官に就任の日から在職年を計算せられた軍人恩給法では第十七條第一の三號に屯田兵準士官以上の在職年計算に關する規定を設け且第八號に従軍したる場合の通算の規定を置いたのみであつた。然るに日露戦争後屯田兵服役年中或程度迄を恩給の基礎在職年に加へて欲しいと云ふ運動が起り殆んど年中行事の如く、議會の請願となつたが結局大正六年法律第六號軍人恩給法中一部改正の際第十八條第八號に「北海道ニ移住ノ際定規ノ給助ヲ受ケタル屯田兵下士卒ニシテ從軍シ又ハ屯田兵村監視若クハ屯田兵部隊附トナリ軍隊ノ常務ニ服シタルトキハ其日數」と云ふ規定が設けられた。此の屯田兵村監視と云ふのは後備役兵村には部隊附將校を置かず下士が其の兵村を監督して居たので之を兵村監視と云ふのである。又軍隊の常務に服したる者とは練兵をせず常に部隊内で縫工、靴工、當番をしたり教育係等をした者を云ふのである之を服役年に加へた理由は常務に服したる者は農耕の業に従ふ事が出来なかつたからと云ふのであるが事實は強健なる者は練兵に従事し比較的怯弱なる者が常務に服したと云ふので此の規定に當らぬ屯田兵が再び運動を起し遂に恩給法第三百三條の規定を設けられる事となつたのである。新法に依れば北海道屯田兵の現役に服したる年月日數は之を公務員の在職年に通算し年金たる恩給を改定し又は新に之に普通恩給を給する事となつて居る。本條は議會修正で急に加へられた條文なので大分缺陷がある様である

即ち第一に屯田兵の現役期間は如何なる種類の公務員にも通算出来得るのであるかどうか此の點は文理解釋から云へばどうも左様であると云はねばならぬ様であるが夫れでは他の軍人との權衡がとれぬ屯田兵も立派に軍人であり且從來は軍人として完全な恩給性をさへ持たなかつたのである夫れであるのに一般の軍人は恩給法第九十條第一項但書の範圍に於て他の公務員との通算を認められるに反し屯田兵のみが無制限に通算せられると云ふ筈がないと思ふ夫れ故自分は此の規定を解釋するに軍人として通算せらるべき範圍に限り通算せらるるものとした方が善いと思ふ。第二に恩給法第三百三條は經過的規定であり且恩給更正の規定である即ち恩給法施行の日より其の者の受くる年金たる恩給を改定し又は新に之に普通恩給を給すとあるから恩給法施行後恩給權の發生する場合はどうなるか例へば屯田兵現役期間を通算しても大正十二年十月一日には恩給年限に達しないが大正十三年十月一日になれば恩給年限に達すると云ふ様な場合に如何にして良いか。自分は此の場合にも尙立法の精神を酌んで軍人として通算出来得る範圍に於て通算した方が良いと思ふが規定は明瞭でない。

(ii) 舊法の通算年 舊法の通算年の規定は不完全である事は前述の通りであるが主なるものを左に述べませう。

(イ) 文官より轉じて陸海軍人となりたる者に在ては恩給を受くべき最下限の期に至るまでは文官服務中の日數四分の三(軍人恩給法第十八條第四號)。

軍人と文官とは別個の法律に依り規定せられたるに拘らず其の交渉規定頗る不完全にして種々の疑問を生ずべき場合が澤山にあつた本規定も單に文官より轉じてとあるから轉任の場合のみに限らるるかどうか又最下限の期に至る迄とあるから夫以上はどうなるか議論をすれば幾何でも議論を爲し得る餘地がある現に行政裁判所の判例でも既に軍人恩給を受けた者が文官となり十五年以上在職した場合には軍人恩給と文官恩給とを併せ給せらるべきものなりとの判決を與へたものがある等は官吏恩給法と軍人恩給法との關係を充分研究せず單に一部分の形式的理論を尊重した爲めではないかと思ふ然し此の判例は最近大正十四年七月變更せられて從來の取扱例の通り文官軍人とも通算せられることとなつた。兎も角軍人恩給法上文官と軍人との在職年通算に關する規定としては本號の規定と第七條の「軍人現役十一年以上ニシテ文官ニ任シタル者又ハ文官ヲ兼任スル者十五年未滿ニシテ退官退職スルトキハ軍人ノ服役年數ニ對スル恩給ヲ給ス其ノ十五年以上ニシテ退官退職スルトキハ文武官ヲ比較シ恩給年額ノ多キ方ヲ給ス」と云ふ規定があるきりである。

然し永年の慣習上文官の在職と軍人の在職とは互に通算し得るものとし且軍人として受ける場合には十一年に達する迄は其の文官服務中の日數四分の三を加へ十一年以上は同價值として計算することになつて居る故に文官恩給を有する者が軍人となり軍人として單獨に恩給を受けられる年限に達したる場合又は反對に軍人恩給を受けたる者が文官となり文官で恩給を受け得られる場合には常に通算關係と見て再任増加の規定を適用し各自獨立には恩給を給せざる例である陸軍恩給令海軍恩給令 明治十六年達)では文官轉じて陸海軍々人となりたる者陸海軍人の現役に在らざる者文官となり文官の俸給を受くる者恩給を受くるの期に至る迄は其文官奉仕中の年月は十六箇月を以て一年とし之を通算する事になつて居る。

(ロ) 陸軍見習士官、海軍候補生、陸海軍諸生徒及海軍水雷夫にして從軍したるときは其の日數(軍人恩給法第七條第十八條第七號)是れは新法の準軍人に相當するものであつて從軍と云ふ意味は狹義でなく出征、戒嚴地境内勤務及國外鎮戍を含むものと解せられる。

(ハ) 北海道に移住の際定規の給助を受けたる屯田兵下士卒にして從軍し又は屯田兵村監視若くは屯田兵部隊附となり軍隊の常務に服したるときは其日數(軍人恩給法第十八條第八號)

此の規定は前に説明した通りであるから再び説明を繰返さぬ。

(ニ) 朝鮮軍人の在職年
一般には必要がないが便宜茲に朝鮮軍人の在職年の事を述べて置く朝鮮軍人とは朝鮮人にして舊韓國の兵制に依り軍人たりし者を云ふのである故に朝鮮人であつても我兵制の下に軍人と爲つた者は當然軍人恩給法の適用を受けるのである。朝鮮軍人に對しては朝鮮軍人及朝鮮軍人遺族扶助令(大正七年勅令二九九)があつて本來一般軍人恩給法の規定の適用がない然るに大正九年勅令第百十八號で朝鮮軍人中將校同相當官に相當する者は我陸軍將校同相當官に任用する事が出来るやうになつた。其の結果兩者間の在職年の計算に付特